

募集費規程の整備 我が社は代理店制度確立と共に明治四十一年一月代理店募集費規程を制定し、愈々地方募集機關の擴充を圖つたが、翌四十二年一月都市開發の目的で「所在地募集費規程」を更に制定し、各支店、出張所の所在地に於ける募集費の支出方法を定め、所在地の募集責任額遂行を期することゝなつた。

この規程による募集費は、専ら市内の販賣開拓に要する費用を支辨することゝして、専ら都市募集に積極的な畫策と行動を起さしめたのである。こゝに於て地方募集とは截然と區別され、各々その募集能率並に診査能率の増進のために萬全の方策を樹立することゝなつた。斯くして、外野組織は、愈々都市、農村を押しなべて完全な販賣型態を整へるに至つたのである。

弘世助三郎氏の辭任 かくの如く外野制度も一應整備し、新たなる販賣機構の下に進發せんとせし折も折、豫てから老病の故を以て辭意を洩らしてゐた弘世常務取締役は、同四十一年二月の株主總會で正式に隱退の意を表示したのである。

抑々弘世氏は、我が社創業の當時未だ生命保險事業に對して殆んど關心を持たなかつた大阪財界の有志の間を斡旋して、多大の苦心の結果漸く創立の礎を築いた所謂我が社の産みの親であると同時に、又創業の始めから、實際に經營の任に當つた片岡氏の背後にあつて陰に

陽にこれを援け、片岡氏をして全く後顧の憂なく充分に經營の手腕を振はしめた元老格の人であつた。既に我が社も本邦第一の榮位に上り、基礎は愈々鞏固となつた此の秋に際して、多年我が社の發展のために只管身心を捧げて淬勵した弘世氏が、漸く前線から退いて今後の躍進を見守りつゝ、休養の地に身を置かんと希望を洩らしたのも亦無理からぬことであらう。こゝに於て我が社は同氏の意を諒とし、同氏從來の功を謝してその辭任を承認することゝなつた。

日本三會社表の完成 これより先、明治四十年五月、我が社は明治、帝國兩社と、もに創業以來の被保險者の死亡に關する統計を集めて完全な死亡生殘表の作製を企てたが、漸く四十三年五月わが國最初の經驗生命表を完成した。所謂「日本三會社表」と稱するもので、わが國生命保險事業の發展、向上のために多大の貢獻を爲したのである。

保險金額最高限度を參萬圓に引上げ かうした堅實主義經營を反映して依然業界の覇者たる貫祿を維持し、明治四十四年七月には、從來貳萬圓であつた保險金額最高限度を新たに參萬圓に引上げる餘裕を示すに至つた。

更に九月、有限掛金終身、養老、短期掛金養老生命保險に就き、被保險者の便宜を圖るために各々その最高年齢を延長することに定め、各保險種類の契約年齢に各々五年（七十歳養老



は十年)を追加すること、したのであった。

右は即ち、社會情勢並に經濟情勢の推移と、これに適應した外野機構を不斷に變革して來た我が社が、諸制度の革新完了に次ぐ商品自體の改良によつて、一つは社會の需要に應じ、一つは更に廣汎なる需要喚起に進出したる事實を物語るものである。殊に商法の改正に伴ひ模範約款の改正が企てられたため、これに即應して我が社も普通保險約款の改正を認可申請した。そして明治四十五年三月その認可を得たので翌四月一日よりこれを實施して以來、名實共に他に遜色なき商品の販賣が出來得るに至つたのである。

壹億圓突破 以上、何人も感知し得る如く經營者の遠大なる計畫の下に用意周到、而も撓まざる努力の繼續によつて、同四十五年五月末保有契約高遂に、本邦最初の壹億圓の金字塔を築き上げ、わが國生命保險業史に輝かしき記録を残したのである。

## 第五章 五億圓達成期(自明治四十五年 至大正十三年)

### 第一節 歐洲大戰の勃發とその影響

第三回大決算 世界の強國ロシアに打勝つて愈々國威を中外に宣揚した明治三十九年以降大正二年に至る第三回大決算期間の我が社の業績は、景氣の變動に伴ふ浮沈こそ免れることは出來なかつたが、先づ上々の首尾を以て終了することが出來た。即ち大決算期末の利益金は

一、前大決算期よりの繰越利益	四八二、四〇三、三四三
一、豫定死亡と實際死亡との差より生じたる利益	一、五八四、一七六、六七〇
一、豫定利息と實際利息との差より生じたる利益	二、六三八、二七九、六六一
一、前大決算期よりの繰越利益金及び當大決算期間中に生じたる利益金の利息より生じたる利益	七四五、〇三〇、二五八
一、財産賣却より生じたる利益	二九、七三四、五八四
一、其他	一五、〇四五、〇四一
合計	五、四九四、六六九、五五七



右のうちから營業費の内へ補填として八拾七萬餘圓、株主配當金參拾六萬圓、退任重役慰勞金四萬圓、並に死亡重役弔慰金參萬圓を差引いて結局剩餘金四百拾八萬餘圓を得た。

この剩餘金の處分に就ては慎重なる研究の結果、

剩餘金	金額
一、保險契約者配當金	四、一八八、二五四、六四〇
一、別段積立金	一、二〇〇、〇〇〇、〇〇〇
一、株主特別配當金	一、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
一、重役特別賞與金並に退任慰勞金	六〇〇、〇〇〇、〇〇〇
一、常勤取締役及使用人特別賞與金	一六五、〇〇〇、〇〇〇
一、優秀代理店贈與金	三〇〇、〇〇〇、〇〇〇
一、後年度へ繰越	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇
	二三、二五四、六四〇

以上の如き餘裕ある大決算を行つて、愈々次期大決算に更に一段の伸展を期するところがあつた。

歐洲大戰勃發と生保界 然るに大正三年七月、セルビヤの一青年に依つて口火を切つた塙塞兩國間の交戦を導火線として第一次歐洲大戰勃發し、歐洲の經濟界は、たちまち混亂に陥るの

報到るや、わが國は最初己が財界への影響として寧ろ樂觀説が有力であつたにも拘らず、時日の経過するに従つて赤信號が出てわが財界は俄然狼狽の色を呈し、殊に株式市場と輸出商品市場とは共に恐慌状態を展開した。更に情勢を一層悪化させたものは破綻銀行の續出であつて、殊に關西金融界に一方の覇を稱へてゐた北濱銀行の破綻の影響は尠なくなつた。これに加ふるに最も生命保險事業と密接な關係を持つ米價が低落した。その低落も底止する處なき急落調を示したので農家の困憊その極に達する有様となり、延いては商工いづれも萎靡衰頹の裡に推移したのであつた。

かやうな情勢の下にあつて、わが生命保險事業の蒙つた影響も亦尠なくなつたことは、次の新契約成績が簡にして雄辯に物語つてゐる。

年度	社數	件數	金額
大正二年	三六	四四二、八八四	二八五、二五〇 <small>千圓</small>
大正三年	四一	四〇八、六四八	二六九、九〇三

(生命保險會社協會の調査、千圓未満切捨)

即ちこの年には、内國生命保險會社の數は前年より増加してゐるにも拘らず、新契約成績は却つて壹千五百萬圓以上の減少を示してゐる。更に契約の純増加に於ては、



年度	件数	金額
大正二年	二七七、三五四	一八八、二七六 <small>千圓</small>
大正三年	一三五、七七四	一一三、二二八

(前掲に同じ)

右のやうに、前年に比べて七千五百萬圓以上といふ激減ぶりを示してゐるのである。

我が社に於てはこの形勢を察して、或は各種の奨励法を講ずるとか、或は又幹部自ら各府縣を巡視して鼓舞督勵を加へるなど、全社員を擧げて努力を傾注したにも拘らず、大勢の赴くところ如何ともすべからず、遂に大戦の劈頭各部門に亘つて前年に劣るといふ痛棒を喰らふに至つたのである。即ち新契約は貳千五百參拾八萬餘圓で、前年に比べて六百五拾壹萬餘圓を減少したのに對し、解約は實に壹千六百拾萬餘圓に及んで凡そ五百拾四萬餘圓を激増した。斯くて年末現在契約高は壹億四千壹百五拾八餘萬圓となつて僅かに九百參拾九餘萬圓の純増を示すに止まり、前年の純増加壹千九百五拾九萬餘圓に比べて凡そ半額以下といふ慘憺たる激落を示すに至つたのである。

一方歐洲の戦亂は益々擴大して前途は容易に逆睹し難い形勢となつたが、大正三年十一月青島攻略を終つたわが國では殆んど交戦の埒外にあつた、ゆゑに、軍需品や平和的消費財の需

要は翕然としてわが國に集中して來た。次いで同四年下半年頃から俄然わが對外貿易は、未だ曾て無い大出超の出現となり、國內の諸産業は多忙を極め、好況來るの聲は漸く全國に喧しくなつて來た。加ふるに同年十一月十日には曠古の御大禮を行はせられ、國民の意氣も亦一入昂揚したのである。然しながら、何分にも日露戦争以來一進一退の裡にも殆んど確實な好轉を見ることが出来なかつた永い間の深刻な不況は、容易には轉回出來ず、殊に農業方面に於ては好況の恩恵を享けることは通常遅れがちの例であるから、わが生命保險業の困難も亦容易に薄らぐことが出来なかつた。それに、大正四年上半期中は最も不況の底にあつたので、同年中の斯業の劣績は前年にも増して甚だしく、これを一括表示すると左の通りの有様であつた。(生命保險會社協會の調査、千圓未満切捨)

年度	新契約	解約	年末現在	純増加
大正三	二六九、九〇三 <small>千圓</small>	一三八、〇四五 <small>千圓</small>	一、一三六、二七一 <small>千圓</small>	一一三、二二八 <small>千圓</small>
大正四	一九八、五六三	一九五、二五五	一、二二七、四三九	△八、八三二

(△印は減少を示す)

即ち單に前年に比べて新契約高が劣つてゐるといふのみではなく、保有契約高までも減退して、遂に八百八拾參萬餘圓の純減少を示した。わが國に生命保險業開始以來、年により新



契約の高低は免れなかつたが、前年よりも保有契約高の減少を見たといふことは、明治三十五年とこの大正四年を以て前後を通じ唯二つの事例を残すのみである。そして三大會社のうち明治、帝國の二社までもこの趨勢から脱却することが出来なかつたのに反し、ひとり我が社は幸ひにも新契約成績に於ては前年より五百貳拾九萬餘圓を減じて貳千萬圓を僅かに超えたのであつたが、保有契約高では少額ながら壹百六拾五萬餘圓の増加を示して、

大正四年末現在契約 二四四、九六九件 一四三、二四四千圓

に達し、その健在を誇ることが出来たのであつた。

## 第二節 歐洲大戰中に於ける業績

戰時中の好況 歐洲大戰が新しい局面をつぎつぎに展開するに従ひ、わが國輸出貿易は愈々熾んとなり、大正五年には遂に輸出總額拾壹億圓を超えて、參億七千壹百餘萬圓の出超となり、翌六年には五億六千七百餘萬圓といふ空前の大出超を現出するに至つた。これに伴つて金の流入も亦激増し、大正五年には從來の流出超過から逆に一躍七千貳百餘萬圓の流入超過に恵まれるといふ状態で、これがため、日露戰爭後打續く流出のために殆んど危殆に瀕してゐたわが國金準備が忽ち充實されたばかりでなく、通貨は却つて過剩の状態を呈し、物價並に株

價の騰貴となり、従つて一般金利は次第に低落の傾向を示すに至つた。この低金利によつて國內の企業熱も一層煽られの形となつたがその何れもが從來の日清、日露の戰爭當時と全く質的に異つた躍進振りを辿つたのである。例へば兌換券の發行高は大正三年末を一〇〇と假定すれば七年末は正に二九七を示し、物價、株價の指數も亦夫々三年を一〇〇とすれば、七年には二三〇並に二二一といふ驚異的な變昇りに昂騰した。會社の新設及び擴張計畫資本に至つては、日露戰爭後の事業勃興最盛期たる明治三十九年に於て漸く拾億圓に過ぎなかつたのに對し、大正七年の夫は實に貳拾六億七千萬圓に達してゐた。所謂成金なる言葉が流行したのもこの時代であり、購買力の浸潤増大から補助貨の不足が齎らされ、傍ら銀價の昂騰に基く銀貨の鑄造防止のため小額紙幣が盛んに流通をみたのもこの時代のことであつた。

我が社の第一回増資 かうした經濟狀況に置かれた我が社は、あらかじめ大正三年定款を大改正し、資本金を參拾萬圓より一躍壹百五拾萬圓に増加した。更に又同四年九月には創定財産利用方法書が認可されると共に、從來のものに比して面目を一新した事業方法書も認可され、茲に新しい經營基礎は完備することゝなつたのである。

この經營基礎の確立は、遂に同四年九月被保險者一人に付き保險金額最高限度を五萬圓に引上げの形となつて現はれ、或は翌五年三月から兒童蓄資生命保險を始めて賣出すなど積極



的販賣活動を招來したのであった。

大戦中の業績 大正五年度の我が社の新契約高は二萬六千五百餘件、貳千貳百四拾七萬餘圓を擧げて、同年末現在契約高は壹億五千萬圓を突破するに至つた。同様に、内國生命保險會社の新契約總額もこの年には貳億參千八百餘萬圓に達し、次いで翌六年に至れば戦時好景氣はいよいよ國內全般に浸潤し、特に商工業諸都市の繁榮は未曾有の高利潤に惠まれて益々促進され、勞銀亦次第に上昇の傾向を示して購買力を増加して來た。我が社はこの趨勢にそなへ、「所在地募集費規程」に改正を加へて、都市の積極的開拓を圖つたのであつた。戦時好景氣の浸潤と共に、わが生命保險事業に於ても次第に本格的好調を示し、大正六年中の新契約高は凡そ參億貳千四百萬圓の優績を擧げ、始めて大正二年の成績を凌駕することが出來、我が社も亦同年の新契約高貳千九百萬圓を超え、年末現在契約高は壹億七千萬圓に垂んとするに至つた。

大正七年、大戦五年目の春を迎へた國內の景氣は、前年に引續き益々好況の波に乗つて止まる所を知らないものゝやうであつた。然しながら、一方歐洲諸國に於ては既に長年月に亘る戦亂を呪ふ聲街に溢れるに至り、前に米國の參戰によつて一息ついた形の聯合國軍も、漸く疲勞の色濃きを加へ、獨逸同盟國軍も亦、等しく戦争の終焉を望めるの様相次第に蔽ひ難

きものとなつて來た。さればこの年の下半期に入るや兩軍の間に媾和條約締結の議が進められつゝありといふ風説は何れよりか傳へられて來た。

然るに十一月十一日、噂は眞實となつて現はれ、遂に休戰條約は成立し、茲に五ヶ年に亘る大戦も漸く終結を告げるに至つたが、世界平和の回復によつて戦後景氣が起るであらうといふ見越人氣が擡頭して悲觀論は影を潜め、忽ちにして舊に倍する戦後好況が戦時中にも劣らない勢で潮のやうに襲來したのであつた。恰もこの年は我が社の第四回大決算期の最終年に當り、殊にその期間を五ヶ年に短縮した最初の大決算であるから、夙に周到な計畫を樹てて舉社一體奮戦を試みようとする意氣は、誠に凄まじいものがあつた。

斯くて同年中の我が社の業績は、新契約は五千壹百萬餘圓に達して前年よりも貳千壹百八拾八萬餘圓を増加して未曾有の記録を樹立し、解約も亦前年より壹百拾七萬餘圓を減じてその總額八百四拾七萬餘圓に過ぎず、結局年末現在契約高は貳億圓を超えること九百參拾八萬餘圓に達し、前年末から參千九百五拾貳萬餘圓の純増加を示して茲に第四回大決算期を終幕したのである。

第四回大決算 大正三年より同七年に至る第四回大決算期間中の收支状態をみると、五ヶ年間に於ける保險料収入は總計參千貳百參萬餘圓、諸利息收入壹千壹百參拾萬餘圓、その他の收



入を併せて収入合計金六千四百四拾貳萬餘圓に達し、これに對して支出は保險金總計壹千貳拾五萬餘圓、事業費六百拾七萬餘圓、責任準備金參千五百拾壹萬餘圓、その他を併せて支出項目總計五千九百九拾貳萬餘圓を算し、その差引剩餘金四百四拾九萬餘圓が即ち當大決算期間通計剩餘金を構成するものであつた。

右の剩餘金の處分に就ては細心の注意を以て充分なる源泉調査を行つた上、左の如き處分を行つた。

剩餘金	四、四九四、八〇二・九三八
一、株主特別配當金	七五〇、〇〇〇・〇〇〇
一、保險契約者配當金	三、〇三八、二〇四・〇〇〇
一、重役特別賞與金	八五、〇〇〇・〇〇〇
一、常勤取締役及使用人特別賞與金	四〇〇、〇〇〇・〇〇〇
一、優秀代理店贈與金	一〇〇、〇〇〇・〇〇〇
一、後年度へ繰越	一二一、五九八・九三八

即ち保險契約者配當金に充當せられたるものが右の如き多額を示し、剩餘金總額中六八%を占むることは、業界に覇を唱ふること既に二十年に垂んとして社礎益々鞏固を加へたる我

が社が、創業の趣旨遂行に邁進しつゝ、ある事實を示すものである。今、問題を明瞭ならしむるために、契約者配當金額の増加趨勢を見るに次の如くである。

大決算 次 數	期 間	剩 餘 金	契約者 配當金	契約者配當金の剩 餘金に對する割合
第一回	自明治二十二年 至同三十一年	一六三、六四七圓	三三、〇〇〇圓	二〇%
第二回	自明治三十一年 至同三十八年	一、〇三二、四〇三	三〇〇、〇〇〇	二九
第三回	自明治三十九年 至大正二年	四、一八八、二五四	一、二〇〇、〇〇〇	二九
第四回	自大正三年 至同七年	四、四九四、八〇二	三、〇三八、二〇四	六八

當第四回大決算期間が、前三回に比して三ヶ年を短縮したるにも拘らず、右の如き業績を示せることは特に注目すべき現象であるといへよう。殊に契約者配當金の剩餘金に對する割合が、著しく増加の傾向を辿つてゐることは、充分我が社の特質を示顯せしものと斷じ得るであらう。

流行性感冒の傳播 歐洲大戰の末期から、休戦後にかけての經濟界の未曾有の好況に因り、わが生命保險事業も亦空前の盛況を呈した。然しながらこの盛況の反面に、曩にスペインに發生して全世界に蔓延した流行性感冒が、大正七年下半年頃、わが國にも傳播して多數の國民



を斃し、殊に一定の豫定死亡率を基礎として成り立つ生命保険事業に最も大きな影響を與へたといふ事實があつた。

死亡率の激増 わが國では大正七年九月頃より漸次發生蔓延し、十一、十二の兩月が最も激しく、この頃を頂上として、八年四月頃漸く下火となつた。然るに同年十二月になつて再燃流行し、翌九年一月頃最も猖獗を極めたが、その後暖氣の加はると共に漸く下火となり五月頃になつて遂に終熄した。流行性感冒の死亡率は頗る高く、被保険者中、その犠牲となつて斃れたもの續出し、ために多數の同業會社の死亡成績は、急激に悪化して實際死亡數が豫定死亡數を超過する状態を辿り、會社によつては一大恐怖を招來したのもあつた。

流行性感冒による死亡率は、わが國生命保険事業に甚大なる影響を與へたのであるが、同時に我が社も亦同様勢なからざる影響を蒙り、その支拂保険金は實に多額に昇つたのである。次に我が社が蒙つた影響を明瞭に現はすために、豫定死亡率に對する實際死亡率を比較すると、次表の如くである。

自大正四年 至大正十年 我が社被保険者豫定死亡數一〇〇に對する實際死亡數の比率

年度	男		女		合計	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額
大正 四	七七	七三	七五	七四	七六	七三

大正 五	八一	七三	七四	七四	七九	七三
大正 六	八〇	七一	七〇	六八	七八	七〇
大正 七	一〇〇	九三	九七	一〇九	九九	九六
大正 八	九二	八五	九四	一〇三	九二	八八
大正 九	一〇一	九七	一〇三	一〇八	一〇二	九九
大正 一〇	八三	七五	八一	八〇	八三	七六

前表によつて明かなる如く、我が社平時の豫定死亡數一〇〇に對する實際死亡數の比は、人員、金額ともに八〇と七〇の間に止まり、良好なる成績を持續して來たのであつたが、ひと度流行性感冒の影響を蒙るや、大正七年は人員九九、金額九六となり、前年度に比し夫々二一及び二六の激増を示した。又大正八年は人員九二、金額八八と稍々減少したが、大正九年には、人員に於て遂に豫定死亡を超えて一〇二となり、金額に於ても亦九九と殆んど豫定死亡に達し芳しからざる結果となつた。然しながら一般生命保険界に對しては、前後三ヶ年に亘つて著しく豫定數を超過して大きな打撃を與へた流行性感冒も、我が社にあつては前記の通り豫定死亡に著しく接近したとはいへ、計算の基礎を危くする迄に至らなかつたことは不幸中の幸といふべきであつた。これはいふまでもなく、我が社の流行性感冒死亡率が例外



的に少なかつた、めではなく、流行性感冒を除いた通常の死亡率が終始一貫、従前通りの良好なる成績を維持したる結果に外ならないのである。即ち我が社の社醫制度による被保険者厳選が齎らした良好な死亡成績は、この艱難の時に當つて愈々その眞價を發揮したものと云ふことが出来よう。

### 第三節 片岡社長の辭任と職制改革後の發展

片岡社長の辭任 さきの第四回大決算に於て、業績の優秀性を證明して廣く世の信用を博した我が社は、今や繁榮に沸騰する都市、地方の市場を席捲するため周到なる用意と計畫の下に希望に燃えつゝ、第五回大決算期第一年たる大正八年を迎へたのである。

然るにこの希望の年に當り、創業以來凡そ三十年の間、或は副社長、或は社長として我が社の覇業確立に盡瘁した取締役社長片岡直温氏は、我が社の内部組織に於ても、或は外野組織に於ても完全に組織化されて、經營秩序が嚴然と確立され、いつ身を職から引くとも後顧の憂もない今日、更に續いてその職に留まる必要はない、寧ろこの機會にその職を引き、かねての目的とした政界に進出して新たな段階へ突き進む意向を側近者に洩らしたのである。この報に接した各重役は、百方留任を切に懇望して一段の社業隆盛を希求する幾多の努力

が拂はれたが、片岡氏の素志堅きため如何ともすること能はず、已むなく大正八年二月十八日の定時株主總會に於て、邦家のため同氏の政界に於ける今後の活動を期待してその辭任を承認し、同時に新たに相談役に推薦し、今後とも我が社々業の後見を依頼することゝなつた。會長と三專務の就任 その結果、同總會に於て新たに、片岡安、岸田奎の兩氏が取締役に選任せられ、次いで取締役會に於ける互選の結果、弘世助太郎、橋本重幸、岸田奎の三取締役が專務取締役に就任した。又この時大阪財界の重鎮、山口吉郎兵衛氏が取締役會長に就任し、我が社に更に千鈞の重みを加へたのである。

分課組織の大改革 かくの如く主腦部の新陣容成立すると共に、社内に刷新の氣を注入し分課組織の完備を期するために、職務章程を改正して分課組織の上に大改革を斷行した。即ち從來の所謂三部制を廢して、秘書、検査、調査、營業、市内營業、契約、庶務、主計、統計、財務、會計、經理、代理店の十三課及び醫局を配置し、事務の複雑化に應じて組織は益々細分化された。而して營業方面は弘世專務これを總攬し、橋本專務は契約維持の方面、岸田專務は財務及び經理方面を主として擔當することゝなつたが、この組織改正は、その近代性、實用性の點に於て爾來我が社の事務組織に根底を與へたものとして、特に注目に値するものがあつた。



又外野機關の方面では京城に支店を設置し、全國主要各地に出張所を新設して機關の擴張整備を圖り、茲に社業の基礎愈々鞏固に、清新の氣、人心の和は、新主腦部の才幹と相俟つて、來るべき我が社の大飛躍に備へたのである。

戦後の記録的好成績　當時わが經濟界の見透しは、一般に休戦各國が戦時財政を整理するため速からず不況を招來するであらう、而して大正八年の下期半ば頃より戦時財政の整理期が來るものとすれば、不況は今後約一ケ年にして到來すべく、即ち大正八年中は多少の不安を感じながらも大體に於て好況状態を持続するであらう、といふのが豫測の全貌であつた。従つて我が社も亦この見透しに對處して年初の營業計畫を樹立したのであつた。

即ち好況持續の間に十二分の收穫を收むるにしかすとなし、特に大正八年度は積極的方針で臨むこととし、先づ新契約募集豫定額を前年度四千萬圓に對して四千五百萬圓に引上げ、且つ諸給與を改正し、重要各地に出張所の増設を豫定する等、その他諸般の施設をこの方針に基いて設計したのであつた。然るに同年二月、主腦部の更迭に當り、内外にみなぎる鬱勃たる氣運に鑑み更に一段の積極策を採ることとし、募集豫定額を五千萬圓に増加變更して、第五回大決算期發程の初年、潑刺たる英氣を具現すべく舉社一致この新計畫遂行に向つて邁進したのである。

當時のわが財界は、八年米國財界の回復と共に對外貿易も自ら活況を來し、且つは大戦中に獲得した巨大な正貨の蓄積は、やがて通貨の大膨脹となり、加ふるに時の原内閣の所謂積極政策によつて戦時中にも劣らない好況が続いたのである。殊に下半期に入るや益々股販を極め、投機熱、企業熱の最高潮を來たし、物價は再び累月昂騰して停止する處を知らず、都鄙を通じて空前の好況に酔うたのである。

この好況の波に乗つて舉社一致奮闘の結果、新契約成績は累月新記録を作り、三月より九月に至る七ヶ月間に參千萬圓を獲得すべき當初の中間計畫を遙かに突破し、既に上半期の末に於て新契約合計參千壹百萬圓を抜き、下半期に入るや益々快調の躍進を示し當年度新契約合計七千五百八拾七萬圓に達し、募集豫定額五千萬圓に對し實に五二%の増收をみて業界未曾有の新記録を樹立した。而して第四回大決算による増加配當契約を加へ、一舉にして六千四百八拾貳萬餘圓の純増加を得、年末現在契約高は貳億七千四百貳拾萬餘圓となり、同業各社との間に更に一層の懸隔を招來するに至つたのである。

恰もこの年、我が社創立滿三十周年を迎へ、併せてこの劃期的な業績を收めたので、翌九年二月の株主總會に於て特別支出を決議し、功勞ある役員、従業員及び優秀代理店の永年の勞を稿ひ、互に慶祝の意を表したのであつた。



第二回増資 右の如く社業は、歐洲大戰の影響を受けて飛躍的伸展をとげた結果、營業用の土地家屋のために投じた資産も亦決して尠なからず、當時に於て既に資本金の大部分はこれ等の使途に充當せられ、その残額は約參拾六萬圓に過ぎなかつた。然るに我が社の保有契約高は大正八年末を以て貳億七千萬圓を遙かに超え、保有契約高の激増に伴ふ會社の責任は愈々重きを加ふるに従ひ、將來起り得べき經濟界の變動、乃至は流行性感冒に依つて親しく經驗したやうな不可測の異變に萬全を期する一方、近き將來、全國樞要都市に營業機關を設け業績の發展を策する必要があつた。而もこれ等の資金は、責任準備金に屬する資産を以てするには不適當なので、我が社は更に第二次の資本金増加計畫を實行して愈々基礎を鞏固にすることゝなつた。かくして大正九年二月十九日の株主總會に於て、資本金を倍額増加して參百萬圓、十二萬株となす件を付議し、これに伴ふ定款の變更を決議し、二月二十五日主務大臣の認可を得たのである。

第一回生命保險展覽會の開催 本邦生命保險事業は、創始時代から政府その他官邊の保護を享けること極めて薄く、自立自營の形であつた。従つて當業者自身、本業本位の共同的發展策を講ずべし、といふ時の弘世事務の豫ての持論は、大正十二年四月先づ大阪に本據を置く大同生命、福德生命の二社と合同して、生命保險展覽會といふ未だかつて試みられなかつた劃期

的企畫を實現せしむるに至つたのである。

この計畫に基く生命保險展覽會は、全く自家宣傳を離れ、我が社は生命保險展覽會を、大同生命は活動寫眞會を、福德生命は大講演會を分擔する仕組みで、社會奉仕的な生命保險思想の普及宣傳の計畫であつた。元來、生命保險は數理の上に基礎を置いてゐるため、一般大衆に特に興味を惹き起さしむるが如き展覽會は頗る難事であつた。而も學術的な展覽會ではなく、生命保險思想を一般大衆に普及宣傳する趣旨の展覽會であつたから、學理を通俗化し、數字を興味深く表現する事が絶對的に必要とされてゐた。そのために準備委員も非常の苦心と努力を費さなければならなかつた。且つ又、廣く一般に生命保險そのものを宣傳するのであるから、資料も廣く蒐集しなければならなかつたが、幸にもこの計畫は關係官廳、同業者各位より好意を以て迎へられ、多大の援助を受けて着々豫定通り進行した。又一方更に進んで海外の同業會社に對しても出品資料の送付を乞ふ等萬全を期して準備を急ぎ、又蒐集資料の陳列、表現の方法については、考案に考案を重ね、或は圖表、或は繪畫、或は人形等、一般の注目を惹き興味を喚起せしめ易きあらゆる方法を講じたのである。

この間大同、福德兩社に於ても勿論着々その準備が進められ、かくて愈々四月一日より十五日間大阪市長堀橋の高島屋樓上に於て、三社合同大宣傳の幕が切つて落される事となつた



のである。

時は陽春の好季節、各新聞社の好意ある援助もあり、又催し全體が極めて特異なものであつた、め大いに人氣を呼び、毎日多數の觀覽者を迎へ、遂に會期は五日間延長するの盛況を呈するに至つた。

以上の如く本邦生命保險展覽會の蓋觸として胎生したこの展覽會の反響は頗る大きく、殊に同業各社に非常の衝動を興へ、その結果、保險宣傳熱が大いに昂揚せられ、その後各地に於て官民合同の宣傳大會が續々開催せらるゝに至つたのである。

#### 第四節 關東大震災と我が社

震災と全社の對策 大正十二年九月一日午前十一時五十八分突如として大震、忽ちにして帝都を中心に阿鼻叫喚の巷を現出した。激震とこれに續く猛火によつて東京、横濱の二大都市は殆んど灰燼に歸したのみならず、東京、神奈川、埼玉、千葉、静岡等の各府縣に亘つて被害は頗る甚大で、死傷十數萬人、損害百餘億圓といふ大慘狀を呈したのである。それがため經濟界は勿論大動搖大混亂に陥り、政府は非常徵發令、支拂延期令、米穀輸入税免除令等を矢繼早に發布して緊急事態に應ずるの已むなきに至つた。殊に當時の經濟界は歐洲戦後の反動

の創痍未だ癒えず、諸産業萎靡沈滞し、蟄配その他によつて僅かに表面を粉飾する事業會社も尠なくないといふ時代に、政治經濟の中樞地域が突如として大震災に襲はれた、め、經濟不況は愈々深刻化に拍車をかけたのであつた。

又わが生命保險會社の損害は、頗る甚大であつたが、斯業本來の使命達成のためと震災による極度の人心不安状態とに鑑み、生命保險會社協會に於ては早くも九月十日に支拂延期令施行區域(東京、神奈川、千葉、埼玉、静岡)の各府縣内の生命保險契約取扱方に就き左の申合せをなし、以て世人の斯業に對する危惧不安を一掃したのである。即ち

- 一、今回の災害に依る保險金は完全に支拂を爲すこと
- 一、右保險金は出來得る限り速かに支拂手續を開始すること
- 一、保險料の拂込は明年二月末日迄のものに限り保險約款に依る猶豫期間と支拂延期令に依る猶豫期間の外に更に二ヶ月延長すること

然し、今回の震災による死亡保險金の支拂は、當初憂慮された程の巨額に上らず、各社とも無事にその責任を果すことを得たのは不幸中の幸であつた。

我が社の對策 一方我が社は震災突發の報に接するや、直ちに救護班を陸續派遣して被害者の救護慰問に盡すと共に、東京支店との聯絡、被害従業員の救済に力を注ぎ、又臨時保全課



を設置し、これを東京支店に移して保険金、貸付金その他の支拂に付き非常迅速の手段を講じて加入者大衆の便宜を圖つたのである。尙東京支店は、家屋焼失後一時生命保險會社協會會館内に移つたが、九月二十二日丸ノ内郵船ビル内に移轉し、十月一日には早くも平常の事務を開始するに至つたのである。

扱て我が社の震災による損害は、東京支店及び横濱出張所の家屋及び什器の焼失のみであつて、その損害額は當時の記帳價格に於て、兩者を合して僅かに拾六萬貳千餘圓に過ぎなかつた。又大正十三年八月三十一日迄の滿一ヶ年間に支拂つた死亡支拂保險金額は、内國全生命保險會社の支拂つた保險金七百六萬壹千餘圓のうち、わが社は八拾壹萬六千餘圓、同期間内に震災地域内の契約者に支拂つた解約返戻金は八萬七千餘圓、同じく貸付金は參拾壹萬參千餘圓であつた。

**震災時の業績** 斯様に我が社が關東大震災によつて直接資産及び收支關係の上に受けた影響は比較的輕微であつて、殆んど痛痒を感じない程度のものであつた。然しながら契約方面では、恰も後述の大正十二年末五億圓達成計畫の貫途途上に遭遇したゞけに、相當苦痛を感じたことは免れない事實であつた。即ち先づ關東方面に於ける新契約の發展は、望み薄に至つたのみならず、經濟界は大混亂の結果、全國に亘つて解約も著増し、當時弘世專務の訓示の一節

に述べてゐるが如く、「既往五ヶ年間従業員一同が夢寐にも忘るゝ事なく孜々營々として努力し來つたこの五億圓達成大目的を根底より破壊し盡さなければ已まなかつたのであつて、空しくこれを抛棄せねばならぬ運命に逢着した」のであつた。

然し同年度の新契約舉積額は、八千參百八拾八萬餘圓を獲得し、假令豫定の目的には達しなかつたとはいへ、尙前年度より五百七拾參萬餘圓の大増加となり、この非常時としては満足すべき好成績であつた。尤も、前述の通り解約、死亡の著増のために、結局同年末現在契約高は、四億五千七百八拾貳萬餘圓に止まつたことは遺憾の極みであつた。

**第五回大決算** 有史以來未曾有の大災に遭遇した我が社は、茲に第五回大決算を終了することとなつたのであるが、以下簡単に業績を回顧して見よう。先づ契約方面は、本大決算期中は特に新契約の劃期的伸展をみ、この五ヶ年總計參億八千五百九拾壹萬餘圓、これに對し解約失効高總計壹億貳千參百六拾五萬餘圓、死亡貳千四拾壹萬餘圓、滿期參百參拾九萬餘圓、純増加契約高總計貳億四千八百四拾參萬餘圓を得て期末現在契約高四億五千七百八拾貳萬餘圓となつた。

資産の方面では、大正七年末總資産四千七百參拾八萬餘圓であつたが、契約高の激増と共に急速に増加して、大正十二年末には實に九千八百五拾八萬餘圓と將に壹億圓に達せんとし、



當大決算期始よりみれば倍額以上となつた。而もその内容の堅實なることは外形の偉大さを寧ろ凌駕し、大正九年の大恐慌にも殆んど痛痒を感せず、これに續く財界の不況にも超然として資産状態益々安固を加へたのである。

次に收支状態を一瞥すると、期首大正八年度に於ては總收入五千貳百四拾萬餘圓、總支出五千壹百參拾參萬餘圓であつたが、期末大正十二年度は、總收入壹億參拾壹萬餘圓、總支出九千五百參拾四萬餘圓となり、その間剰餘金は壹千貳拾六萬餘圓となつたのである。

右の剰餘金より契約者配當金として、實に六百七拾六萬圓を支出し、これを増加保険契約の一時拂保険料に充當して、壹千萬餘圓の保険金の増加保険證券を契約者に交付した。これによつて明治三十年末第一回大決算以來、回を重ねること五回に亘つて契約者に利益配當の公約を實行したのである。

剰餘金

一〇、二六〇、八八四・二九六<sup>圓</sup>

- 一、 保險契約者配當金 六、七六〇、〇〇〇・〇〇〇
- 一、 株主特別配當金 一、五〇〇、〇〇〇・〇〇〇
- 一、 重役特別賞與金 一、五〇〇、〇〇〇・〇〇〇
- 一、 東京支店長淺岡取締役以下使用人特別賞與金 五〇〇、〇〇〇・〇〇〇

一、 優秀代理店贈與金

一五〇、〇〇〇・〇〇〇

一、 慰勞及獎勵其他特別支出金

一〇〇、〇〇〇・〇〇〇

差引殘金

一、二〇〇、八八四・二九六

内 濟生事業ヲ營ム財團法人ヲ設立スルタメ支出

一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇

一、 次年度へ繰越

一〇〇、八八四・二九六

財團法人日本生命濟生會の創設 又この大決算期中の剰餘金から右の如く金壹百萬圓を支出し

東宮殿下 御成婚記念として生命保險思想の涵養、死亡率の減少、健康増進等の目的を以て濟生事業を營む財團法人を設立することゝなつたが、これは後に「財團法人日本生命濟生會」の創設となつて現はれ、本邦事業界に於ける積極的奉仕施設の魁となつた事は、本大決算期に於ける特筆大書すべき事柄といへよう。

第五節 五億圓達成

常務委員會の創設 大正八年二月、山口會長の下に弘世、橋本、岸田の三專務合議制を組成して、事業の發展を圖つたが、翌九年六月一日專務取締役、外に取締役及び監査役各一名を以て組織する常務委員會制を創設して、茲に經營の最高方針を決定する機關を樹立した。



かうした内部最高組織が愈々鐵桶の陣の如く結成すると同時に、外野の販賣力と組織力との組合せの育成が強盛さるゝに及び、こゝを出發點として遠大なる發展計畫を畫策したのである。これ即ち「五億圓計畫」の樹立であつた。

五億圓計畫 五億圓計畫とは、大正九、十、十一及び十二年の四ヶ年間に純増加貳億貳千萬圓以上を獲得して、大正十二年末現在保有契約高を五億圓に到達せしめ、以て第五回大決算期を終らんとする計畫であつた。爾來年々の營業計畫もこの遠大なる五億圓計畫に立脚して立案され、施行されたのであるが、この計畫即ち、五億圓に達せしむるには、一ヶ年平均六千萬圓の純増加を圖り、新契約募集計畫は最少限度一ヶ年七千萬圓以上としなければならなかつた。従つて初年度の計畫目標は、前年募集豫定額五千萬圓に對し、六千萬圓絶對遂行の意氣で前進したのであつた。

然るに、同年々初に於ては前年末から引續き股販を極めた經濟界も、同三月入超壹億圓の聲を聞くに及んで不安人氣は次第に濃厚となり、遂に株式の崩落に端を發して全商品の下落となり、金融は梗塞して信用は杜絶し、倒産者續出して慘憺たる恐慌の場面を現出した。斯くて下半期に期待された貿易好轉も依然思はしくなく、結局巨額の入超に終り、好況時の思惑によつて生産され又は輸入された諸物貨は、今や巨大な滞貨として市場に重壓を加へて、

頗る陰慘な商況を示した。情勢斯くの如くなつては生命保險界と雖もその影響を免れることは出来ない。尤も事業の性質上直ちに打撃を外面に現はす事は尠なく、新契約成績の如きは比較的順調ではあつたが、反面解約は著しく増加し、殊に資産の方面に於ては有價證券、特に株式の暴落、貸付の固定等によつて内容の悪化を見た會社も相當に多かつたのである。

この間にあつて我が社の業績は、同九年度の新契約七千四百參拾六萬餘圓、保有契約高は不況の影響による解約の増加もあつて十分の伸展を見なかつたとはいへ、五月末には既に參億圓を突破し、年末には參億貳千貳百八拾萬餘圓に達した。大正七年末貳億圓達成以來、この年五月參億圓突破までに要した時日は、僅かに滿一年六ヶ月であつて、これを我が社が最初の壹億圓達成に二十二年九ヶ月、次の壹億圓獲得に六年六ヶ月を要したことに比すれば、我が社の伸展力が著しく充實強化し來つた事實を明かに看取することが出来る。

次いで翌十年わが國經濟界は、愈々本格的な不況に踏み入つた。これに隨つてその壓迫は漸く生命保險事業々績の外面にも現はれるに至り、新契約は停頓し、解約は激増の方向へ進むのみであつた。

年度	新契約	解約	純増加
大正七年	五四、〇七〇 件 四、六七〇 千圓	一六九、七三三 件 二四、二四〇 千圓	三六四、七五五 件 三三、二九〇 千圓



大正八年	八〇六、〇七 <small>件</small>	六四、五八 <small>千圓</small>	一八、四〇 <small>件</small>	三九、二九 <small>千圓</small>	五八、二六 <small>件</small>	五四、五三 <small>千圓</small>
大正九年	七四、五二	六五、五八	二七、六四	一七、九三	四五、四三	四六、〇八
大正十年	六四、〇九	六八、一九	三三、七〇	三三、六二	二七、三六	三五、〇八

(生命保險會社協會の調査、千圓未満切捨)

我が社も亦同様十年度は、新契約七千參百六拾五萬餘圓で、前年に比較して僅少ながら減少を示したが、十一年に入つてからは一層の努力を傾注した結果、七千八百拾四萬餘圓の新契約を得て、大正八年度の舉績を更に超過するに至つた。解約に就ても十一年度は却つて減少を示して貳千六百七拾壹萬餘圓となつた。斯くて保有契約高は十一年十月を以て四億圓を突破、同年末には四億壹千貳百六萬餘圓となつて、五億圓計畫最終の年である大正十二年を迎へることゝなつたのである。

然しながら、斯様な経過を一覽しても、年と共に深く入り行く不況に従つて、業績の経過はこの大計畫に對して必ずしも好順であるとはいひ得なかつた。大正十一年末の保有契約高は右の通り四億壹千貳百萬餘圓で、五億圓にはなほ約八千八百萬圓を残してゐる。而も前年の金融界、財界の混亂の餘波に不安はなほ去らず、周囲の形勢極めて不利であつた。然し、この難局に際してこそ我が社の傳統的奮闘精神の偉力を發揮せんものと文字通り舉社一致、

總動員の體制をとり第五回大決算による契約者増加配當保險金約壹千萬圓を加へて、來るべき十三年二月の大決算の總會迄に保有契約高五億圓達成を期したのである。幸に幹部の激勵と従業員一同の奮起と相俟つて士氣大いに振ひ、一般財界の依然たる不況の裡にあつて同十二年上半期中の新契約高は累月激増を示し、八月末日迄に累計五千壹百七拾萬餘圓を得、斯くて夏期沈滞期も過ぎて愈々勇躍して活動期に入らうとしたその矢先、前述の如く關東大震災といふ未曾有の大慘事突發に遭遇したのである。その結果待望久しき五億圓計畫の壯圖は、茲に空しく蹉跌するに至つたことは遺憾至極であつた。

然しながら大正十三年は、先づ何よりもこの五億圓計畫を速やかに完成すべく、また資産の運用にも萬全を期しつゝ舉社一致、一層の奮闘を續けた結果、同十三年六月末保有契約高五億壹百八萬餘圓に達したのであつた。恰もこの時、總資産は壹億圓を突破して錦上更に錦を添へた觀があつた。

當時のわが國生命保險會社數は、生命、徴兵を併せて四十四社、五億圓を突破せる我が社を除けば參億圓臺のもの一社、貳億圓臺のもの三社、壹億圓臺のもの七社、壹億圓臺に達せざるもの三十二社にして、一社平均九千餘萬圓に過ぎなかつたのである。



## 第六章 拾億圓達成期 (自大正十三年至昭和六年)

### 第一節 金融恐慌と我が社

募集制度の改革 關東大震災以來、我が社の業績は下り坂とまでは行かなかつたが、兎角久しきに亘つて躍進性の姿をみることはなかつた。この不振状態を急速に挽回して、過去に數々體驗した飛躍的業績を回復するため、思ひ切つた積極行動をとることゝなつた。先づ大正十三年一月保険金額最高限度を拾萬圓に引上げると同時に、會社と契約者との間を一層親密ならしめ、無思慮な解約、或は他社不正従業者の誘惑を防止する策を講じ、他方では不良契約の混入を防止するために、十四、十五の兩年に亘つて外野の全般に及ぶ支給制度の根本的切替を斷行したのであつた。

その具體的な改正要點を二、三述べれば、

一、大正十四年度より新たに代理店手数料規定を制定し、短期消滅防止の趣旨を規定に織込んだこと

二、大正十五年度より出張所長に對する委任經費制度を改め、從來の出張所長の請負性格

を排除して、根本的にその部下募集社員の素質向上を圖ることゝしたこと

三、大正十五年度より募集經費規程を根本的に改正し、從來代理店に支拂つた募集經費を直接募集社員に支拂ふことゝし、その翌昭和二年には繼續手数料支給制度を實施して、既契約保全に對する關心を助長することを期したること

右の點が改正の根本であつた。而もこの實行は、大なる決斷を以て臨む必要があり、一時新契約募集上に大打撃を被るべき危険を豫期しつゝも、遂に斷行したのであつた。然しながらこの制度の運用は、餘りに急轉換な革新であつただけに直ちに効果を顯はさず、大正十五年年度には八千五拾七萬餘圓の新契約成績に止まり、遂に大正十二年の大震災時の成績を下廻るといふ不振を示したのであつた。

昭和金融恐慌の惹起 然るに眼を轉じて十五年の財界を眺めると、震災の善後處理も漸く一段落をつけ、輸入は漸減して國際收支も稍々改善せられたが、他方政府の金輸出解禁準備に促されて圓價が急騰した結果、輸出貿易に大障害を來たし、貿易尻は再び悪化したのみならず、生糸及び綿製品の崩落となり、延いては一般物價も亦急落の傾向を辿るに至つた。かくて事業界といはず財界といはず、共に生氣を失ひ、不振の裡に明けたのであるが、翌昭和二年三月に入り、端なくも金融界未曾有の大混亂、所謂昭和金融恐慌が惹起したのであつた。即ち



震災手形損失補償並に善後處理の二法案が議會で討論中、震災手形を有する銀行の状態、金額等が表面化したため、却つて預金者の神経を刺戟して一般の疑惑を深刻化した。

その結果帝都に銀行の取付騒ぎが起り、遂に三月十五日東京渡邊銀行及び同系あかち貯蓄銀行が重役關係事業に對する固定貸付を原因に休業となり、こゝに始めて恐慌の端緒は相貌を現はし始めた。流言蜚語は巷に飛び、取付は次第に擴大して三月十九日中井銀行、その他中、小諸銀行等續々破綻を暴露するに至つて財界に一大衝動を與へ、更にその影響は全國的に波及するに至つた。四月に入るや事態は益々重大化し、全國に六十有餘の關係事業を有する鈴木商店の破綻から、同店に巨額の債權を持つ臺灣銀行も亦窮境に陥つた。政府は、日本銀行をして貳億圓の特別融通を臺灣銀行に行はしめ、これに對して政府は損失を補償する緊急勅令を樞密院に提出したが否決されたため若槻内閣の瓦壊を招くこととなり、臺灣銀行は遂に支拂停止の已むなきに至つて、財界の形勢は急轉直下の勢を以て悪化の一途を辿るに至つた。斯くて財界の混亂は、更に擴大して近江、十五その他多數の銀行が休業し、金融界は未曾有の恐慌状態に陥つて、全く收拾すべからざる事態を現出した。茲に於て全國組合銀行は、四月二十二、二十三の兩日一齊休業に決し、田中後繼内閣は非常事態に鑑みて同月二十三日モラトリウムを施行する傍ら、臨時議會を召集して日本銀行特別融通及損失補償法並に

臺灣の金融機關に對する資金融通に関する法その他の應急施設を講じて、さしも猖獗を極めたバニツクも次第に鎮靜し、各地共漸く平靜に歸したのであつた。

**金融恐慌の影響** この金融大恐慌が生命保険業界に與へた打撃も尠なくなつたことは當然である。休業銀行と密接な關係を有してゐた或同業會社は、遂にその經營者を代ふるの已む無きに至つた例もあり、又從來の放漫不合理な經營が禍して經營難に陥つた會社も少なからず、他方一般業績も著しく悪化したのである。即ち、全社の新契約は十五年度に比し更に減退し、反對に解約は増大し、従つて全社の純増加は左の通りの状態となつた。

	件 數	金 額
大正十三年	四〇八、八四三	五七一、七〇一 <sup>千圓</sup>
同 十四年	四八四、八七七	七〇九、五〇九
昭和 元年	三一八、五七三	五八五、三五八
同 二年	一〇一、二〇一	四〇四、一四二

(千圓未満切捨)

斯かる環境の裡にあつて我が社の業績は如何であつたか。

勿論この未曾有の金融恐慌の襲來と、募集制度改革後の運用宜敷きを得ず、暫らくの間は



著しく不振であつたが、従業員一同敢然立つて一致協力この難局に當つた結果、下半期以降に於ては形勢著しく挽回し、同年中の新契約高は結局八千四百貳拾參萬餘圓に達し、前年に比し參百六拾五萬餘圓の増加となつて、前述の如き斯業界全般の頽勢とは僅かながらも反對の現象を呈したのである。唯解約の方面に於ては、我が社も時局の影響を遂に脱することが出来ずその額は激増して四千六百八拾六萬餘圓に達し、年始年末現在契約高の中數に對する比は七・六%となり、大正十三年の八・三%、同十四年の六・五%、昭和元年の六・二%と漸次良化しつゝあつたものが再び逆轉したことは甚だ遺憾であつた。

一方我が社の休業銀行への預金は極めて少額であり、又これに對する貸付、その株式を擔保とする貸付及び所有々價證券中にこれ等銀行株は皆無であつたので、金融恐慌による資産に對する直接の影響は殆んど及ぶ所がなかつた。

斯くて翌三年、經濟界の情勢は益々不況の度を深め、加ふるに年初はわが國最初の普通選舉が行はれたゆゑ、一般に選舉氣分に禍されて先づ出鼻を挫かれたにも拘らず、三月の「御大典記念募集計畫」を實行して以來斷然奮起して積極的伸展を企てた。爾來新契約の成績は著しく振興し、遂に同年中の舉績額壹億參千貳拾貳萬餘圓を計上するに至つた。これを前年に比ぶれば四千五百九拾九萬餘圓、五五%の増加となり、我が社の兩三年來の隱忍自重は、

遂にこの第六回大決算期最終年に於て見事に酬みられたのである。

他方解約失効高は前年に比し參百八拾六萬餘圓を増して五千七拾貳萬餘圓となつたが、年始年末現在契約高の中數に對する割合は前年の七・六%と同一に止まり、又この年は特に失効契約の復活に努力した結果、その額は六百四拾萬餘圓となつて著しく良好の成績を示したのである。

## 第二節 契約者奉仕の徹底

衛生印刷物の頒布 生命保險事業は、社會大衆を對象としてゐる。數百數千萬人の大衆に呼び掛け、顧客本位の事業であるだけに、我が社の營業觸手は、大衆の脈搏に敏感に働きかけて來たのである。最も古きを温めれば、明治二十三年長崎地方にコレラ病が蔓延した時、豫防法に關する印刷物を頒布したのを始めとし、幾多の天災被害に對し創業以來の社是を各分野に亘つて實踐して來たのである。殊に我が社が奉仕事業に於て最も本格的に、大規模な積極行動を進めたのは、大正十三年二月第五回大決算期末の株主總會に於て、剩餘金中より

東宮殿下御成婚記念として金壹百萬圓を支出し、これを基金として、「財團法人日本生命濟生會」を設立したことであつた。



次いで保有契約高五億圓を超え、五十萬餘の加入者を含む一大世帯を切り廻すこととなるに及び、加入者と會社、若しくは代理店との間に渾然融和して共榮の實を擧げることが期して、翌十四年親榮課が設けられることとなつた。

親榮課の事務は、専務取締役以下本支店出張所勤務の社員、診査醫、其他本社の業務に従事する者は總て至誠を以て之に當り、相互に連絡し、敏速に其目的の完全を期すべく努力する事」が要請された。この奉仕主義精神の具體化として、先づ實現した施設としては、加入者の健康相談、検尿、血壓検査の施行とその治療方法の指導、その他よろす相談に應ずることであつた。尙同時に日生家庭醫學リーフレットを希望者に無料頒布して、衛生保健思想の普及を圖る等の諸種の活動も開始した。

特別保険料の緩和 又同十四年九月特別保険料請求条件の緩和を圖り、「危険業に轉じ又は外國に渡航したるがため賦課したる特別保険料は當分の内之れを免除す。爾今危険業に轉じ又は外國に渡航したる場合亦同じ、但飛行機乗組員に轉業したるものは此限りにあらず」と布達して直ちに施行した。

追加配當金制度の確立 更に昭和二、三年兩年度の改正に於ては、「保險契約追加配當金制度」を確立して一層契約者奉仕の徹底を圖つた。即ち曩に大正九年、毎年度の利益金中より増加

保險契約充當準備金を優先的に積立てることに決した我が社は、昭和二年三月一日更に保險契約追加配當金の制度を設け、「大決算期中途に於て保險金支拂の事由發生したる保險契約（増加保險契約を含まず）に對し、ても追加配當を行ふことになつた旨を改正約款に明記し、從來の大決算期末に現存せる場合のみ配當を受ける制度に比し、格段の奉仕を提供することとなつた。従つてこれに應ずるため同三年の大決算より追加配當準備金の積立を行ひ、その支拂は同四年一月以後發生の保險事故に對して行ふことになつた。

増加保險證券の削減債項撤廢 又昭和三年三月には契約者の利益を一段と確保せしめる目的で、從來増加保險證券面に被保險者がその増加保險證券發行の年度間に死亡したるときは券面の拂濟保險料の額を、又翌年度間に死亡したるときは券面の保險金額の二分の一（但拂濟保險料が保險金額の二分の一より多き場合は拂濟保險料の額）を支拂ふこととなつてゐた削減條項は、第六回増加保險證券より全然撤廢して契約者に奉仕の精神を表はした。

第二回生命保險展覽會開催 大正十五年末を以て我が社の保有契約高六億圓に達した機會に、これを記念すると同時に、更に社會に生命保險の知識を普及し、以て平素社會に負ふところに幾分でも報ひんとする趣旨に基き、昭和二年四月一日より十五日間大阪市高麗橋三越に於て、我が社主催の第二回生命保險展覽會を催した。又一方には會期中毎日、新聞型の印刷物



「日生」を編輯印刷してこれを市内要所に配布し、展覽會開催の趣旨を市民に徹底せしめた。この印刷物は、生命保険思想の普及、宣傳並に外務員の教養資料として用ゐ、これは會期終了後も「生保研究時報」と改題して引續き發刊され、昭和十一年第三三二號まで及んだ。生命保険展覽會の開催と同時に、大阪市中之島の公會堂に於て四月十二、十四の兩日我が社主催の「財政經濟保險大講演會」が催された。

第一日 保險と社會連帶主義

法學博士 岡 實氏

生命保險の話

法學博士 松本 丞治氏

財界の現状

日本銀行 井上準之助氏

第二日 保險の根本精神

法學博士 志田 鉦太郎氏

唯此一途にあり

工學博士 青柳 榮司氏

國民經濟と家庭經濟

法學博士 森 莊三郎氏

第二日に講演の豫定であつた清浦子爵(現伯爵)は、都合により來會の機を得なかつたので講演草稿「保險の感想」と共に、これ等を印刷に附して「財政經濟生命保險講演集」を出版し、各方面へ配布した。

論文の懸賞募集 又この宣傳大會に先立つ前年(十五年)十二月十一日から十四日に亘り、東朝

東日、大朝、大毎の四大新聞に生命保險に關する論文その他の懸賞募集の廣告をして、況く社會大衆からこれを求むることになつた。翌昭和二年一月三十一日に締切つたため、その期間が比較的短かゝつたにも拘らず、締切までに到達した應募原稿は總計一〇〇二通の多數に上つた。應募原稿は豫め定められた左記審査員諸氏によつて慎重に審査された結果、左の通り入賞者が決定して、同年三月二十日大朝、大毎兩紙に發表された。

(審査員)

大阪毎日新聞主幹	高石 眞五郎氏
大阪朝日新聞編輯局長	高 原 操氏
神戸高等商業學校教授	瀧 谷 善一氏
京都帝國大學教授 經濟學博士	小 島 昌太郎氏
日本生命專務取締役	弘 世 助太郎氏

(入賞)

論文(一) 生命保險の必要を論ず (三等入賞略)

二 等

同

池 端 波 次 郎 氏  
永 井 茂 三 郎 氏

(二) 我國生命保險の將來 (二、三等入賞略)



一 等

本城 次吉氏

生命保険子供給 (二) 三等入賞略)

一 等

名木山憲一氏

生命保険童謡 (二) 三等入賞略)

一 等

青木實三郎氏

日本生命社歌 (二) 三等入賞略)

一 等

松本 一太氏

かくの如くにして我が社は全く自社の立場を離れた奉仕的宣傳を行ひ、一般民衆の保険思想の啓蒙向上を圖つたのである。

毎年利益配當附保険の實施 又大正十三年十二月「保険料遞減生命保險」實施の認可を得て翌十四年一月より實施し、昭和三年六月には保険金額最高限度を拾萬圓より拾五萬圓に引上げたのに引續き、同三年十二月「毎年利益配當附保險」新設の認可を得、翌四年一月一日から實施することになつた。この保險は、契約後五年目から利益配當金を保険料より差引く現金配當制である。これがため保險約款中利益配當に關する條項のみを變更し、他の條項は舊種類と全然同一にして、舊種類より新種類への變更も自由に認めるといふ極めて契約者に便宜な方法を探つたのである。

又契約年齢は、從來の種類に於ては、最低滿十五歳、最高は蓄養生命保險で滿三十九歳、その他は滿六十歳であつたが、前記の毎年利益配當附保險は、最低年齢をすべて滿十二歳迄に擴大して、契約者に一層の便益を供することになつたのである。

約款に大改正を加ふ 殊に奉仕精神の實踐の顯著なるものは、普通保險約款に全面的の大改正を加へ、昭和五年五月八日主務省の認可を得て、同月十六日よりこの新約款を實施したことであつた。而してこの新約款中、第十八條の解約拂戻金に關する規定並に第二十四條の年齢計算に關する規定を除く外、その全部を既契約にも適用し、新約款の利益を廣く現在契約者の全部に均霑せしむることとしたのである。

我が社は過去四十餘年の貴重なる經驗に基きこの大改正を斷行したのであるが、當時は尙豫想的な利益配當の多寡が、同業各社間の競争の對象となつてゐた際だけに、この我が社の革新的にして且つ寛大化された改正約款の發表は、大なる注目の標となつたと同時にこれを魁けとしてその後數年に亘り、約款改正は斯界の一つの流行となつた觀があつた。

### 第三節 弘世專務の社長就任と拾億圓計畫

第六回大決算 大正十四、十五の兩年に亘る新契約募集制度の大改正を斷行して販賣力を養ひ



來つた我が社は、昭和三年末現在契約高七億五百四拾九萬餘圓、即ち見事七億圓を突破して芽出度く第六回大決算期を終了したのである。

第六回大決算期間中、五ヶ年間の新契約合計は四億七千五百七拾七萬餘圓、復活及びその他の増加參千四百七拾八萬餘圓にして、これに對し同期間中被保險者の死亡したるもの參千壹百參拾四萬餘圓、契約の満期となつたもの九百貳萬餘圓、解約その他の減少貳億貳千貳百五拾壹萬餘圓、差引純増加は貳億四千七百六拾七萬餘圓に達したのである。

次に資産状態を見ると、當大決算期始即ち大正十三年初めに於ける我が社總資産は九千八百五拾八萬餘圓であつたが、五年後の昭和三年末には遂に壹億八千六百九拾七萬餘圓に達し、期始總資産に比し約倍額に増加した。この數字は、昭和二年の金融大恐慌にも拘らずよくこれを克服し、依然として運用に細心の注意と努力とを拂ひ續けて來た我が社の資産運用の堅實味を物語る一證左ともいふべきであらう。

次に收支状況を概説すると、大正十三年度に壹億壹千貳百五拾五萬餘圓であつた總收入が、昭和三年度には壹億九千壹百六拾壹萬餘圓となり、總支出亦これにつれて年々増大し、大正十三年度の壹億壹千壹百七拾貳萬餘圓に對し、昭和三年度には壹億八千參百四拾貳萬餘圓となつた。その結果、我が社の收支剩餘金は左の如く年々増加の過程を辿るに至つたのである。

年 度	剩 餘 金
大正十三年	三、六三五、四九七圓
大正十四年	五、七三六、八二二圓
大正十五年	六、八四三、五六七圓
昭和 二年	七、四〇〇、七四四圓
昭和 三年	七、〇〇四、八一二圓
計	三〇、六二一、四四二圓

即ち收支剩餘金五ヶ年間合計參千六拾貳萬餘圓、これに前大決算期よりの繰越利益金拾萬餘圓を加へ參千七拾貳萬餘圓の巨額に達した。而して我が社はこの金額中より、合計壹千六百五拾參萬餘圓を契約者のため優先的に増加保險契約充當金として積立て、參百七拾五萬圓を株主配當金として分配し、四百萬圓を別段積立金として社内に積立保留し、結局残り六百四拾四萬餘圓を第六回大決算剩餘利益金として、左記の如く株主總會に付議し、その處分を議決したのである。

剩 餘 金	六、四四一、〇八八・五六 <sup>圓</sup>
一、保險契約者追加配當準備金	二、一八八、三九七・六一



- 一、株主特別配當金 一、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇圓
- 一、重役特別慰勞金 二〇〇、〇〇〇、〇〇〇
- 一、使用人特別獎勵金 一〇〇、〇〇〇、〇〇〇
- 一、優秀代理店贈與金 二〇〇、〇〇〇、〇〇〇
- 一、日本生命濟生會へ寄附 二五〇、〇〇〇、〇〇〇
- 一、次年度へ繰越 一、二〇二、六九〇、九五

以上の如く大正十四、十五の兩年の新契約募集制度大改革以來、業績は比較的牛歩の感があつたもの、茲に恙なく大決算を終了したのである。

弘世氏の社長就任と拾億圓計畫樹立 これよりさき、定款第二十四條を改正して「社長一名を置くことを得」と改めた我が社は、昭和三年十二月二十九日取締役會互選の結果、専務取締役弘世助太郎氏が、我が社第三代の取締役社長に就任した。こゝに於て昭和四年第七回大決算初年度に入るや、社業の基礎を愈々鞏固にし以て前大決算期の不振を挽回するため、劈頭遠大なる計畫を樹立しこれが必成を期したのである。即ち四、五兩年度に於て、新契約各貳億圓を擧げそのうち純増加壹億五千萬圓宛を得て、昭和五年末現在契約高を拾億圓に達せしめるといふ所謂「拾億圓計畫」を樹てたのである。

全従業員も亦、新社長の下に一層の努力を傾倒してこの大計畫の必遂を期したのであつた。

然しながらこの拾億圓計畫たるや、當時にあつては實に我が社のみならず、斯業界に於ても前代未聞の大計畫であつた。殊にその三、四年來一般の不況に禍されて新契約は不振となり、解約は増加を續け、その結果昭和三年の新契約は壹億參千餘萬圓に過ぎなかつた。にも拘らず、一躍一ヶ年貳億圓の新契約必成計畫を實行することは、殆んど不可能のことゝ局外者の眼には映じたのであつた。然るに弘世社長の爛眼、克く我が社の實力を洞察し、敢てこの大問題を課してこれが必成を期したのである。勿論この大計畫實施のためには相當の施設も亦講せられた。先づ第一に外野網の擴充が策せられ、出張所、代理店、募集社員の増加を圖り、殊に出張所中心主義を強調してその擔當者に夫々有爲の新進を配し、又都市募集に力を注いで支店所在地に出張所並に代理店を増加し、他方募集社員の指導養成には特に意を注いだ。又一方前述の如く昭和四年には毎年利益配當附保險を實施し、同五年五月からは改正新約款を實施する等、加入者に對する奉仕の徹底を期する所があつた。更に又生命保險の團體的申込に就て、その取扱に便宜を圖ることゝなつたのも昭和四年からである。これらの諸施設は着々その効果を擧げると共に、大計畫は一步步々實現への歩みを踏みしめて行つたのである。



金解禁と生保界 然るに當時の財界は金解禁問題が盛んに論議せられ、前途は依然見定め難く、放資は極度に警戒せられて事業界も不振であつただけに、前途の業績は決して樂觀を許さなかつた。昭和四年下半年初頭濱口内閣が成立するや、民政黨は豫てから金解禁の断行を政綱とし來つたから、一般財界の要望、就中金融界の提唱に應へて直ちに舊平價解禁断行の決意を表明し、極力財政の緊縮に努め、又國民に向つては消費節約を唱導して一大節約運動を敢行し、低物價政策を基調として輸出入の均衡を圖らんとした。その結果、爲替相場は次第に昂騰し、政府は同四年十一月二十一日遂に金解禁の豫告を宣明するに至つたけれども、一方財界の活動は愈々萎縮せざるを得なかつたのである。越えて同五年一月十一日、遂に金解禁は断行せられ、茲にわが財界は永年の變態を脱するに至つたが、而も物價の低落は愈々財界の不況を招來した。加ふるに折悪しく昭和四年十月、永遠の繁榮を誇つた米國財界の顛落に端を發した世界恐慌の波は、わが財界にも轟々と押寄せ來り、銀塊の暴落、印度綿布關稅の引上と共にわが對外貿易は非常な壓迫を蒙つた。又繭糸價格低落に續く米穀の豐作は益々農産物價格の下落に拍車を加へ、農村は非常なる苦境に陥り、中小商工業者の困窮も亦著しく、尙又地方銀行の破綻を來すものも尠なからざる等、世を擧げて不景氣の嘆聲を洩らすに至つたのである。

斯かる財界の情勢がわが生命保險業界にも相當の影響を及ぼし、昭和五年度の全社の新契約成績は、前年に比して減退するといふ有様であつた。而も尙仔細に内容を點檢すれば、更に注目すべき事實を發見するのである。即ち昭和二年の金融恐慌以來、銀行預金が大銀行に集中する傾向を見たのと同様に、新業界に於ても契約の大會社集中の傾向が著しく顯はれるに至つたのである。今昭和四年度に於ける明治、帝國、日本、第一、千代田の五大生命保險會社と全生命保險會社との業績を比較すれば、

	全社	五大會社	大會社に對する五 大會社の比率%
新契約	一、四一三、七一一 <small>千圓</small>	六九九、五九四 <small>千圓</small>	四九・五
保有契約	七、二七二、〇一三	三、四九二、三五六	四八・〇
純増加	六六五、〇〇五	五〇一、九〇一	七五・五

右のやうに、新契約も保有契約もその半ば近くは五大會社が占めてをり、純増加に至つては實に七割以上が五大會社に偏在集中したのであつた。更に五年度には、

	全社	五大會社	大會社に對する五 大會社の比率%
新契約	一、三七二、三四七 <small>千圓</small>	七四三、五四八 <small>千圓</small>	五四・二
保有契約	七、七五一、六八三	三、九四五、八三五	五〇・九



純増加

四七九、六六九

四五三、四七九

九四・五

この五大會社偏在集中の傾向は、益々激化し、遂に右のやうに、五大會社を除く他の會社の純増加は殆んど無いといふ慘憺たる状態に轉落したのである。即ち、一見生命保險業界が不況に際しても比較的影響を受けることが少ないやうに見えても、それは唯大會社の奮闘に依つて表面が蔽はれてゐる丈けのことで、實際の内容は、決して安穩ではなかつたのである。而も資産方面に於て蒙つた影響は、更に大なるものがあつた。例へば昭和四年度に於ける全國生命保險會社(徵兵保險會社を含まず)の計上評價損は參千六百拾萬餘圓に達したが、更に昭和五年度には四千七百九拾八萬餘圓に上り、これを合計すれば八千四百九萬餘圓の巨額で、これを昭和五年々始の生命保險會社所有々價證券總額七億壹千貳百七拾萬餘圓に比べると壹割以上となり、これによつてもその打撃が如何に甚しかつたかを察することが出来よう。

創立四十周年を迎ふ　かうした大會社集中傾向が時代の波となり、加速度的に押し寄せて全體のバランスを失する形となつたが、幸にして我が社はこれに超然として拾億圓計畫に希望を抱きつゝ、四年七月創立四十周年を迎へたのであつた。

#### 第四節 拾億圓計畫完成

拾億圓計畫の初年度、即ち昭和四年度の新契約成績は、上半期に八千六百六拾七萬餘圓、下半期中に八千八百七拾壹萬餘圓、合計壹億七千五百參拾八萬餘圓に達し、前年の優績に比し更に約三五%の増収を示した。次に純増加契約は第六回大決算増加配當契約を含んで壹億參千壹百九拾參萬餘圓となり、年末現在契約高は、一躍八億參千七百四拾貳萬餘圓となつた。従つて豫定計畫の新契約貳億圓、純増加壹億五千萬圓には及ばなかつたが、上述の新契約並に純増加は共に當時の斯業界が驚異の眼を瞪つた巨績であつたのである。

金解禁と我が社　然るに同五年一月十一日愈々金輸出が解禁せられ、わが國の金本位制は正に十三年振りで復活した。この金解禁が斷行せられた時、財界は一時的にはデフレーションによつて多少の打撃を蒙るとしても、やがては財界の整理を促進して正常的な發展を齎らすものと信じられたが、この期待は見事に裏切られ、金の巨額の流出と、圓爲替の昂騰とに基く諸商品の急落となつて現はれ、同時に世界恐慌との挾撃を受けて未曾有の不振状態を現出した。このやうな情勢の下にあつて我が社従業員全體は、舉社一致この難局打開に邁進することとなり、本店に於ては重役以下幹部が夫々拾億圓計畫遂行責任委員として各支店を分擔して親しく督勵の任に當り、上下内外一致協力して目的遂行に奮闘したのであつた。その結果新契約成績は極めて順調な歩みを續け、上半期末に既に壹億九百七拾萬餘圓、下半期は更に



壹億五百拾九萬餘圓を獲得して合計貳億壹千四百八拾九萬餘圓となり、遂に新契約貳億圓を實現したのである。而もその中から壹億貳千八百四拾貳萬餘圓の純増加を得て、九億六千五百八拾四萬餘圓の巨大な契約高を保有するに至り、後一息で拾億圓達成といふ處まで漕ぎ付けたのであつた。豫定の拾億圓計畫を完全に實現することが出来なかつたのは甚だ遺憾であつたが、これによつて、拾億圓計畫必ずしも不可能な無謀の計畫ではなかつたことを明かに證明したのである。當時の業界では、これを目して「眠れる獅子は遂に起ち上つた」と評するものもあつた。蓋し世人の眼底には、我が社が大正十四年頃から制度改革の苦痛を隠忍し、將來の大望ある事情を知ることなく、たゞ漫然眠りつゝあつたものと映つたのであらう。

尙當時に於ける我が社の資産及び收支状態を見ると、平素の堅實な投資方針と嚴正な評價とによつて、前述のやうな異常な年柄に於てすら、例年と大差のない収益を擧げることが出来たのみならず、有價證券の下落によつて蒙つた影響は極めて輕微であつた。即ちその有價證券の保有額は、昭和四年末壹億參千九百八拾四萬餘圓、同五年末壹億四千七百拾萬餘圓の巨額に達したのであるが、その計上評價損は同四年九拾參萬餘圓、同五年壹百六拾九萬餘圓で計貳百六拾參萬餘圓に過ぎず、而も同五年は反對に壹百五拾七萬餘圓の有價證券評價益を計上して餘裕綽々たるところを見せたのである。

拾億圓完成 越えて昭和六年の年初一、二兩月に早くも四千九百拾貳萬餘圓の新契約を獲得して、保有契約高は見事拾億五百餘萬圓に達したのである。願れば大正十三年六月、五億圓達成を遂げて以來、六年八ヶ月にして保有契約を倍加するに至り、總資産も亦遙かに貳億圓を突破して倍額以上の増加を示した。一般の財界が終始不況の裡にありながら、克くこの偉績を擧げ得たのは、一に全社一致による獻身的奮闘の賜以外の何物でもなかつたのである。



## 第七章 貳拾億圓達成期(自昭和十六年)

### 第一節 拾億圓計畫完成後の我が社の業績

本店第一號館の竣工 昭和五年金輸出解禁後は、兎角財界、經濟界總てが悪化の事態から更に悲境の底に顛落した。この萎縮の事態を背景に、豫て増築中であつた本店第一號館は、豫定通り六年四月に芽出度く竣成し、恰も不況を克服するかの如く七層の偉容を大阪中心街に出現した。こゝに於て七月十七日

朝香宮鳩彦王殿下

次いで十月五日

久邇宮朝融王殿下

には新装成る本店へ台臨遊ばされたが、翌十一月二十四、二十五の兩日、大阪市及び附近在住の知名の士並に高額契約者を多數招待して社内の執務状況、統計機械の取扱並に業績に関する陳列を觀覽に供する記念の催しを最後として六年を送つたのである。なほ保險金額最高限度を拾五萬圓より貳拾萬圓に引上げたのもこの年の五月のことであつた。

事變後の我が社業績

然るに滿洲事變に次いで、上海事變の勃發による國際關係の緊張と經濟封鎖の懸念によつて七年の幕を開けて以來、二月九日には井上蔵相、三月五日には團琢磨氏と暗殺事件が續發し、社會的不安の暗雲が重く國內に覆ふに至つた。斯くて遂に五・一五事件の勃發によつて時局の緊迫はその極に達し、こゝに政黨政治は完全に後退して舉國一致の非常時内閣が實現し、所謂非常時局なる意識が國民の間に判然と認識され始めたのである。

他方金融界は社會不安に並行して六年十二月中旬の愛知農商銀行の休業、翌七年三月一日村瀬銀行、四日には明治銀行の休業となり、地方金融界の恐慌はやがて全国各地の中小銀行の休業續發を誘引し、その影響は農村の窮乏となり、斯業の受けた影響も實に深刻なものがあつた。新契約は減退し、解約は激増を加へ、従つて獨り我が社のみがこの趨勢に超然たり得なかつたのも蓋し當然である。即ち七年度の新契約は壹億八千八百四拾萬餘圓に下降し、再び壹億圓臺に墮ちて前年より貳千八百五拾壹萬餘圓も減退した。他方解約その他の消滅は、前年よりも更に壹千八百萬餘圓を増加して壹億參千壹百七拾壹萬餘圓となり、これがため契約の純増加は五千六百六拾九萬餘圓、年始年末現在契約高中數に對して五・一六%といふ悲觀すべき状態であつた。

然るに昭和八年を迎へてより漸く景氣政策の轉換が行はれ、軍需産業、その他時局産業は



急速に回復に向ひ、輸出貿易も亦全商品に亘つて擴大され、急激な好轉を示すに至つた。従つて一般事業界は頓に活況を呈するに至り、なかには復配、増配を爲すものも現出するに至つたのである。

斯うした時局産業の好況は次第に一般商工界に浸潤し、財界の回復は漸く一般化の形勢を辿るに至つた。この雰囲気の中に、我が社は第七回大決算最終の八年度に於ては、特に優秀なる成績を収めることを期し、年初新契約目標參億圓獲得の大計畫を樹立し、爾來經濟社會の景氣待望の明るい氣分に乘じて社業の伸展に努めたのである。

日本生命館の竣工 曩に關東大震災以來、我が社の東京支店は假事務所を東京市丸ノ内郵船ビルディング五階に置いてゐたが、昭和五年三月日本生命館建築の設計圖案を廣く一般から懸賞募集し、締切日の四月三十日迄に到着した四百餘通の應募圖案から審査の上、特選高橋貞太郎氏の案を基礎として昭和五年八月以來日本橋區通二丁目の地に建築を進めてゐたが、八年三月これが竣工をみた。現在東京高島屋として市民に親まれてゐる日本生命館が即ちこれである。そして三月十七日から三日間、朝野多數の名士の來館を得て晴れの竣工式を舉行し、次いで盛況裡に祝賀會、展覽會を開催したのである。

畏くも同十七日には、豫て御沙汰を賜つた各宮殿下相次いで台臨あらせられるの光榮に浴

した。

(御來館順)

賀陽宮太妃殿下  
賀陽宮同妃兩殿下  
伏見宮妃殿下  
東久邇宮妃殿下  
李王妃殿下  
李鍵公妃殿下  
梨本宮妃殿下  
久邇宮太妃殿下  
朝香宮同妃兩殿下  
竹田宮妃殿下  
竹田宮姫宮殿下

各宮殿下には弘世社長、飯田高島屋専務の先導により店内を隈なく御巡覽、七階の日本生命展覽會場では、係員の説明に御耳を傾けられて各種統計資料を一々御興深く台覽遊ばされ



更にパワース、ホレリス兩統計機の實地操作に深く御目を留めさせられ、次いで六階我が社支店事務室を御覽あそばされ、五階貴賓室にて御少憩の上御氣嫌麗はしく御歸還遊ばされた。弘世社長の歐米觀察 又同年四月、弘世社長は我が社の將來に備へる目的を以て歐米各國の業界並に一般財界を視察のため諸國を歴訪し、同十一月に歸朝した。が、この弘世社長の海外視察の留守中特筆に値することは、従業員一同が當時、時局産業好轉の餘波が漸く一般商工業に浸潤して來た好機に乘じ、同年九月團體特別取扱特約を實施する等、一層緊張のうちに内外協力一致、所期の計畫遂行に邁進したことであつた。その結果、新契約の増進は克く我が社從來の記録を更新し、一方解約高の著減並に實際死亡率の低下と相俟つて純増加壹億五千萬圓を超え、八年々末現在契約高拾貳億七千八百四拾九萬餘圓に達するといふ盛況を示したのである。

第七回大決算 斯くの如く一般經濟界は、當第七回大決算期中不活潑裡に終始し、八年から漸く反轉の曙光を見たやうな状態であつたが、我が社のこの大決算期中の收支状態は、財界未曾有の不況にも拘らず影響を蒙ることも比較的少なく、基礎愈々磐石なるを思はしめるものがあつた。先づ収入保険料は、大決算期通計額貳億壹千七百拾五萬餘圓、前大決算期中の總額に比べて九千貳百參萬餘圓の増加を示してゐる。

一方資産總額も年々激増して、前大決算最終年度たる昭和三年末の壹億八千六百九拾七萬餘圓から、昭和八年末には參億圓を超える巨額となつた。この巨額の資産の運用に就ては、世界恐慌と、滿洲事變後のインフレーション政策の進行に伴ふ劃期的低金利時代に即して、最も慎重な態度を以て臨んだのである。

その結果、増加保険契約充當準備金、毎年利益配當附保險契約利益配當積立金、その他のものを除き差引剩餘金七百四拾壹萬餘圓を計上するに至つた。剩餘金の處分に就ては最も細心の注意を拂つたが、昭和八年十二月二十三日畏くも

皇太子殿下御生誕の御盛事を仰ぎ、謹んでこの瑞祥に際會するの光榮を記念し奉り國防事業に金壹百萬圓を、又生命保險會社協會に斯業經營研究機關設置の基金として金拾萬圓を夫々寄附し、その他曩に社會事業の一端として設立した財團法人日本生命濟生會に金五拾萬圓を、又癌研究費外四口へ金五萬圓を寄附し、我が社が常に高唱する共存共榮の本旨に徹底し、保險報國の微衷を表明したのである。

剩餘金

七、四一六、九一六・八〇

一、保險契約追加配當準備金及諸配當金

一、六七〇、四二二・一三

一、株主特別配當金

一、五〇〇、〇〇〇・〇〇



一、重役特別慰勞金	二五〇,〇〇〇〇
一、使用人特別獎勵金	一,三〇〇,〇〇〇〇
一、優秀代理店贈與金	二五〇,〇〇〇〇
一、日本生命濟生會へ寄附金	五〇〇,〇〇〇〇
一、皇太子殿下御生誕を奉祝記念する爲め本社事業に關係を有する國防事業に對する寄附金	一〇〇〇,〇〇〇〇
一、皇太子殿下御生誕を奉祝記念する爲め生命保險經營研究機關設置の基金として生命保險會社協會へ寄附金	一〇〇〇,〇〇〇〇
一、癌研究費外四口寄附金	五〇〇,〇〇〇〇
一、次年度へ繰越	七九六,四九四,六七

## 第二節 「臥薪嘗膽二十年、世界制覇」と代理店制度の大改正

臥薪嘗膽二十年世界制覇 多事多難な經濟情勢を乗り越え、文字通り苦闘を続けながら第七回大決算を無事終了した我が社は、昭和九年茲に第八回大決算期へ勇躍發足したのである。既述の如く、これより先き歐米各國の生命保險事業、その他一般の現實の姿を視察した弘世社長は、歸朝後直ちにわが國生命保險事業を世界的水準にまで引上げ、延いては我が社を

して「世界の最優社」たらしめるために、「臥薪嘗膽二十年、世界制覇」といふ新社是を全従業員に向つて雄叫び、この目標貫徹に邁進すべき所以を説き、これが完遂を期した。かくしてこの記念すべき第一年度は、新契約目標參億圓必成を期してその首途を飾らんとしたのである。

當時の社會經濟の一般情勢は、滿洲事變後に於ける軍需關係事業方面の股賑のみならず、爲替關係による輸出産業の力強い伸展によつて、實質的に國民經濟も大いに潤ほひ、又公債政策、金利政策の統制的効果と相俟つて、獨自の活況に恵まれつゝあつたのである。

斯かる一般的情勢の影響下に在つて、わが生命保險事業も亦極めて好調なる進展を續け、昭和九年三月には遂に全國三十二會社の保有契約高は百億圓を超え、茲に斯業史上不朽の一時代を劃したのである。顧みれば、わが國の生命保險契約高が最初の壹億圓に到達したのは明治三十年のこと、斯業創始以來十六ヶ年を要した。それより六年後の明治三十六年には貳億圓に達し、同四十年には參億圓、翌四十一年には四億圓、四十二年には五億圓となり、爾後は生命保險思想が着々普及すると共に躍進的に増加し、四年後の大正二年には早くも拾億圓と倍加したのである。その後大正七、八年の流行性感冒の蔓延、歐洲大戰後に於ける經濟界の恐慌、次いで關東大震災、昭和二年の金融恐慌等幾多の重大事件が勃發したにも拘らず、



却つて一般國民の間に生命保険事業に對する認識が深まり來つた結果、年と、もにその進展の度を進め、爾後二十年にして遂に百億圓を突破するに至つたのである。一方各社に蓄積された資産總額は貳拾壹億圓に達し、わが國金融界に於ける斯業の地位は確固不動の礎石を築き上げたのである。

第一回保険料集金制度の改正 この間にあつて、我が社は昭和九年二月十一日の佳日をとし、

皇太子殿下 御生誕記念保険證券を特製發行し、更にこれを納める革製證券入を加入者に頒布して共に喜びを頒つたのである。

これと同時に「世界の最優社」の目標に向つて各種の新規擴張計畫を樹立したが、そのうち、代理店の第一回保険料領收證發行制度を撤廢し、第一回保険料を出張所をして集金せしめる制度へ移行したことは、特筆大書に値する大革新の一つといふべきであらう。我が社の新契約成立の順序は、先づ被保険者の診査を行ひ、これに次いで會社の契約決定通知に基いて始めて第一回保険料の領收證を發行することを原則としてゐる。代理店取扱ひの場合は、契約の決定と同時に「代理店名義」にて第一回保険料領收證を發行する仕組であつて、これは創業以來連綿として持續され來つた制度である。

販賣活動の中心が代理店に置かれた明治、大正年間の單純な販賣機構の下に於てはこの制

度こそ最高度の販賣能率を發揮したと同時に、我が社發展過程に於ける一特異の存在でもあつた。然しながら新契約量の膨脹、代理店の取扱保有契約量の増大するに伴ひ、代理店の責任負擔の軽減を圖り、寧ろ代理店の活動主力を新契約量の増大化に轉せしむる目的で、茲に四十五ヶ年の歴史的な制度を廢棄し、昭和九年三月から出張所をして「會社名義」の領收證を以て第一回保険料を集金せしめる新制度機構へ轉換したのであつた。この歴史的な制度の大改革こそ募集制度の生命を更新した大改革であり、會社發展の若返り法の施術でもあつた。

特約店制度の創設 以上の如く外野制度上の劃期的な大改革を行ふと同時に、同年一月新契約の販賣を目的とする特約店制度をも創設し、この販賣機關の増設によつて我が社の業績は、九年五月末現在契約高拾四億圓を突破する勢ひであつた。然るに同年九月二十一日我が社の本據地である近畿地方一帯に亘つて未曾有の猛颱風が襲來し、その被害は實に甚大であつたが、従業員の努力によつてこれを克服し、十一月末には保有契約高拾五億圓を突破し、結局同年中の新契約高は遂に參億壹百五拾九萬餘圓に達して、克く年初の計畫を完行したのであつた。而も解約高は前年に比べて壹千貳拾六萬餘圓を減減し、純増加高貳億貳千九百五拾萬餘圓といふ大記録を印したことは、眞に臥薪嘗膽二十年のスローガンの第一年度を飾るに相應はしき贈物といふべきであつた。と同時に制度の革新的改正にも、微動だにしない我が社



の底力を如實に展開した一證左といふべきであらう。

### 第三節 弘世社長の急逝と貳拾億圓計畫完成

貳拾億圓計畫と社會情勢 昭和十年度末全社保有契約高は壹百貳拾六億圓に達したが、我が社の業績伸展は、毎年利益配當附保に新種類を加へ益々好調を辿り、新契約成績參億圓を超えること七千六百貳拾八萬餘圓、而も解約高、實際死亡率は共に頗る低下した、め貳億六千四百七拾六萬餘圓の純増加を得、年末現在契約高は實に拾七億七千貳百七拾六萬餘圓を超えるに至つた。

この我が社の趨勢は、經營者幹部の間に周到綿密な計畫を樹立して、翌十一年八月末迄に保有契約高貳拾億圓必成の積極的方策を敢行せしめることとなつたのである。

然るにこの頃より國際關係不安の情勢は頓に顯著となり、軍縮條約の滿期切迫、對ソ關係の緊張等々軍事豫算膨脹を不可避とする客觀的情勢は愈々緊迫して來た。更に同十一年二月二十六日の早曉、帝都六百萬市民の夢を驚かした未曾有の二・二六事件が突發して、わが國內情勢は一大轉換を劃するに至つた。

これが影響は、岡田内閣瓦解後錯綜を重ねた經緯の後、三月九日漸く庶政一新を標榜する

廣田内閣の成立となつて、赤字公債漸減政策が一夜にして放擲され、「國防の充實」「國民生活の安定」を期するため「經濟統制の強化」「税制の大改革の實施」等の財政大綱が聲明せられ、

國家財政の飛躍的膨脹を醸成し、所謂準戰時體制が形成されたのである。

弘世社長の急逝 この膨脹財政の波に乗つて社業一段と伸展の緒に就かんとした時、指導者弘世社長は突如として逝去したのである。弘世社長は、前年十一月苟めの風邪より肺炎に罹り翌十一年々初軽い肺炎を再發したが何れも程なく回復した。然るにこの頃より持病の心臓性喘息を發作、専心加療中であつたが主治醫阪大楠本博士、日生病院長長雄博士、近親者その他の手厚い看護の甲斐もなく、三月九日午後三時二十八分遂に溘焉として永眠した。

社長逝去の報により我が社は、社長多年の功勞に酬るため、社葬を以てその靈を送ることに決し、葬儀委員長成瀬社長代理以下各委員によつて着々準備が進められ、同月十四日、大阪市東本願寺難波別院に於て、盛大なる葬儀が執行されたのである。

成瀬常務取締役社長代理に就任 昭和十一年三月九日弘世社長を喪ひ、従業員一同憂愁に沈みつあつた時、成瀬常務取締役は、同日の臨時重役會に於て社長代理に選ばれ、我が社の新しき指導者として故弘世社長の遺業たる「臥薪嘗膽二十年、世界の最優社」完成のため重任に就くこととなるや、直ちに訓示を發して従業員一同の新たな覺悟と熱意の強化を促したので



ある。全従業員も亦社長代理の下に一致協力、所期の目的必成を誓つた。そしてこの目的完成こそ、故弘世社長の靈を慰むる最大の供養であることは、期せずして全従業員の胸に深く刻印せられたのであつた。

このとき成瀬社長代理が中松常務取締役と連名して、従業員に與へた訓示は次の通りである。

#### 社員諸君に告ぐ

弘世社長昨三月九日急逝せらる。諸君と共に哀惜痛恨の情極まるるところを知らざるなり。

社長は近年動脈硬變に因由して時に身體に違和を感せらるゝ事あり、側近者は屢々徹底的御静養を懇請するところありしも、本社の經營を以て畢生の業となし、且又之を以て眞に君國に報ずる所以とせられたる社長は、夙夜社業に専念せられて又他を顧らるゝ事なく、今次御病中に於てすら社業の現状並に將來は不斷に社長の腦裏を往來して去らず、余等親しくその状を見聞して誠に恐懼に堪へざりき。三月四日御病狀急變重篤に陥らるゝや、社長は自ら深く死を期せられたるものゝ如く、八日早且余等を枕頭に招いて「臥薪嘗膽を忘るゝな」と力強い訓戒を垂れられ、又「自分は死して以て

會社を守る」とて、死も亦屈する能はざる大信念を吐露せらるゝところあり、更に九日御臨終直前最後の筆を揮はんとして色紙を求め「臥薪嘗膽二十年 如水」としるさんとせられたるも既に視力朦朧、筆は紙面を掠めて思に任せず、かくて午後三時二十八分、英靈遂に此世を離れられたり。

顧るに、故社長が先考の遺志を奉じて身を生命保險業界に投せられて以來數十年、卓抜高邁の識見、重厚眞摯の人格、不撓不屈の努力により内に社業興隆の基を固め、外に生保界並に一般財界に重きをなし殊に昭和九年以來は、その前年御外遊の際得られたる信念に基いて本社全従業員に與ふるに「臥薪嘗膽二十年」の語を以てし、目標を世界の最優社たることに置き、自ら衆を率ひて精勵努力、以てその目的の貫徹を期せられたるに、悲しい哉、發程僅かに二年餘にして其雄圖を後に遺さるゝに至る。溫容再び接するに由なく、哀愁遺る所を知らず。然りと雖も、他面、烈々たる社長の雄志は深く我等の心胸に遺り宿つて更に勇猛心を振起せしむるあるを痛感せざるを得ず。茲に余等は諸君と共に社長の遺志を體し、遺訓を奉じ、悲涙を揮つて更に勇躍、以て社長の遺し與へられたる雄圖の完成に向つて協力邁進せん事を期する次第にして、幸に余等の微衷を汲み、和衷協同以て余等の微力を補ひ、一層社業の振興を來さしめ、故



社長の鴻恩に報せられん事を冀つて已まざるなり。

昭和十一年三月十日

日本生命保険株式会社

常務取締役 成 瀬 達

常務取締役 中 松 龜 太 郎

時恰も同年四月二十八日神戸市に新築中の神戸支店社屋は竣成し、五月一日には高松市に高松支店を、大連市に大連支店を設置し、次いで同月三十一日には豫て臺北市に新築中の臺北支店社屋も亦續いて竣成するなど、この販賣機關の飛躍的擴充整備に即應して、必然的に従業員の前進的氣魄は愈々燃え立つたのである。

扱てわが國內諸般の情勢は、前に述べた如く彼の二・二六事件を轉機として一大轉向を爲したのであるが、他面國際間の狀況をみると、五大國海軍々縮會議の不成功に引續いて、依然たる日ソ關係の不安定、伊エ戦争の繼續、スペイン内亂の勃發と國際紛争化、不祥事件續發による日支關係の惡化等殆んど世界各地に於て國際不安が醸成せられ、加ふるに列國關稅障壁はわが貿易に對しても堅く閉ざされたので、これらの情勢は盡くわが國防外交政策に密接微妙な影響を及ぼし、延いてはわが財政經濟にも大いに關係するところがあつた。

然しながら、二・二六事件の衝動は漸く去つて、人心も次第に安定して來ると、財界も亦常態に復し、公債の低利借換も順調に行はれ、低金利政策の進行によつて事業界も亦活況を帯び、又他方農村も米、繭その他農産物の騰貴に恵まれて、わが經濟界は全般に亘つて一層好調の觀を呈して來たのであつた。

従つてわが生命保險事業も亦著しく業績の伸展をみ、昭和十一年末の民間三十四社の保有契約高は壹百四拾五億圓を超えるに至つた。金融方面では、國債消化を目的とした低金利政策の實現及び各種の統制主義的計畫は、他の諸産業に對すると同じく、わが生命保險界に對しても亦資産利廻りの低下、或は商工、大藏兩省の共管問題となつて現はれたのである。貳拾億圓完成、かやうな波瀾重疊の經濟情勢の裡にあつて、巧みに時代の波を押し切つた故にせよ、故弘世社長の靈に捧ぐる全社員の盛り上る不退轉の若々しい意氣と、涙ぐましい努力の結果、遂に十一年八月末見事計畫通り不減の金字塔、貳拾億圓を建設し、この日に遭はずして逝つた故弘世社長の計畫目標は、こゝに一應の完成をみたのであつた。かくしてこの間の努力の收穫は、一旦計畫した以上必ず突破完成し得るといふ信念、所謂「爲せば成る」の固き信念を如實に體得したのであつた。

以上の如く我が社は年々驚異に値する量を更新して、斯界に於ける地位は愈々力強くなつ



た。この時、大阪市東區高麗橋二丁目十八番地に大阪支店社屋を竣工し、十二月十四、十五の兩日に亘り落成披露を舉行して販賣網の強化と、旺盛な前進力を遺憾なく發揮するところがあつた。

殊に同年七月七日付を以て「宮内大臣に於て本社發行の拂込済株券は華族世襲財産となし得る事に認定」せられたる旨、宮内省宗秩寮總裁より通達があつたことは、以て愈々我が社社礎の固きことを物語るものであるが、我が社はこの光榮に感激しつゝ成瀬社長代理の強力な指導育成の下に、更に新たな発展段階に入ることゝなつたのである。

## 第八章 参拾五億圓達成期(自昭和十一年至昭和十四年)

### 第一節 成瀬常務取締役の社長就任と重役陣の異動

成瀬達氏の社長就任と重役陣の異動 昭和十一年八月保有契約高貳拾億圓計畫を見事完成し斯界に一新記録を樹立して以來、同年末現在契約高貳拾壹億四百貳拾八萬餘圓となつた我が社は、更に翌十二年末迄に貳拾五億圓突破を期して邁進することゝなつた。かうした劃期的な計畫をつぎつぎに數字の上で繰り擴げて來た時、十二年二月の株主總會及び取締役會の結果、大正八年以來十八年間會長の職にあつた山口吉郎兵衛氏が辭任し、常務取締役、社長代理成瀬達氏が第四代社長に就任し樞機を司ることゝなり、同時に大阪支店長、主事長藤義明氏は取締役選ばれて、新たに常務取締役に就任した。更に第二代取締役會長には曩に監査役を辭任した佐々木駒之助氏が就任し、山口吉郎兵衛氏は相談役として引續き會社經營に參與することゝなり、茲に新編成された重役陣の機構は愈々力強いものとなつて發足したのである。

他方數千人の従業員は、この重役陣の新生の姿に即應して新たな覺悟と、熱意の強化を堅持したのである。この上下が一聯の脈搏に觸れた雰圍氣の間に、社長成瀬達氏は、次の如



き端的な訓示を社員に與へた。即ち

社員諸君に告ぐ

昨昭和十一年三月九日、弘世前社長雄圖中道にして其職に殉せらるゝや、余不肖を以て社長代理の任を受けその遺策を繼げり。爾來諸君が協心戮力、粉骨碎身して昨年度に於ける社業の顯著なる伸展を來さしめ、以て故社長在天の英靈を安んじその遺徳に報せられしは誠に感激に堪へざる所、他面之によりて余も亦故社長遺囑の萬一に應ふる事を得たるは衷心感謝を禁じ得ざる所なりとす。然れども我等の念願とするところは實に故社長の遺業完成にあり。即ち、今回社長に就任して余の責任愈々重きを加ふるに當り、再び茲に諸君に懇ふるところあらんとする所以なり。

思ふに本社が今日日本邦斯界に於ける最大、最優の地位を占むるに至れる所以のものは、創業精神の中核をなす保険報國の至誠が四十有八年の歴史を貫いて脈々相承せられ、全従業員の相信相愛による一致團結の力と、烈々たる奮闘努力の意氣の發するところ、或は斯業に對する社會の無理解と闘つて荆棘の道を拓き、或は無暴なる競争に拮抗して斯業の眞義を顯かにし來れるに因るに外ならず。かくの如き本社創業以來の指導精神は、之を要約して至誠實行となし共存共榮と言ふ。或は又端的に之を表明し

て本社主義精神とも稱す。これ蓋し苟くも本社に職を奉ずるものは、人生意義の歸趨をこゝに發見し、本社々業の發展の爲に身命を賭し、心魂を傾け盡して悔なきの謂にして、我等はこの本社主義精神の權化を最も近く弘世前社長に於て見るなり。

今や我國はまさに非常の時に際會し、國民生活の安定、國民精神の振興、國力の充實の急務とせらるゝ事今日より甚しきはなし。生命保險事業が共存共榮相互扶助の精神に立脚して國民生活安定の基礎を固め、依つて以て獨立剛毅の國民精神の作興に資し、又、こゝに集積する歴大なる資金によつて國家經濟力の一大根源をなすものなることは諸君の夙に熟知せらるゝところ、今日の非常時に當り斯業に従事する我等の使命は實に國家的重要性を有するものと言はざるべからず。纏つて斯業の現狀に眼を轉すれば、經濟界の變革的新情勢と、激烈なる同業者間の競争とに對處して萬全を期せんが爲には、内外の經營を一層合理化し、能率化し、積極化して更に深く社業の根幹に培ひ、厚く躍進の活力を蓄ふることを要するや論を俟たざるなり。誠に今日の時局と斯業の情勢とは、一時の優績に酔ひて偷安することを絶対に許さざるものあり。社業は無限に伸展せざるべからず、我等は不斷に前進せざるべからず。此時に當り、諸君が今一たび本社創業以來の指導精神を深く體得し、完全なる統制團結の下に勇往邁



進して、先づ我國のあらゆる同業他社に對し、あらゆる地方に於て又あらゆる點に就いて本社の絶對優越の地位を確立し、更に進んで本社をして世界の最優社たらしむべく、諸君の各分野に於ける最善の努力を傾注せられん事を切望してやまざるものなり。諸君の胸奥に本社主義精神の生々躍動するなくんば社業の躍進はあることなし、社業の躍進なくして諸君の榮譽を將た如何せん。本社と諸君とは一心にして同體なり。冀くは親愛なる諸君、弘世前社長より傳はる「臥薪嘗膽二十年」の奮闘の本社主義精神の眞髓に生き、爲せば成るの不動の信念、一貫して渝らざる誠實、不屈不撓不退轉の努力により社業無窮の進運を興し、永へに本社と榮譽を共にして眞に明朗なる我が日生大家族を建設せられん事を、誠にかくの如きこそ、以て我等が眞に弘世前社長の遺業を継ぎ、本社創業の精神を顯揚する所以と信じて疑はざるなり。

昭和十二年二月

日本生命保險株式會社

社長 成瀬 達

この「社員諸君に告ぐ」の一文こそ、従業員全般に漲る精神的の潤滑度を高め得たといふよりは、寧ろ一心一體化を促進した導火的動機となつて、「世界の最優社」建設への推進に拍車

を加へたのであつた。

## 第二節 支那事變勃發と我が社

支那事變の勃發後の經濟情勢 昭和七年の五・一五事件、同十一年の二・二六事件等突發的な不祥事件の續出によつて、急角度に積極的國防政策建設にその度を高めたわが國經濟は、所謂軍需産業を中心とする事業部面に異常の活況を呈するに至つた。殊に、十二年七月七日、支那事變の勃發によつて未曾有の變革過程を経過し、準戰時體制から、戰時體制へ急旋回するの已むなきに至つた。

事變勃發と共に帝國の暴支膺懲の大方針が確立し、わが忠勇無比の皇軍將兵は北支に、蒙疆に、また中南支に赫々たる偉勳をたて不滅の戰史を刻みつゝあるが、軍需の激増による國家財政は、未曾有の歴大豫算といはれた事變前の貳拾億圓臺から、同十二年度には臨時軍事費を合せて一躍五拾五億圓に膨脹し、更に翌年度は八拾四億圓、同十四年度は九拾四億圓に上昇した。従つて國債發行豫定額も同十一年度の七億圓から翌年度は參拾參億九千萬圓に飛躍し、更に十三年度以降は毎年五拾億圓を遙かに超え、これがため時局産業は愈々活況を呈し、利潤激増の一路を辿る状態となつた。



この非常時經濟に對應する處置として、政府は臨時資金調整法を制定して不急不要産業の資金を抑へ、軍需産業擴充資金の供給を優先にし、或は物資の統制方策として輸出入臨時措置法を制定したのであるが、遂に昭和十三年四月國家總動員法が制定され爾後その全面的發動をみるに至り、茲にわが國は純然たる戰時體制を確立したのであつた。

我が社への影響　その間、我が社は、事變の勃發以來事變の進展に伴ふ戰傷病死の増加により死亡率は増大し、又従業員の應召、資産運用の拘束等經營上多大の影響を蒙つたが、全社員はこれに對し飽くまで一致協力して保險報國の赤誠を盡すこととした。この具體的な實踐は營業、投資の二方面から説明することが出来る。

營業の部面では、先づ生命保險會社協會の申合により從來六十日の猶豫期間を認めてゐた保險料の拂込期限を應召軍人、軍屬の契約に對し更にこれを六ヶ月伸長し、支那在住の一般契約者に對しては右の伸長を四ヶ月とした。又戰時特別保險料の如きも未だこれを徴收せず、保險金支拂に就ても減額を行はず、その支拂には特に簡便な方法を設け、出來得る限り迅速に支拂つて遺族の保護に萬全の注意を拂ふと同時に、新契約の締結に當つても特に便宜を圖つてきた。

次に資産投資部面では、利廻が豫定利率以下の國債も出來得る限り多額に引受け、又國債

以外の投資に際しても、所謂銃後生産力擴充の方面に活躍して、國策強化に協力して來た。かくて事變初年度の國債購入額は貳千四百九拾萬餘圓、十三年度は參千五百萬圓、十四年度は七月一日までに壹千五百七拾萬圓となり、事變以來累計七千五百六拾萬餘圓といふ巨額に達し、年々激増の一途を辿りつゝある國債の消化に、聊か微力を竭して來たのである。殊に都市軍需景氣の好調と、農村全般の好景氣浸潤によつて生じた未曾有の過剩遊資を、新契約締結を通じて年々莫大な額を回収することに尠なからざる努力を傾注して來たのである。

この國策協力に拂つた努力は、我が社の契約量と收入保險料の伸長とが總てを裏書きしてゐる。即ち事變勃發の十二年度新契約は五億參千七百七拾參萬餘圓、同年末には年初の計畫通り保有契約貳拾五億圓を突破し、收入保險料は九千五百拾九萬餘圓に達した。翌十三年度は更に躍進して七億圓を超える新契約を擧げ、年初計畫を一ヶ月短縮して同年末には早くも業界最高の記録參拾億圓を突破したのであつた。而もこの契約に基いて全國の加入者から支拂はるゝ保險料は實に壹億壹千六百拾壹萬餘圓といふ輝かしい成果を結び、國策貯蓄運動の有力なる一翼をなしてゐるのである。

本社増築社屋の一部竣工　これより先、本店第一號館北側に豫て工事中であつた本店増築社屋の一部も漸く竣工をみたので、昭和十三年十月十五日の吉日を卜して成瀬社長、中松、長藤



兩常務 建築顧問片岡取締役外關係者參列の下に、御靈神社神官によつて清祓式を舉行し、同月二十四日から營業室として使用することゝなつた。

第二代会長の辭任 斯くて非常時局突破にふさはしく内容外觀共に整備成り、第八回大決算を優績のうちに送つて將に創立五十周年の佳き日を迎へんとした同十四年五月十七日 取締役會長佐々木駒之助氏は東洋拓殖株式會社總裁に就任するため、その職を辭任することゝなつた。

### 第三節 創立五十周年を迎ふ

第五十回決算、第八回大決算 昭和九年から同十三年に至る五ヶ年間、わが國未曾有の非常時局下に意義深き第八回大決算期を終始した我が社は、茲に第五十回の決算に當り依然目覺しき躍進の記録を残した。同年末現在契約高參拾億六千五百拾壹萬餘圓、資産亦急増して五億五千四百七拾參萬餘圓を保有する堂々たる偉容を示すに至り、今やこの餘威をかつて愈々世界の生命保險業界に覇を唱へんとしてゐるのである。

當大決算期各年度の業績は、昭和九年度の新契約參億餘圓に對し、同十三年度は七億餘圓となり、倍額を遙かに超える異常な躍進的記録を示してゐる。

これに對して收入保險料も亦累年激増して、昭和九年度の七千七百八拾貳萬餘圓に對し、同十三年度は壹億壹千六百拾壹萬餘圓となり、參千八百貳拾九萬餘圓の激増を示すに至つた。かくして當大決算期間に於ける五ヶ年間の收入支出を通計すると左の通りである。

收 入	
前大決算期ヨリノ繰越金	二八〇、四三八、六七三、八九
別段積立金ヨリ繰入金	二、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
恩給基金ヨリ繰入金	四三八、七七一、五五
保 險 料	四三六、五三九、四五五、四二
保險金年金支拂特約ニヨル年金掛金	五四、五八四、七〇
再保險ヲ附シタルニ因ル收入	二、九五五、〇〇
諸 利 息	一〇六、二七四、七八二、八七
財産賣却益	七、三二四、九三九、四三
財産償還益	九三四、五七六、四五
財産評價益	四、八三四、四〇〇、〇〇
取次協約手数料	四八四、六四



手 數 料	三九六七〇
雜 益	一四二、二七三三八
合 計	八三八、九八六、一九四〇三

支 出

再保險料	一九六五九 <sup>圓</sup> 九八
保 險 金	一四一、五〇九九五一・三二
保險金年金支拂特約ニヨル年金	二一、〇八七九一
義 濟 金	三二四、四〇八・六七
諸返戻金	一一、五四六、七一四・六一
增加保險契約充當金	二三、〇六〇、七四六・九八
保險契約追加配當金	四、三九二、八二〇・九〇
種類變更契約ニ對スル追加配當金	三二〇、三七九・〇二
毎年利益配當附保險契約利益配當金	一四、二六七、五八〇・五二
保險金年金支拂特約追加利息	一、二七一・三三四

支拂利息	七三五、一五九・一四
稅 金	五、三一六、六五五・三三
事 業 費	八二、八二三、四六五・九四
不動産管理費	二一〇、二六四・二九
財產賣却損	六一、四四六・九一
財產評價損	九、四〇三、二四九・二二
諸 損	七二、〇二六・七四
使用人福祉増進費	四〇、一八一・〇九五
退職慰勞金	二、四七五、一〇〇・五六
恩 給 金	四三八、七七一・五五
恩給基金積立	五一四、二七二・七九
株主配當金	三、六三〇、〇〇〇・〇〇
役員賞與金交際費	八〇、〇〇〇・〇〇
責任準備金	四九八、七七一、〇三九・三五
增加保險契約充當準備金	二一、九二九、七七一・一一



保險契約追加配當準備金  
 毎年利益配當附保險契約利益配當積立金  
 支拂備金  
 差引剩餘金

九一五、三一八、四二一  
 七、六一七、五二四、二一一  
 一、六七四、八七七、二一一  
 六、四五〇、八一九、〇〇六  
 八三八、九八六、一九四、〇〇三

合計

右の剩餘金の處分に付ては勿論最も細心の注意を拂ひ、慎重研究の上最も適當と信じたところに従つてこれを行つた。即ち共存共榮の社是を實踐し、契約者の利益確保に努むると共に、軍人援護會その他の社會事業團體に夫々寄附を爲し、以て我が社の念願である保險報國の微意を表明したのである。

剩餘金

六、四五〇、八一九、〇〇六

一、保險契約追加配當準備金 五〇〇、〇〇〇、〇〇〇  
 一、種類變更契約に對する追加配當金 二〇一、四七四、三二二  
 一、定款第四十三條に依る株主配當金 一、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇  
 一、役員特別賞與及獎勵金 二五〇、〇〇〇、〇〇〇  
 一、使用人特別賞與及獎勵金 一、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇

一、優秀代理店特別獎勵金 一五〇、〇〇〇、〇〇〇  
 一、財團法人日本生命濟生會へ寄附金 二五〇、〇〇〇、〇〇〇  
 一、恩賜財團軍人援護會へ寄附金 一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇  
 一、財團法人紀元二千六百年奉祝會、財團法人産業科學研究協會等へ寄附金 二五〇、〇〇〇、〇〇〇  
 一、次年度へ繰越 五四九、三四四、七四

右の如く創業以來五十年目の決算を産み出すまでには、その間幾多の山あり、谷あり、波瀾重疊たる變轉を乗り越えて、茲に繁榮と基礎不動、文字通り絢爛を極むる相貌を展開するに至つたのである。而も半世紀を遡り、創業年度末決算の跡に残された資産六萬七千餘圓を現在の華々しい歴史的飛躍の姿に對比するならば、一半は社會進運の趨勢に伴つて躍進を遂げたにせよ、他の一半は各時代の指導者の名指揮と、全従業員が一絲亂れぬ歩調を揃へて社是に向つて只管邁進し來つた努力の結集に歸することが出来るのである。

**創立五十周年を迎ふ** 以上の如く創業以來、既往あらゆる記録を更新に更新を重ね、正に不滅の躍進の巨跡を残した我が社は、昭和十四年七月一日創立滿五十周年の佳き日を迎へ、洪水のダムを決潰した如き勢ひで將に參拾五億圓に迫る契約高を築き、更に五億八千壹百餘萬圓の資産を保有して社礎に一層の深度と幅員とを加へ、社業は茲に決定的な健全性を保つに至



日 計 表

昭和14年6月30日現在

借 方		貸 方	
株 金	3,000,000.00	國 債 證 券	87,687,693.30
法 定 準 備 金	750,000.00	地 方 債 證 券	31,635,598.91
別 段 積 立 金	7,280,000.00	社 債 證 券	135,490,129.14
保 險 料 積 立 金	454,723,932.53	諸 株 式	82,197,182.90
前 年 繰 越 保 險 契 約 未 料 約 金	44,047,106.82	信 託 有 價 證 券	15,810,840.00
増 加 保 險 契 約 準 備 金	21,929,771.11	證 券 買 入 利 乘 金	50,025.21
保 險 契 約 追 加 金	1,415,318.42	郵 便 振 替 貯 金	21,372.96
種 類 變 更 契 約 對 立 金	201,474.32	定 期 預 金	1,950,000.00
毎 年 利 益 配 當 附 保 險 契 約 利 益 配 當 積 立 金	7,617,524.21	通 知 預 金	5,050,000.00
支 拂 備 金	1,674,877.21	當 座 預 金	306,115.69
前 年 繰 越 金	549,344.74	金 錢 信 託	3,700,000.00
恩 給 基 金	2,460,568.48	貸 付 金	193,539,085.19
後 年 度 分 既 收 利 息 金	151,398.99	假 拂 金	246,903.88
別 段 預 リ 金	945,372.65	出 張 所 勘 定	198,303.06
社 員 積 立 金	1,547,844.63	代 理 店 勘 定	1,484,298.28
假 預 リ 金	886,606.92	地 所 建 物	15,722,614.29
保 險 料	78,380,489.55	什 器	502,491.11
國 債 證 券 利 息	1,584,942.71	本 店 増 改 築 工 事 費	4,380,916.08
地 方 債 證 券 利 息	809,405.33	日 本 生 命 館 費	1,267,644.32
社 債 證 券 利 息	3,063,186.87	増 築 工 事 費	22,062,249.80
他 會 社 株 式 配 當 金	2,602,507.73	保 險 金	1,079,110.44
信 託 有 價 證 券 利 息	283,000.00	諸 返 戻 金	21,803,293.40
不 動 産 收 益	357,087.07	増 加 保 險 契 約 充 當 金	2,173,126.92
諸 利 息	5,154,501.68	毎 年 利 益 配 當 附 保 險 契 約 利 益 配 當 金	1,061,206.80
有 價 證 券 償 還 益 金	156,607.68	税	12,199,301.69
雜 益	165,249.25	事 業 費	134,503.30
其 他	315,615.54	退 職 慰 勞 金	53,214.00
		恩 給 金	246,693.77
合 計	642,053,914.44	合 計	642,053,914.44

つた。同時に役員 従業員並に會社關係者約三萬人及び三百萬を超える契約加入者の大家族を擁し、世界の生命保険界に搖ぎなき地位を占めて、茲に輝かしき五十年の歴史の幕を閉ぢ、理想を追ふて明日の經營計畫を設計しつゝあるのである。

わが國が肇國の理想を目指して驀らに邁進しつゝある支那事變のさ中、この社業史に特筆大書すべき日を迎へた我が社は、七月一日を期し創立五十周年記念祝賀式を、本支店支部一齊に簡素のうちにも嚴肅に舉行した。本店の式典は、同日午後一時三十分より新裝成つた本店大食堂に於て、成瀬社長、中松、長藤兩常務、各重役以下本店全社員出席の下に開催し、村岸庶務課長の開會の辭、國歌齊唱、皇居遙拜、皇軍將兵の武運長久祈願並に護國の英靈に對する感謝の默禱を捧げ、次いで左の如き成瀬社長の式辭があつた。

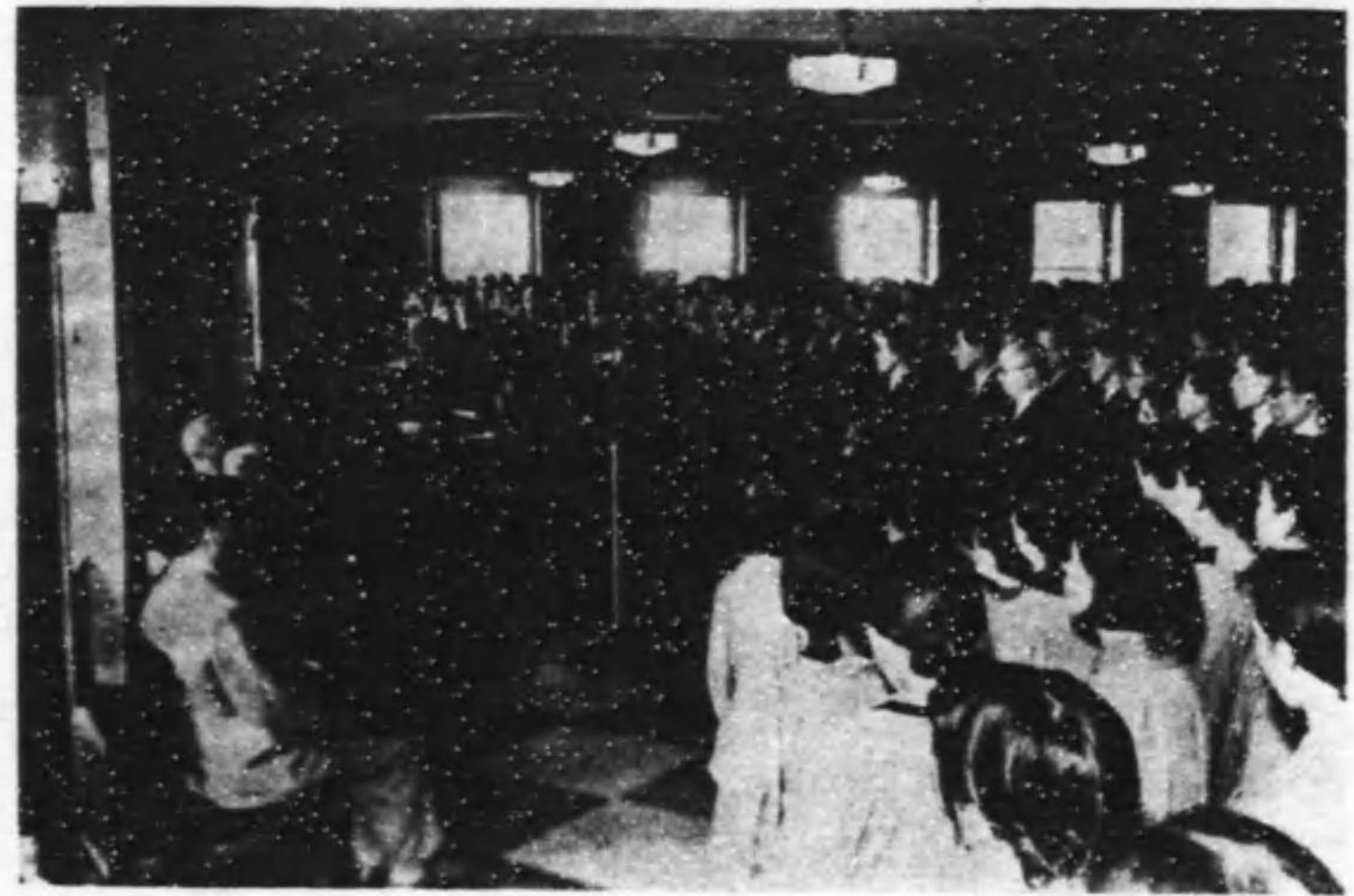
創立五十周年祝賀式に於ける式辭

社 長 成 瀬 達

本日茲に我社創立五十周年の佳き日を迎へましたる事は、諸君と共に誠に欣快に堪へぬ所であります。

願ますれば、我社が明治二十二年の今日、我國第三番目の生命保險會社として創立せられましてより、茲に五十週年、その間に於ける我社發展の歴史は、とりも直さず





式賀祝念記年周十五

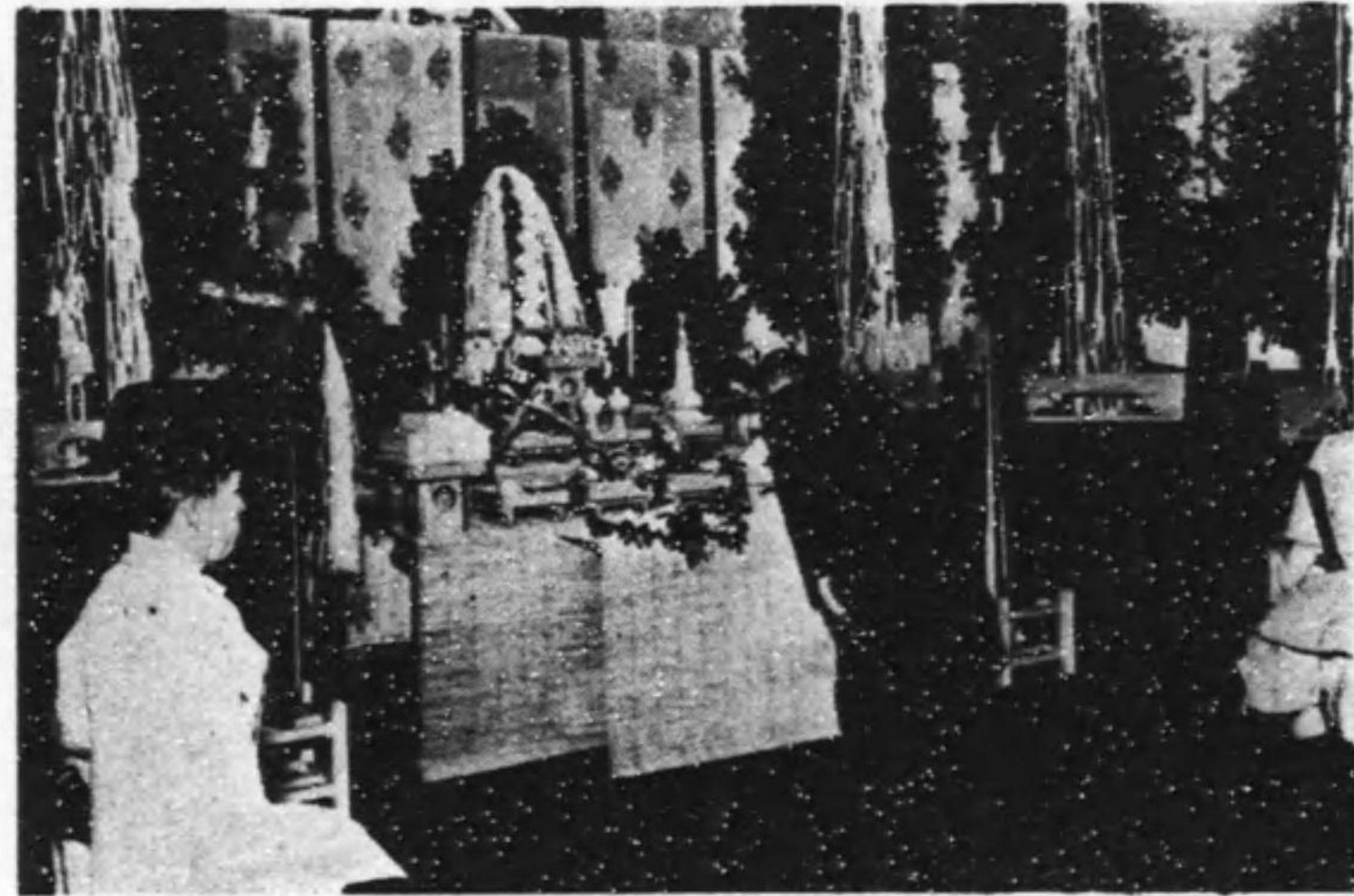
我國生命保險業發展の歴史とも申し得るのでありまして、今や我社の斯界に於ける地位は、諸君も既に御承知の如く、我業界をリードする立場にあるは勿論、歐米各國の同業會社に伍して些かの遜色もなき、優秀なる業績を示してゐるのであります。特に最近に於ける社運の隆昌は誠に目覚ましいものがあるのであります。恰も最近に於ける我國運の興隆にあやかるが如く、躍進日本の社名もその盛に、極めて順調なる進展の経過を辿つてゐるのであります。弘世前社長の遺して置かれましたる、我社の世界制覇の實現に漸次その歩を進めつゝあります事は、我社三百萬加入者の後援に依る事は申す迄もありませんが、又一つには、本日御來會の重役各位の御庇護並びに我社全従業員諸君が、協力一致、社業に精勵せられましたる賜物でありまして、この機会に於きまして厚く感謝の意を表する次第であります。と同時に又、私共は我社創業の當初に於ける先輩各位の勞苦を忘れてはならないのであります。生命保險

事業に關する一般人の智識未だ發達せざる斯界草創の時代に於きまして、克く我社今日の隆盛を豫期し、その社業の基礎をがつちりと固められましたる是等先輩に對し、私共は常に尊敬と感謝の念を捧げたいと存するのであります。

今や、我國は曠古の大國難に直面し、前線統後の區別なく、國家の總力を擧げて非常時克服に邁進すべき秋であります。而して、私共の日頃唱導して居りましたる勤儉貯蓄、保險報國は、今や國策として採り上げられるに至つたのであります。私共生命保險事業に従事致して居りますものは、自己の職業に精勵することが即ち直接國家に對する忠誠となる所以であります。然しながら、この國難打開の鍵が國民の總親和、總協力に在ると同様に、我社今後の隆昌も一に懸つて全従業員諸君の内外一致和衷協力に在ると存するのであります。人の和こそは國家、事業、その他あらゆる協同體に於ける發展隆昌の根本である、と考へて居る次第であります。諸君は、この點に付き、更に一段の認識を深められまして、榮ある我社五十年の歴史を、立派に守り續けて行く事は勿論、今後に於ける諸君の御努力によりまして、この歴史の上に更に一層の輝かしき精華を添へられん事を希望して已まぬ次第であります。

實は、本日創立五十周年の記念日に當りまして、盛大なる祝典を擧げて、この慶び





祭靈慰員社故物り當に年周十五

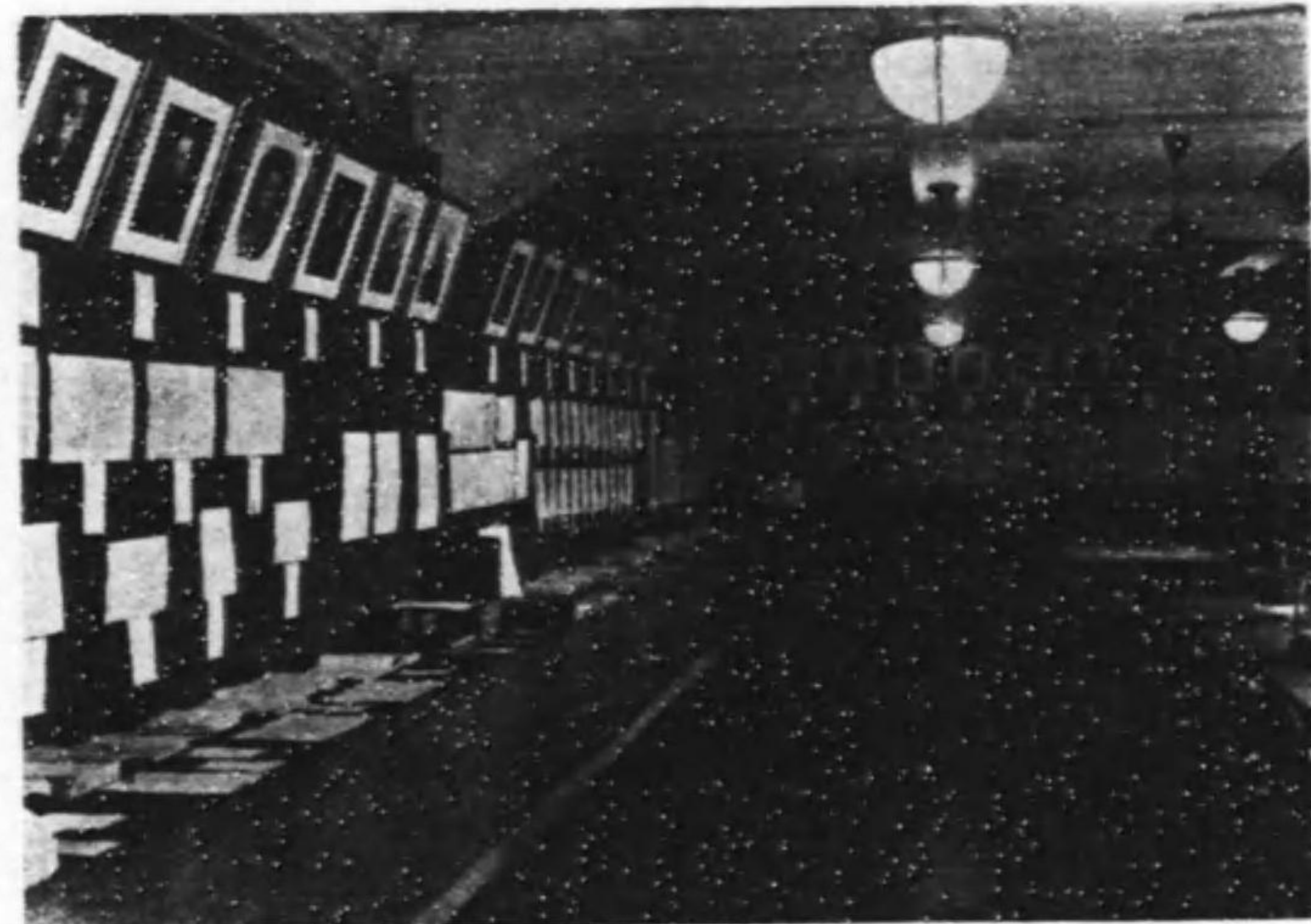
を共に分つのが本意でありましたが、時局に鑑み、且は永遠の使命を有するこの聖業の趣旨に鑑みまして、斯くの如き簡單にして且嚴肅なる自祝の式典を擧ぐるに止めましたる次第であります。諸君に於かれましても、何卒この點を諒とせられん事を希望致します。

尙、御出席の重役諸公に於かれましては、炎暑の折柄にも拘りませず、態々御來會下さいました事を厚く御禮申し上げます。

以上を以て式辭と致します。

次いで中松常務取締役より創立以來五十年間の躍進日本生命の社業報告あつて、「眞の姿」を茲に發表し、社員代表守田主計課長の祝辭あり、最後に長藤常務取締役の發聲で我が社の萬歳を三唱して、午後二時半莊重嚴肅のうちに五十年の終止符を打つたのであつた。

祝賀式に引續き別室に設けられた祭場で、我が社創立以來の物故役員並に職員計五百七



會覽展古考念記年周十五

十二名の慰靈祭を執行し、御靈神社神官齋主となり修祓、降神、獻饌、祝詞奏上等の儀あり、齋主玉串奉奠に續き祭主成瀬社長、遺族代表片岡取締役（片岡元社長嗣子）、各重役、本店社員代表守田主計課長、支店社員代表木村大坂支店長の順に玉串を奉奠し、撤饌、昇神の儀あつて午後三時過ぎ滞りなく終了した。

考古展覽會開催 次いで七月一日より四日までの四日間に亘り七階大會議室に於て「考古展覽會」を開催し、觀る者をして轉た今を思ひ、昔を懷ふ無量の感慨を興へたのであつた。

今や支那事變の處理と、大東亞共榮圈確立の重大使命貫徹のため新たなる決意を以て直進してゐるこの際、茲に創立五十周年の式典を終へた我が社は、これを新たなる飛躍への前進基地として、更に輝かしい明日の保險報國の希望に燃え、旺盛にして活潑な前進を力強く踏み續けてゐるのである。



## 第二篇 經營基礎篇

### 第一章 序 説

**經營の計畫性** 生命保險事業の經營は、高度の科學性を必要とする。従つて無計畫であつたり或は常識的經營法を以てしては到底完璧を期することは出来ない。先決問題として必ず高度の經營計畫を創造し、その綱領を徹頭徹尾明確に把握して活動の第一歩を踏み出すことが緊要である。而もこの目的に向つて、着々實踐への歩みを力強く踏み出すことが何より肝要であると同時に、この方式實踐こそ、新時代に適應する經營方式の初段階ともいふべきであらう。

**七つの經營綱領** 然らば生命保險事業に於ける經營綱領ともいふべきものは、果して何かといへば、それは通常營業基礎書類と呼ばれる次の五つの書類と、會社の販賣する保險種類及び會社設立の基礎となる資本金の七項目がその根幹となり、これが會社進展上力強い推進力となつて働きかけるものである、と結ぶも敢て過言ではない。即ち

一、資 本 金



二、定 款

三、事業方法書

四、責任準備金算出の基礎

五、普通保険約款

六、保険種類

七、財産利用方法書

これら七項目こそ推進原動力である。これを相互に有機的に結びつけて活用してこそ、始めてこゝに生命が躍動するのである。だからこれらの七支柱をどうして完全なものに創り出すか、又これを如何にして交織するかといふことに依つて、會社の基礎は金輪際不動にして躍進の性格を産み出すことも出来るのである。

我が社の保険證券が市場に販賣されて以來、既に五十年の燦たる歴史を持つてゐる。がその間、社會の制度も變り、經濟の組織も移り變り、將又、社會大衆の生活も充實して向上の一路を辿つて來た。その結果大衆の觸手は、各時代の經濟諸事象の脈搏に敏感になつて來たと同時に、保險證券に對しても亦尖鋭な識別眼を具ふるに至つた。

従つて我が社は、時代の動的な經濟相や社會相に正比例した速度といふよりは寧ろ時代に

先行して、つきからつきへと新手の經營作戰へと轉換を強力に企圖し、異常な大變革をも敢行した。昨日の新しきものは今日の舊きものとなり、今日の新しきものも明日はまた舊きものとして葬り去られる眩ぐるしい變轉の五十年間であつただけに、右の七つの基本綱領も亦眩ぐるしい程の改正があつた。而もこの時代ごとに創案された經營綱領には、その各時代に適應する新たな經營理念の姿が織込まれて來たのである。

茲に於て本篇では、最初の六項目に就て今日まで辿つて來た變遷の姿を繰り擴げることにして、財産利用方法書の變遷については、記述の便宜上これを財務篇にて取扱ふことにしたい。



## 第二章 資本金

### 第一節 創立資本金

創立資本金 明治二十二年七月四日に認可を得た最初の定款に記載されてゐる創立資本金は參拾萬圓であつた。資本金の募集方法は、資本金の十分の五は發起人側に於て引受け、残る十分の五は公募することゝなつた。

創立認可を受けると共に、早速株式募集の事務を開始し、

公稱資本金	參拾萬圓
一 株	貳拾五圓
株 數	一萬二千株

右のうち同年八月二日第一回拂込金として一株につき五圓の徴收を了し、拂込資本金は六萬圓となつた。同二十六年十一月に第二回の拂込があつて拂込資本金は拾貳萬圓、同三十一年二月に第三回の拂込が行はれて拂込資本金拾五萬圓、更に同三十九年三月に第四回の拂込が行はれて拂込資本金參拾萬圓となり、こゝに公稱資本金に達したのである。

### 第二節 第一回増資

資本金壹百五拾萬圓となる 会社の經營上必要なる固定資本、即ち本支店の地所家屋及び社宅等、性質上固定すべきものを資本金で賄ふ方針であつたが、時恰も大正二年末に於て既に九拾餘萬圓の營業用地所家屋を所有し、京都支店は新築落成を告げんとし、又將來各樞要都市に支店を新設する計畫をたて、これらに要するもの約壹百五拾萬圓に達する豫定であつたので、こゝに於て壹百貳拾萬圓の増資を執行するに至つた。

依つて大正三年二月二十日の株主總會に於て、資本金の増加に伴ふ定款の改正を決議し、同月二十五日付を以て右變更の件を主務大臣に認可を申請し、三月二十四日その認可を得たので、五月二十二日資本金増加に關する臨時株主總會を開き、商法の規定に依る取締役の報告並に監査役の報告を承認した。次いで五月七日新株式につき第一回拂込（二株の金額貳拾五圓、内金拾五圓拂込）を了し、七月十日新株式四萬八千株を發行した。更に翌四年七月一日新株式につき、第二回拂込として各一株につき殘額拾圓を徴收、八月五日全部の拂込を了して、こゝに公稱資本金壹百五拾萬圓全額拂込済となつたのである。



### 第三節 第二回増資

資本金參百萬圓となる 國力の増進に伴ひ我が社の契約高は激増し、大正八年末に於ける現在契約高は貳億七千四百貳拾萬餘圓、これに對する責任準備金は四千參百六拾八萬餘圓の巨額に達し、會社の責任は益々重きを加ふるに至つた。右の如き業務の發展の結果、營業用の土地家屋のために投じた資金も少なからず、既に資本金の大部分はこれらの使途に充當せられ、その殘額約參拾六萬圓を存するも、今後京城支店の新築費として約五拾萬圓を要すべく、又東京支店の新築のため約壹百萬圓を要する見込みである上に、大阪市内道路擴張に伴ふ本店の一部改築に要する資金、及び上海、青島、天津、北京等に營業機關を設置して益々支那方面に事業の發展を爲すに要する資金等も亦相當の金額に上ることとなるので、茲に現在の資本金を倍加して參百萬圓と爲す第二次の増資計畫が樹てられた。茲に於て大正九年二月十九日株主總會の席上、資本金壹百五十萬圓を増加して參百萬圓と爲すの件を附議し、これに伴ふ定款の改正を決議し、二月二十日付を以て右變更の件に付き主務大臣の認可を申請し、同月二十五日その認可を得た。次いで六月九日臨時株主總會を開き、資本金増加に關し商法の規定に依る取締役の報告、並に監査役の報告を承認した。

斯くて五月十七日新株式につき第一回拂込（二株の金額貳拾五圓、内金六圓貳拾五錢拂込）を了し、七月十日新株式六萬株を發行した。又十一月八日新株式につき第二回拂込を完了し（二株に付金八圓七拾五錢拂込）、更に翌十年四月一日新株式につき、第三回拂込として各一株につき殘額金拾圓を徴收し、同月二十八日に至り全部拂込を完了した。こゝに於て公稱資本金參百萬圓全額拂込済となつたのである。

現在資本金 その後我が社の資本金は變動なく、公稱資本金參百萬圓 株數は十二萬株、一株の金額貳拾五圓にして、全額拂込済となつてゐる。



### 第三章 定 款

#### 第一節 創立當初の定款

創定の定款 我が社最初の定款は、創立願書に添附し、明治二十二年七月四日大阪府知事より認可を得た。

次に創立當初の定款を記載し、ついで定款變更 改正の概要、更に現行定款を記載し、定款を通じて經營に對する不斷の實踐行動の實體を考察しよう。

有限 日本生命保險會社定款 (明治二十二年七月創定)

#### 第一章 總 則

第一條 本社ハ有限 日本生命保險會社ト稱ス

第二條 本社ノ本店ハ大阪府

第三條 本社ハ有限責任ニシテ各株主ノ負擔スヘキ義務ハ本株式面ノ全金額ニ止ル者トス

#### 第二章 資 本 金

第四條 本社ノ資本金ハ金參拾萬圓ニシテ之レヲ壹萬貳千株ニ分チ一株ヲ金貳拾五圓ト定ム

ニ設置シ漸次各地ニ支社又ハ代理店ヲ置クヘシ

#### 第三章 積 立 金

第五條 本社ノ資本金ハ悉皆日本政府ノ公債證書ニ替ヘ之レヲ以テ營業上ノ準備トナスヘシ

但本條公債證書ハ日本銀行へ保護預ケトナスヘシ

第六條 保險掛ケ金ノ内積立金トナスヘキ

金員ハ社長取締役ノ決議ヲ以テ公債證書

又ハ政府ノ保証アル株券ニ替ヘ之レヲ保存スヘシ

但本條物件ハ日本銀行へ保護預ケトナスヘシ

#### 第四章 株 式

第七條 本社ノ定款ヲ遵守シ株式ヲ引受タル者ハ(外國人ヲ除ク)都テ本社ノ株主タルヘシ

第八條 本社株金ノ募集ハ當會社設立許可ノ日ヨリ三十日以内ニ五分ノ壹壹株ニ付五圓拂込ミテ爲シ殘額ハ爾后貳ケ年間ニ社長取締役ノ決議ヲ以テ募集スヘシ  
但每募集ハ一ケ月前ニ通知スヘシ



創立當初の定款



第九條 本社ノ株式券狀雛形左ノ如シ

印 紙 貼 用	第何號
有限 日本生命保險會社株式券狀	
一金貳拾五圓也	
氏 名 殿	
<p>右記名者日本生命保險會社ノ定款ヲ遵守シ本社株式ノ内          即チ壹株ノ持主タルコト相違ナキ証據トシテ此株式券狀          ニ本社ノ印章及社長支配人記名調印シ之ヲ授與スル者也          此株式券狀ヲ賣買讓與セント欲セハ本社へ持參ス可シ          本社ニ於テハ相當ノ檢査ヲ遂ケ此券狀裏面野劃内へ社          長及支配人記名調印シ之ヲ還付スヘシ</p>	
年 月 日 印	社 長 氏 名 印
年 月 日	支 配 人 氏 名 印
有限 日本生命保險會社 責任	

株式券狀雛形

年 月 日	賣 渡 人 記 名 調 印	買 受 人 記 名 調 印	社 長 記 名 調 印	支 配 人 記 名 調 印

裏 面

但株金全額ニ滿タサル迄ハ左ノ雛形ノ假株券狀ヲ交付スヘシ



第十條 本社ノ株式ヲ賣買讓與スルニハ必ス本社ノ承認ヲ受ク可シ故ニ券狀裏面ニ社長支配人ノ証印ヲナサ、ル間ハ已ニ賣買讓與ヲ約スルモ本社ニ對シ其所有權移轉ノ効ナク本社ノ損益ハ總テ株

年月日	賣渡人記名調印	買受人記名調印	社長記名調印	支配人記名調印

裏面

年 月 日 印	回五第	回四第	回三第	回二第	回一第	込拂	第何號 貼印紙 用紙
	金 圓	金 圓	金 圓	金 圓	金 圓	金 額	
	明治 月 日	明治 月 日	明治 月 日	明治 月 日	明治 月 日	年 月 日	
						調社 印長	
						調支配 印人	

右記名者日本生命保險會社ノ定款ヲ遵守シ本社株式ノ内壹株即チ金貳拾五圓ヲ引受ケタルコト相違ナキ證據トシテ此假券狀ヲ附與ス拂込金ヲナスルハ此券狀ヲ其都度本社へ持參ス可シ本社ハ領收證トシテ金額并年月日ヲ記入シ之ニ社長并支配人ノ印ヲ捺ス可シ追テ全額入金ノ上ニテ本券狀ト引換可キモノ也  
但此券狀ヲ賣渡サント欲セハ裏面對割内へ買受人ノ氏名ヲ記シ賣渡人共ニ記名調印シ本社へ持參ス可シ本社ニ於テハ至當ノ檢査ヲ遂ケ社長并支配人檢印ノ上所有ノ移轉ヲ證明ス可シ

有限日本生命保險會社  
社長 氏 名 殿  
支配人 氏 名 殿

假株式券狀形



式券狀ノ名前入ニ負擔セシムヘシ

第十一條 本社ノ株式券狀ヲ亡失毀損汚穢シタルハ券狀再渡シ書換亦ハ更正ヲ請フヘシ

但券狀ノ再渡シテ請フハ其亡失ノ事由ヲ詳記シタル書面ニ貳名以上ノ保證人ヲ立ツヘシ而シ

テ本社ハ新聞紙ニ廣告シ然ル後新券ヲ附與ス尤モ其費用ハ請求主之レヲ仕拂フヘシ

第十二條 本社ノ株式券狀ノ再渡シ書換亦ハ更正ヲ請フモノハ手數料トシテ券狀壹枚ニ付金貳拾錢

賣買讓與ノ登記料ハ金五錢ヲ仕拂フヘシ

第十三條 定式總會前三十日間ハ株券ノ書換ヲ停止ス可シ

第十四條 株主若シ株金拂込ミテ怠ルハ其株金高ニ應シ延滞日歩金百圓ニ付一日金五錢ヲ徵收ス

ヘシ而シテ其日數六十日以上ニ及フハ本社ニ於テ該株式ヲ公賣ニ附スヘシ

但本條ノ場合ニ於テハ其公賣ニ關スル諸入費及ヒ延滞日歩ヲ計算シ餘剩アルハ之レヲ返付シ

不足アルハ之レヲ追徵スヘシ然レモ其追徵スヘキ金額ハ本株式券面ノ金額ニ超過セサルモノ

トス

### 第五章 營業

第十五條 本社ノ營業ハ左ノ四種トス

尋常終身保險

有限掛金終身保險

定期保險

### 養老保險

第十六條 本社ハ前條ニ掲クル事項ヲ以テ本業トナスカ故ニ目的外ノ事業ニハ一切關係セサルヘシ

第十七條 本社ノ營業時間ハ毎日月曜及大祭日ヲ除ク午前九時ヨリ午後四時迄タルヘシ

但日ノ長短ニヨリ伸縮スルコトアルヘシ尤モ其場合ニ於テハ府廳へ届ケ出ルモノトス

第十八條 本社ヨリ發布スル保險證書ニハ本社ノ印章ヲ捺シ社長及支配人記名調印スヘシ

### 第六章 役員

第十九條 本社ハ左ノ役員ヲ置ク

社長	壹名
副社長	壹名 (便宜之レヲ置ク)
取締役	五名以上 拾名以下
検査役	貳名
醫員	若干名
支配人	壹名
副支配人	若干名
手代	若干名

第二十條 正副社長及取締役検査役ヲ重役ト稱シ醫員ヲ客員トシ支配人以下ヲ社員ト稱スヘシ

但社員ノ任免ハ社長取締役ノ決議ヲ以テス



第廿一條 役員給料ハ社長取締役決議ノ上左ノ區域内ニ於テ之レヲ取極ムヘシ

自三十圓至百圓	社長	一等
自二十圓至八十圓	副社長	二等
無給	取締役	三等
自廿五圓至八十圓	支配人	四等
自十五圓至四十圓	副支配人	五等
自三十圓至四十圓	手代	六等
自二十圓至三十圓	手代	七等
自十五圓至二十圓	手代	八等
自十圓至十五圓	手代	九等
五圓以下	雇	十等

第廿二條 正副社長及取締役検査役ハ本社ノ株式五拾株以上ヲ所有セル株主中ヨリ株主總會ニ於テ之レヲ撰擧スヘシ

但第一次總會ヲ開ク迄ハ發起人ニ於テ本條ノ役員ヲ撰定スヘシ

第廿三條 議員ハ社長取締役ノ決議ヲ以テ名望アル者へ囑托スルモノトス

第廿四條 重役在職年限ハ三ケ年トス

但再撰スルコトヲ得

第廿五條 重役中不適當ノ行爲有之ト認ムルキハ在職年限中ト雖モ株主總會ノ決議ヲ以テ改撰スルコトアルヘシ

第廿六條 正副社長ハ在職中各其所有ノ株式五拾株ヲ本社へ預ケ置キ禁授受ノ三字ヲ附シタル預リ証ヲ受取り在職中ハ決シテ引出スコトヲ得ス

第廿七條 社長ニ欠員アルキハ臨時株主總會其他ノ重役ニ缺員アルキハ次回ノ株主總會ニ於テ補欠撰擧ヲナスヘシ

但補欠員ハ前任者ノ殘任期間在職スルモノトス

### 第七章 役員權限及義務

第廿八條 社長ハ本社全体ヲ統轄シ一切ノ責ニ任スヘシ

第廿九條 副社長ハ社長ヲ輔佐シ社長事故アルキハ之ヲ代理ス

第三十條 取締役ハ毎月一回本社ニ集會シ正副社長ト共ニ一切ノ事ヲ協議スヘキモノトス

第三十一條 社長取締役ハ諸務ニ緊要ナル申合規則ヲ議定スヘシ

第三十二條 検査役ハ左ノ事務ヲ担任スヘシ

一 社長ノ事務取扱ヒ定款及諸規則ニ違背セサルヤ否ヲ監査スルコト

二 毎季ノ諸勘定ヲ検査シ意見ヲ株主總會ニ提出スルコト

第三十三條 議員ハ社長ノ囑托ヲ受ケ保險申込人ヲ診査シ意見ヲ附シ社長ニ報告シ其他醫事諸般ノ事務ヲ擔任ス

第三十四條 支配人ハ社長ノ指揮ヲ受ケ諸般ノ事務ヲ擔當ス

第三十五條 手代ハ社長及支配人ノ指揮ヲ受ケ各分掌ノ事務ヲ擔當ス

### 第八章 株主權限及總會

第三十六條 株主ハ本社執務中ハ何時タリトモ諸帳簿ヲ檢閱スルノ權アルヘシ

第三十七條 株主ハ何等ノ事故アルモ本社解散ノ時ニアラサレハ其株金ヲ取戻スコトヲ得ス

第三十八條 總會ハ議決權ヲ有スル株主ノ集會ニシテ定式臨時ノ二種トス定式總會ハ毎年一月ニ之



レヲ開キ臨時總會ハ社長取締役ノ必要ト思考スル場合ニ於テハ何時ニテモ株主ヲ招集スルモノトス

但定式臨時總會トモ廿日前ニ時日場所等ヲ各株主ヘ通知スヘシ

第三十九條 定式總會ハ毎年一月ニ開キ社長ヨリ報告スル前壹ケ年間ニ係ル諸勘定ヲ審査シ配當金割合ヲ定メ且ツ當期改撰ノ重役ヲ撰舉スルノ外他議ニ涉ルヲ得ス

第四十條 臨時總會ヲ開クニハ必ス其議スヘキ事項ヲ前以テ株主ニ報告シ而シテ其開會ニ於テハ報告シタル事項ノ外他議ニ涉ルヲ得ス

第四十一條 検査役又ハ議決權ヲ有スル株主三十名以上ニシテ其所持ノ株數現在發行總株ノ三分ノ壹ニ下ラサル株主ニ於テ本社ノ利害ニ關シ必要ト認ムルハ會議ノ目的ヲ舉ケ臨時總會ヲ社長ニ請求ヲ爲スコトヲ得若シ社長ニ於テ請求書ヲ受領シタル日ヨリ二週間内ニ開會ノ手續キヲナサ、ルハ其請求人自ラ株主ヲ招集シテ臨時總會ヲ開クヲ得

第四十二條 總會ハ議決權ヲ有スル株主總員十分ノ一以上委任狀ヲ附シタル株主モ加算スニシテ其株數現在發行總株四分ノ壹以上ニ當ル株主出席スルニアラサレハ之レヲ開クヲ得ス

但開會ノ日ニ至リ本條ノ定數ニ滿タサルハ其翌日ヨリ五日以内ニ開會スヘシ

第四十三條 第四十壹條ノ請求ニ依リ臨時會ヲ開設スルニ當リ第四十二條ノ定數ニ滿タス開會スル能ハサルハ其請求ハ消滅スルモノトス

第四十四條 總會ニ於テハ社長ヲ以テ會頭トス社長若シ事故アルハ取締役又ハ株主中ヨリ撰舉ス

ヘシ

第四十五條 總會ハ出席株主議決權ノ過半數ニ由テ決ス可否相半スルハ會頭之レヲ決ス

第四十六條 株主議決權ハ其所持株數五株以下ハ之レヲ有セス六株ヨリ起算シ十株迄ハ一株毎ニ一個トシ十一株以上百株迄ハ五株毎ニ一個ヲ加ヘ百一株以上二百株迄ハ十株毎ニ一個ヲ加ヘ二百一株以上三百株迄ハ二十株毎ニ一個ヲ加ヘ三百一株以上ハ増個セサルモノトス

第四十七條 議決權ヲ有スル株主事故アリテ總會ニ出席シ難キモノハ六株以上ノ株主ヘ委任狀ヲ附シ代理セシムル事ヲ得

但本社ノ役員タルモノハ株主ノ代人トナルヲ得ス

## 第九章 計 算

第四十八條 毎年一月ヨリ十二月迄一ケ年間ノ出納ヲ計算シ翌年一月定式總會ニ於テ株主ニ報告スヘシ

第四十九條 利益金ノ配當ハ左ノ二項トス

- 一 資本金ヨリ生スル利子ハ毎年一月株主總會ノ議決ヲ經テ株主ニ配當スル
- 二 被保人ヨリ徴收セシ保險掛金及之レヨリ生スル利子ハ三年毎ニ精算シ被保人年齢又ハ既ニ契約セシ保險ノ種類ニヨリ精密ナル統計表ヲ調成シ之ニ基キ後年支出スヘキ保險金ヲ豫定シ充分ナル保險準備金ヲ積立テ其殘額ニ對スル百分ノ五ヨリ尠カラス十五ヨリ多カラサル役員賞與金ヲ引去リ殘余ヲ株主ニ配當スルモノトス



但死亡又ハ滿期ノ被保人へ交付スヘキ保險金ハ勿論諸般ノ經費ハ收入セシ保險掛金及之レヨ  
リ生スル利子ヲ以テ支出スルモノトス

第十章 印章

第五十條 本社ニ用ユル印章ハ左ノ如シ

竪一寸二分

竪一寸二分

有限責任  
日本生命  
保險會社

有限責任日本  
生命保險會社

第十一章 帳簿

第五十一條 本社ハ洋式記簿法ヲ用ヒ嚴正ニ記入スヘシ其帳簿ノ種類左ノ如シ

株式元帳 總勘定元帳 日記帳 出納帳

第十二章 定款更正及増減

第五十二條 此定款ハ株主決議ニ依リ府廳ノ許可ヲ得テ之ヲ更正増減スルコトアルヘシ

右之條々發起人衆議之上決定シ其證トシテ左ニ記名調印ス自後加入之株主モ順次記名調印可致者也

明治廿二年六月廿八日

發起人記名調印

第二節 定款の變遷

三十二回の改正

我が社は明治二十二年七月定款を創定して以來五十年間、獨創的經營理論の究明の結果、三十二回に亘り定款の改正を行つた。即ち明治二十三年十二月、同二十六年十二月、同三十二年十月並に大正三年六月の四回に亘る大改正と、右の外前後二十八回に亘る部分的な小改正を経て、現在の經營の根幹が築き上げられたのである。即ち

第一回 明治二十二年八月二十一日變更 (明治二十二年八月二十一日大阪府知事認可)

役員給料表中一部改正ス

第二回 明治二十三年三月十一日變更 (明治二十三年三月十一日大阪府知事認可)

高議員ヲ設置ス

賛助員、助手醫員ヲ設置ス

役員給料表中一部改正ス

第三回 明治二十三年十二月十六日變更 (明治二十三年十二月十六日大阪府知事認可)

検査役ヲ監査役ト改稱ス

重役ノ員數ヲ改正ス (取締役ハ五名以上十名以下ナルヲ五名以上ト、監査役ハ二名ナルヲ三名以上トス)



重役ノ任期ヲ改正ス (審査役ハ三年ナルヲ二年トス)

計算ヲ保險申込人ヘモ通知ノコトトス

定式總會ヲ二月トス (從來ハ一月)

別段積立金ノ割合ヲ定メ役員賞與金ノ割合ヲ變更ス

八年毎ニ保險申込人ヘ利益ヲ配當スルコトヲ定ム

第四回 明治二十四年一月一日變更 (明治二十三年十二月二十三日大阪府知事認可)

社名「有限責任日本生命保險會社」ヲ「日本生命保險株式會社」ト改稱ス  
副社長ハ便宜設置ヨリ確定ニ變更ス

第五回 明治二十六年二月九日變更 (明治二十六年二月九日大阪府知事認可)

醫員ハ囑託ナリシヲ社員格トス

決議機關トシテ社長取締役トアルヲ社長ノ文字ヲ削除ス

第六回 明治二十六年十二月四日變更 (明治二十六年十二月四日主務省認可)

役員ノ給料ヲ改正ス

定式總會ヲ通常總會ト改稱ス

通常總會ヲ一月トス (從來ハ二月)

臨時總會ノ請求事項ヲ削除ス

創業費及什器ノ償却期限ヲ削除ス

準備金積立ノ割合ヲ定ム (準備金ノ積立ハソノ積立金額ガ資本金ノ四分ノ一ニ達スルマデハ毎年ノ利益ノ十分ノ一ヲ下ラザルモノトス)

第七回 明治二十九年一月二十九日變更 (明治二十九年一月二十九日主務省へ届出)

日本銀行ヘノ保護預ケヲ廢止ス

積立金殖利法ヲ改正ス

役員給料限度額ヲ改正ス

第八回 明治三十年二月十三日變更 (明治三十年二月十三日主務省へ届出)

保險準備積立金ヲ保險契約責任金ト改稱ス

第九回 明治三十一年八月十八日變更 (明治三十一年八月十八日主務省へ届出)

公共團體及私法人ヘノ貸付ニ關スル規定ヲ設ク

監査役ノ員數ヲ改正ス (從來ハ三名以上ナルヲ二名以上トス)

第十回 明治三十二年十月二十三日變更 (明治三十二年十月二十三日主務省認可)

支店出張所ノ地名ヲ記載ス (支店ヲ東京市ニ、出張所ヲ京都、名古屋、熊本、金澤、仙臺、函館ニ設置ス)

株金拂込時期ヲ改正ス



取締役ノ員數ヲ改正ス (從來ハ五名以上ナルヲ五名以上七名以下トス)

監査役ノ任期ヲ改正ス (從來ハ二年ナルヲ一年トス)

役員給料ヲ増額ス

通常總會ヲ定時總會ト改稱ス

株主議決權ヲ一株一個ト改ム

利益計算方法ヲ改正ス

賞與金ノ計算方法ヲ改正ス

恩給金ノ規定ヲ設ク

公告方法ノ規定ヲ改ム

有價證券擔保貸付ニ關スル規定ヲ設ク

役員ノ缺員ノ場合ニ關スル規定ヲ改ム

其他削除事項十數個所

#### 第十一回

明治三十四年三月八日變更 (明治三十四年三月八日主務省認可)

保險業法施行規則ノ實施ニ伴ヒ財産利用ノ方法ヲ改正ス

定時總會ヲ二月トス (從來ハ一月)

#### 第十二回

勘定科目ノ用語ヲ改正ス

純保險料式ヲ明示ス

#### 第十三回

明治三十五年四月四日變更 (明治三十五年四月四日主務省認可)

株主配當金ハ計算期最終ノ株主ニ支拂フ旨ノ規定ヲ設ク

明治三十五年二月株主總會ニ於テ補缺選舉シタル取締役監査役ハ前任者ノ殘期

ヲ繼ガザルコト、ス

#### 第十四回

明治三十六年四月二十三日變更 (明治三十六年四月二十三日主務省認可)

支店所在地ヲ増加ス (支店ヲ東京市、京都市、名古屋市、  
金澤市、仙臺市、函館區ニ設置ス 熊本市)

保險證券ニ對スル貸付ノ規定ヲ設ク

副社長ハ確定ヨリ便宜設置ニ變更ス

役員給料ヲ總會決議事項トス

#### 第十五回

明治三十七年三月十日變更 (明治三十七年三月十日主務省認可)

不動産擔保貸付ニ關スル規定ヲ設ク

株券轉換證印欄ノ副社長ノ署名捺印ヲ除ク

#### 第十六回

明治三十九年三月二十八日變更 (明治三十九年三月二十八日主務省認可)



株券ノ種類ヲ定ム (一株券、五株券、十株券ノ三種トス)

第十六回 明治四十一年二月二十一日變更 (明治四十一年二月二十一日主務省認可)

支店所在地ヲ變更ス (福岡市、廣島市ヲ加ヘ、熊本市、函館區ヲ除ク)

監査役缺員ノ場合モ取締役缺員ノ場合ト同様ノ選舉ヲ次回ノ改選期マデ猶豫シ得ルコトニ定ム

第十七回 大正三年六月十八日變更 (大正三年三月二十四日主務省認可)

資本金ヲ増加ス (參拾萬圓ヲ百五拾萬圓ニ、株數一萬二千株ヲ六萬株ニ増加ス)

營業ノ區域及被保險者ノ範圍ヲ定ム

財産利用方法トシテ不動産所有ノ規定ヲ設ク

役員ノ資格株數ヲ五十株以上ヨリ二百五十株以上ニ引上グ

監査役ノ員數及任期ヲ改正ス (從來ハ二名以上ナルヲ三名以下、一年ナルヲ二年トス)

別段積立金ノ名稱並ニ其率ヲ定ム

大決算期間ヲ短縮ス (八年ヲ五年トス)

保險契約者ヘノ利益配當ヲ確定的トス

總會決議錄ノ保管方ヲ定ム

恩給基金ヲ會社ニ於テ積立テ保管ス

第十八回 大正八年三月三十一日變更 (大正八年三月三十一日臺灣總督府認可)

支店所在地ヲ増加ス (大阪市、小樽區ヲ加フ)

役員ノ規定ヲ變更ス (從來ハ社長一名、時宜ニ依リ副社長一名、常務取締役一名トアルヲ社長若クハ取締役會長一名並ニ專務取締役若干名ト改ム)

社長權限ノ記載ヲ省略ス

總會ノ議長ノ規定ヲ變更ス

第十九回 大正九年三月二十日變更 (大正九年三月二十五日主務省認可)

資本金ヲ増加ス (百五拾萬圓ヲ參百萬圓ニ、株數六萬株ヲ拾貳萬株ニ増加ス)

第二十回 大正九年七月十四日變更 (大正九年六月十八日主務省認可)

役員ノ資格株數ヲ二百五十株以上ヨリ百株以上ニ引下グ

第二十一回 大正九年十二月十日變更 (大正九年十一月十五日主務省認可)

增加保險契約充當準備金ヲ設定ス

第二十二回 大正十二年五月十日變更 (大正十二年三月一日主務省認可)

營業區域ヲ擴張ス

支店所在地ヲ變更ス (札幌市ヲ加ヘ小樽區ヲ除ク)



第二十三回 昭和二年二月五日變更 (昭和二年一月二十二日主務省認可)

貸付先トシテ公私人ノ範圍ヲ擴張ス

保險契約追加配當金制度ヲ設定ス

保險關係事業へ支出ヲナスコト、ス

第二十四回 昭和二年三月二十八日變更 (昭和二年三月二十八日臺灣總督府認可)

取締役員數ヲ増加ス (從來ハ五名以上七名以下ナルヲ五名以上九名以下トス)

第二十五回 昭和三年六月一日變更 (昭和三年五月二十六日主務省認可)

財產利用方法トシテ資産ノ信託ニ關スル規定ヲ設ク

第二十六回 昭和四年一月二十四日變更 (昭和三年十二月二十四日臺灣總督府認可)

支店所在地ヲ増加ス (神戸市、臺北市ヲ加フ)

役員ノ規定ヲ變更ス (從來ハ「社長若クハ取締役會長一名並ニ專務取締役若干名」トアル  
ヲ「取締役ハ取締役會長一名專務取締役一名常務取締役若干名」トアル  
トシテ又必要アルトキハ社長一名、若クハ社長一名及副社長一名ヲ互選スル)  
コトヲ得但社長ヲ置キタルトキハ專務取締役ヲ互選セサルモノトス)ト改ムル)

毎年利益配當附保險契約利益配當積立金ヲ設定ス

第二十七回 昭和四年三月十八日變更 (昭和四年二月二十二日主務省認可)

保險契約追加配當準備金ヲ設定ス

第二十八回 昭和八年三月十三日變更 (昭和八年三月十三日臺灣總督府認可)

支店所在地ヲ増加ス (滿洲國新京ヲ加フ)

日本銀行等ト當座取引ヲナシ得ルコト、ス

役員ノ規定中「專務取締役一名」ヲ廢シ、コレニ代リ「取締役社長一名」ト改ム

第二十九回 昭和九年十二月十五日變更 (昭和九年十一月十六日臺灣總督府認可)

營業範圍ノ規定ヲ改ム

公告方法ノ規定ヲ改ム

重役選舉方法ニ關スル規定ノ字句ヲ訂正ス

保險契約追加配當金並ニ同準備金積立方法ヲ改正ス

第三十回 昭和十一年四月二十三日變更 (昭和十一年四月二十三日臺灣總督府認可)

支店所在地ヲ増加ス (高松市、大連市ヲ加フ)

第三十一回 昭和十二年三月十八日變更 (昭和十二年三月十八日臺灣總督府認可)

支店所在地ヲ増加ス (熊本市ヲ加フ)

第三十二回 昭和十三年五月十三日變更 (昭和十三年五月十五日臺灣總督府認可)

支店所在地ヲ増加ス (岡山市ヲ加フ)



役員賞與金及交際費支出方法ヲ改正ス

使用人賞與金並ニ恩給基金ニ關スル條文ヲ整理ス

右記にみるが如く、第一回より第五回の改正（明治二十六年二月九日）迄は大阪府知事に願出で、認可を受けてゐる。第六回の改正（明治二十六年二月四日）は、舊商法實施の結果として、同法施行條例第十條第二項により更めて農商務大臣に定款の認可を申請してゐるが、第七回（明治二十九年一月二十九日）から第九回（明治三十一年八月八日）迄の改正は、單に届出をなしてゐるに過ぎない。従つて届出後に變更を命ぜられて頻々として改正されてゐるが、第十回の改正（明治三十二年一〇月二三日）以後は、今日のやうに申請認可の手續様式を採り、特に第十九回（大正九年三月二〇日）の改正からは申請前に豫め内申する例が開かれて、申請から認可迄の時日が非常に短縮された。

申請書に改正理由を附するやうになつたのは第十回の改正（明治三十二年一〇月二三日）からであるが、これは明治三十二年新商法の實施と共に定款變更申請には理由書を添附することに省令に依り規定されたためである。第十回の改正は、新商法施行に依る大改正で、以前のものと餘程その趣を異にして現行定款の根幹をなすものといふべきである。

大正三年の大改正は相當廣範圍に亘つてゐるが、これは第三回大決算を終へて從來の部分

的に修正されて來た定款を全體的に綜合統一を圖つた觀がある。従つて我が社の定款は、創業以來三十餘回の大小の改正變更をみたが、結局これを大別すると、明治三十二年新商法實施期を界として以前のものと、以後のものとの観ることが出来る。

### 第三節 現行定款

#### 第一章 總 則

第一條 當會社ハ日本人及ヒ外國人ニシテ年齡滿六十歳以下ノ者ヲ被保險者トシ生命保險事業ヲ營ムヲ以テ目的トス

第二條 當會社ハ日本生命保險株式會社ト稱ス

第三條 當會社ハ本店ヲ大阪市ニ支店ヲ東京市、大阪市、神戸市、京都市、名古屋市、福岡市、熊本市、金澤市、仙臺市、岡山市、廣島市、高松市、札幌市、京城府、臺北市、大連市及ヒ滿洲國新京ニ設置ス

但支店設置ノ時期ハ取締役會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第四條 當會社ノ資本金ハ參百萬圓トス

第五條 當會社ノ公告ハ本店管轄區裁判所カ商業登記ヲ公告スル新聞紙ニ之ヲ掲載ス

第六條 當會社ノ財産ハ保險業法施行規則第十六條及ヒ財産利用方法書ニ規定セラレタル範圍内ニ



- 於テ取締役會ノ決議ヲ以テ左ノ各號ニ從ヒ之ヲ利用スヘキモノトス
- 一 國債證券地方債證券ヲ所有スルコト
  - 二 確實ナル會社ノ株券社債券ヲ所有スルコト
  - 三 確實ナル銀行ヘ預金ヲ爲スコト
  - 四 確實ナル信託會社ヘ金錢若クハ有價證券ノ信託ヲ爲スコト
  - 五 道、府、縣、市、町、村、町村組合及ヒ朝鮮臺灣樺太ニ於ケル之ニ準スヘキ公法人ヘ貸付ヲ爲スコト
  - 六 確實ナル會社又ハ其他ノ私法人ヘ貸付ヲ爲スコト
  - 七 國債證券地方債證券又ハ確實ナル會社ノ株券社債券ヲ擔保トシ貸付ヲ爲スコト
  - 八 不動產又ハ不動產抵當權ヲ擔保トシ貸付ヲ爲スコト
  - 九 不動產ヲ所有スルコト
- 前項ノ外當會社保險契約者ニ對シ保險約款ニ依リ貸付ヲ爲スコトヲ得

## 第二章 株式

- 第七條 當會社ノ株式ハ拾貳萬株トシ壹株ノ金額ヲ貳拾五圓トス
- 第八條 當會社ノ株主タル者ハ日本人ニ限ル
- 第九條 當會社ノ株券ハ記名式トシ壹株券五株券拾株券ノ三種トス但株金全額ノ拂込アリタルトキト雖モ無記名式ト爲スコトヲ得ス

- 第十條 當會社ノ未拂込株金ノ拂込時期方法及ヒ金額ハ取締役會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム但拂込期日ハ少クトモ二週間前ニ各株主ヘ通知スルコトヲ要ス
- 第十一條 株金ノ拂込ヲ怠リタル株主ハ拂込期日ノ翌日ヨリ起算シテ拂込ミタル日ニ至ルマテ金百圓ニ付キ一日金四錢ノ遅延利息ヲ支拂フコトヲ要ス
- 第十二條 株金ノ拂込ヲ爲ササル株主ニ對シテハ當會社ハ商法第五百二十二條及ヒ第五百十三條ノ規定ニ依リ之ヲ處分ス
- 第十三條 株式ヲ賣買讓與セントスル者ハ株券ノ裏面ニ當事者記名捺印シ双方連署ノ請求書ヲ添ヘ名義書換ノ請求ヲ爲スコトヲ要ス
- 相續又ハ遺贈ニ依リ株式ヲ取得シタル者ハ株券ノ裏面ニ記名捺印シ公正ノ證明書又ハ當會社カ確實ナリト認ムル證人二名以上ノ保證書ヲ添ヘ名義書換ヲ請求スルコトヲ得
- 法律命令ノ作用ニ因リ株式ヲ取得シタル者ハ其實事ヲ證明シテ名義書換ノ請求ヲ爲スコトヲ得
- 第十四條 前條ノ場合ニ於テ當會社ハ株主名簿ニ名義書換ノ旨ヲ記入シ株券ノ裏面ニ取締役記名捺印シテ其移轉ヲ證スルモノトス
- 第十五條 當會社ハ豫メ公告ヲ爲シ總會ノ終了ニ至ルマテ株式ノ名義書換ヲ停止スルコトヲ得
- 第十六條 株主ニ於テ其氏名ヲ變更シタルトキハ書面ヲ以テ株券ノ氏名更正ノ請求ヲ爲スコトヲ要ス
- 第十七條 株券ヲ毀損又ハ汚穢シタル者ハ該株券ヘ其事由ヲ詳記シタル書面ヲ添付シ之ヲ會社ニ差



出タシ新株券ト引換ヲ請求スルコトヲ得但毀損汚穢ノ爲メ鑑別シ難キモノハ次條ノ手續ニ依ルモ  
ノトス

第十八條 株券ヲ滅失シタル者ハ其事由ヲ詳記シタル請求書及ヒ當會社ノ確實ナリト認ムル證人二  
名以上ノ保證書ヲ差出タシ新株券ノ交付ヲ請求スルコトヲ得此場合ニ於テハ當會社ハ請求者ノ費  
用ヲ以テ五日間其旨ヲ公告シタル後六十日ヲ經過スルモ他人ヨリ異議ノ申出ナキトキニ限り其請  
求ニ應スルモノトス但時宜ニ依リ相當ノ擔保ヲ供セシムルコトヲ得

第十九條 株券ノ氏名ノ更正又ハ賣買讓與其他ノ理由ニ因リ名義書換ヲ請求スル者ハ株券一枚ニ付  
キ金五錢ヲ又新株券ノ交付ヲ請求スル者ハ株券一枚ニ付キ金二十錢ヲ手數料トシテ支拂フヘシ

第二十條 株主ハ當會社ノ定ムル書式ニ依リ住所氏名及ヒ年齢ヲ記載セル印鑑ヲ届出ツルコトヲ要  
ス

株主ノ法定代理人ニシテ本人ニ代ハリ株主權ヲ行使スル者亦同シ  
前二項ニ定メタル事項ニ變更ヲ生シタルトキハ之カ届出ヲ爲スコトヲ要ス

### 第三章 取締役及ヒ監査役

第二十一條 當會社ノ取締役ハ五名以上九名以下監査役ハ三名以下トシ株主總會ノ決議ニ依リ其員  
數ヲ定ム

第二十二條 取締役及ヒ監査役ハ當會社ノ株式壹百株以上ヲ所有スル株主中ヨリ株主總會ニ於テ之  
ヲ選任ス但得票同數ナルトキハ年長者ヲ擧ケ同生年月日ナルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

第二十三條 取締役ノ任期ハ三ヶ年監査役ノ任期ハ二ヶ年トス但任期中ノ最終ノ配當期ニ關スル定  
時總會終結前ニ任期満了シタルトキハ其定時總會ノ終結ニ至ルマテ之ヲ伸長ス

第二十四條 取締役ハ取締役會長一名取締役社長一名常務取締役若干名ヲ互選ス又必要アルトキハ  
常務取締役中ヨリ取締役副社長一名ヲ互選スルコトヲ得

第二十五條 取締役ハ在任中其所有ニ係ル當會社ノ株券壹百株ヲ監査役ニ供託スルコトヲ要ス但退  
任シタル場合ニハ株主總會ニ於テ其退任シタル營業年度ニ關スル計算ノ承認ヲ經タル後ニ非サレ  
ハ之カ還付ヲ請求スルコトヲ得ス

第二十六條 取締役又ハ監査役ニ缺員ヲ生シタルトキハ臨時總會ヲ招集シ補缺員ヲ選任ス但其補缺  
員ノ任期ハ前任者ノ殘期間トス

前項ノ場合ニ於テ現任者ノ員數カ法定數ニ不足ヲ生セサルトキハ取締役會ノ決議ヲ以テ次回ノ定  
時總會マテ補缺員ノ選任ヲ猶豫スルコトヲ得但監査役補缺員ニ關スル場合ニハ現任監査役ノ意見  
ヲ求ムルコトヲ要ス

第二十七條 取締役及ヒ監査役ノ報酬ハ株主總會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

### 第四章 株主總會

第二十八條 定時總會ハ毎年二月之ヲ招集シ臨時總會ハ必要アル場合ニ之ヲ招集ス

第二十九條 總會招集ノ通知ニハ會議ノ目的タル事項及ヒ日時場所ヲ記載シ會日ヨリ少クモ二週間  
前ニ之ヲ各株主ニ發送スルコトヲ要ス



第三十條 定時總會ニ於テハ取締役及ヒ監査役ヨリ報告スヘキ前一年間ノ損益計算書、事業報告書、貸借對照表、財産目錄及ヒ利益配當案ヲ議決シ且當期ニ於テ改選又ハ補缺ヲ要スヘキ取締役及ヒ監査役ヲ選任シ其他豫メ株主ニ通知シタル事項ヲ議決ス

第三十一條 總會ニ於テハ豫メ株主ニ通知シタル以外ノ事項ヲ議決スルコトヲ得ス

第三十二條 總會ノ議長ハ取締役會長又ハ取締役社長之ニ任ス取締役會長、取締役社長事故アルトキハ取締役副社長、常務取締役ノ順序ニ依リテ之ニ任シ何レモ事故アルトキハ他ノ取締役中ヨリ各取締役事故アルトキハ出席株主中ヨリ之ヲ選舉ス

商法第六十條第二項又ハ第八十二條ニ依ル總會ノ議長ハ出席監査役又ハ出席株主中ヨリ之ヲ選舉スルコトヲ得

第三十三條 株主ノ議決權ハ一株ニツキ一個トス

第三十四條 株主ニシテ代理人ニ依リ議決權ヲ行ハントスルトキハ其代理人ハ當會社ノ株主ニ限ル但無能力者ノ法定代理人ハ此限ニ在ラス

第三十五條 總會ノ議決ヲ爲スニ當タリ可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス但議長ハ常ニ自己ノ議決權ヲ行使スルコトヲ得

第三十六條 總會ノ議決録ハ議長出席シタル取締役監査役及ヒ二名以上ノ株主署名捺印シ之ヲ保管スルコトヲ要ス

## 第五章 計 算

第三十七條 當會社ノ計算ハ毎年一月ヨリ十二月マテ一ケ年ヲ一期トシ翌年二月定時總會ノ議決ヲ經テ左ノ各條ニ從ヒ之ヲ執行スルモノトス

第三十八條 當會社ハ諸收入金及ヒ前年度繰越金ヨリ諸支出金並ニ次年度へ繰越スヘキ責任準備金、支拂備金、增加保險契約充當準備金及ヒ毎年利益配當附保險契約利益配當積立金並ニ第五項及ヒ第四十三條第二項ニ依リ保險契約者ノ爲メニ積立テタル金額ヲ引去リタルモノヲ利益金トシ其内ヨリ法定積立金、別段積立金、株支配當金及ヒ役員賞與金交際費ヲ控除シ其殘額ヲ殘餘利益金トシテ次期へ繰越スモノトス

毎年利益配當附保險契約團體ニ關スル損益ハ之ヲ特別ニ計算シ此團體ノ諸收入金及ヒ前年度ヨリ繰越シタル責任準備金、支拂備金ヨリ諸支出金並ニ次年度ニ繰越スヘキ責任準備金、支拂備金ヲ引去リタル殘額ヲ此團體ノ利益金トス

毎年度増加保險契約充當準備金ニ繰入ルヘキ金額ハ之ト其年始ノ同準備金トノ合計額ヲシテ其年度末ニ於ケル第一項ノ利益金ヨリ法定積立金、別段積立金及ヒ株支配當金ヲ控除シ此年度ニ先立ツ大決算以後ニ於テ第五項ニ依リ保險契約者ノ爲メニ既ニ積立テタル金額ヲ加ヘタル金額ヲ下ラサラシムルヲ以テ最低限度トス

毎年利益配當附保險契約利益配當積立金トシテ毎年度繰入ルヘキ金額ハ第二項利益金ノ百分ノ七十以上百分ノ百以下トス但必要アルトキハ第七項ニ依リ別段積立金トシテ積立テ得ヘキ金額ヲ割キテ之ニ繰入ルルコトヲ得



前二項ノ外第四十三條第二項ニ依リ保險契約者ニ對スル將來ノ支出ノ爲メ積立テタル金額中ニ相當金額ノ繰入ヲ爲スモノトス

第四項ノ外必要アルトキハ別段積立金ヨリ毎年利益配當附保險契約利益配當積立金ノ補充ヲ爲スコトヲ得

別段積立金トシテ積立ツヘキ金額ハ第一項ノ利益金ト其年度ニ於テ增加保險契約充當準備金中及ヒ第四項ニ依リ毎年利益配當附保險契約利益配當積立金中並ニ第五項ニ依リ保險契約者ニ對スル將來ノ支出ノ爲メ積立テタル金額中ニ繰入レタル金額トノ合計ヨリ前年度ヨリ繰越シタル殘餘利益金ヲ控除シタル殘額ノ百分ノ三十以上トス但營業ノ狀況ニ依リ積立ヲ爲サス又ハ其金額ノ割合ヲ變更スルコトヲ得

第三十九條 保險料積立金ノ算定ハ純保險料式ニ據ル

第四十條 使用人ノ賞與金ハ毎年度支給スル俸給額ノ八ヶ月分ノ範圍ニ依リ取締役會ニ於テ之ヲ決定ス但營業ノ狀況ニ依リ之ヲ支給セサルコトヲ得

第四十一條 恩給基金ハ毎年度支給スル報酬及ヒ俸給額ノ一ヶ月分ノ範圍ニ依リ取締役會ニ於テ之ヲ決定ス

恩給基金ハ會社ニ於テ利子ヲ付シ積立テ保管シ退職シタル役員及ヒ使用人ノ恩給ノ資金ニ充ツル外一切他ニ轉用スルコトヲ得ス

恩給金ノ支給ニ關スル規定ハ取締役會ノ定ムル處ニ據ル

第四十二條 株主配當金ハ毎計算期ノ終ニ於ケル株主ニ對シ其拂込ミタル株金額ノ割合ニ應シ之ヲ支拂フモノトス

第四十三條 當會社ハ大正二年末ヨリ起算シ五年毎ニ大決算ヲ行ヒ毎年利益配當附保險及ヒ兒童蓄資生命保險ヲ除キタル契約ニ對シ保險約款ニ定メタル方法ニ依リ保險料拂濟增加保險契約トシテ原保險契約ト同種類ノ保險證券ヲ保險契約者ニ交付シ又株主ニ對シ特別配當ヲ爲シ且從業者ニ對シ特別賞與金及ヒ特別獎勵金ヲ給與スルモノトス

前項ノ外保險契約者ニ對シ又ハ生命保險ニ關係アル有益ナル事業ノ爲メニ特ニ支出ヲ爲シ又ハ將來ノ支出ノ爲メ積立金ヲ爲スコトヲ得

第一項ノ增加保險契約ノ一時拂保險料ハ增加保險契約充當準備金中ヨリ支出シテ之ニ充當ス增加保險契約充當準備金ハ增加保險契約ノ一時拂保險料ニ充當スルノ外他ノ目的ノ爲メニ之ヲ支出セサルモノトス但大決算ニ於テ充當シタル殘額ハ增加保險契約充當準備金トシテ次期ニ繰越スモノトス

株主特別配當金、從業者特別賞與金及ヒ特別獎勵金ノ支出並ニ第二項ニ依ル支出又ハ積立ハ大決算ニ於ケル殘餘利益金ノ全部又ハ一部ヲ以テ之ニ充ツ但必要アルトキハ別段積立金中ヨリ之ヲ補充スルコトヲ得

增加保險契約ニ充當スヘキ總金額ハ增加保險契約充當準備金、殘餘利益金及ヒ前項但書ニ依リ別段積立金中ヨリ補充シタル金額並ニ第三十八條第五項ニ依リ大決算期中ニ於テ保險契約者ノ爲メ



ニ積立テタル金額ノ合計ノ百分ノ五十以上トス

## 第六章 雜 則

第四十四條 當會社ノ營業時間ハ毎日午前九時ヨリ午後四時マテトシ休業日ハ大祭日祝日日曜日トス但必要ニヨリ時間ノ伸縮、臨時休業又ハ休業日ニ於テ臨時ニ營業ヲ爲スコトヲ得

第四十五條 當會社印章ノ雛形ハ左ノ如シ

縦一寸二分

日本生命  
保險株式  
會社之印  
横一寸二分

## 第四章 事業方法書

### 第一節 創業時に於ける事業方法書

開業當初の「保險規則」 我が社の事業方法書は、大正二年二月一日施行の「新」保險業法施行規則第十二條により事業方法書に記載する事項が一定する迄は、創業以來實施して來た「保險規則」に基本を置いてゐた。創立の明治二十二年七月四日「有限日本生命保險會社規則」として認可された保險規則は、種々不備の點があつた、ため全面的にこれを改正し、「有限日本生命保險會社保險規則」の名稱の下に同年九月二十日開業と共に實施した。即ち次に記載するもの  
これである。

有限日本生命保險會社保險規則

### 第一章 資 本 金

一 本社ハ資本金參拾萬圓ヲ置ク

生命保險會社ハ被保人ノ掛金ヲ積置テ被保人中ニ死者アルキ若クハ滿期ニ達シタルトキハ契約ノ金高ヲ渡スヲ業トス故ニ會社ハ被保人相互ニ災危ヲ救フノ契約ヲ爲ス中間ニ立テ事務ヲ取扱フモ



ノナレハ別ニ資本金ヲ要セサルモ妨ケ  
ナキノ理ナリ現ニ海外諸國ニ於テ行ハ  
ル、所ノ生命保險會社ヲ見ルニ其資本  
金ヲ備ヘサルモノ實ニ尠カラス然レモ  
死者ニ渡スヘキ金高多クシテ萬一掛金  
ノミニテハ不足ヲ告グル等ノ場合ヲ慮  
リ本社ハ特ニ資本金參拾萬圓ヲ備ヘ之  
レヲ公債証書ニ替ヘ以テ有限ノ責ニ任シ被保人ノ  
信認ヲ需ムルモノトス

### 第二章 生命保險ノ種類

一 本社ニ於テ引受クル處ノ保險ノ種類左ノ如シ

#### (甲) 尋常終身保險

被保人生存中毎年甲號表ニ掲ケタル掛金ヲ保險料トシテ拂込ムヘキ契約ヲ結ヘハ被保人僅カ  
ニ一ケ年ノ拂込ヲ爲シタル後直チニ死没スルモ保險金受取人(遺族又ハ朋友)ニ契約面ノ金額ヲ  
拂渡シ其後ハ掛金ヲ爲スニ及ハサルノ法ナリ

#### (乙) 有限掛金終身保險

被保人五年、十年、十五年、廿年、ノ内孰レカ隨意ノ年限ヲ定メ乙號表ニ掲ケタル掛金ヲ拂



開業當初の保險規則

一	尋常終身保險	被保人毎年甲號表ニ掲ケタル掛金ヲ保險料トシテ拂込ムヘキ契約ヲ結ヘハ被保人僅カニ一ケ年ノ拂込ヲ爲シタル後直チニ死没スルモ保險金受取人(遺族又ハ朋友)ニ契約面ノ金額ヲ拂渡シ其後ハ掛金ヲ爲スニ及ハサルノ法ナリ
二	有限掛金終身保險	被保人五年、十年、十五年、廿年、ノ内孰レカ隨意ノ年限ヲ定メ乙號表ニ掲ケタル掛金ヲ拂
三	定期保險	被保人一年、三年、五年、七年、ノ内孰レカ隨意ノ年限ヲ定メ丙號表ニ掲ケタル掛金ヲ拂込ミ其年限中ニ在テ被保人死没スルハ契約面ノ金額ヲ保險金受取人ニ拂渡シ尙ホ契約ノ期限内ニ殘餘アルモ最早掛金ヲ拂フニ及ハサルノ法ナリ
四	養老保險	被保人五十歳、五十五歳、六十歳、六十五歳、七十歳、ノ内孰レカ隨意ノ受取年齢ヲ定メ丁號表ニ掲ケタル掛金ヲ拂込ミ其年齢ニ達スレハ契約面ノ金額ヲ受取りテ老後ノ餘生ヲ送ルノ資ト爲スノ法ナリ

込ミ其年限ヲ過レハ掛金ヲ爲スニ及ハスシテ死後保險金受取人ニ契約面ノ金額ヲ拂渡スノ法ナ  
リ 若シ被保人僅カニ一ケ年ノ拂込ヲ爲シタル後直チニ死没スルモ保險金受取人ニ契約面ノ金  
額ヲ拂渡シ其後ハ掛金ヲ爲スニ及ハサルヲ尋常終身保險ノ如シ

#### (丙) 定期保險

被保人一年、三年、五年、七年、ノ内孰レカ隨意ノ年限ヲ定メ丙號表ニ掲ケタル掛金ヲ拂込  
ミ其年限中ニ在テ被保人死没スルハ契約面ノ金額ヲ保險金受取人ニ拂渡シ尙ホ契約ノ期限内  
ニ殘餘アルモ最早掛金ヲ拂フニ及ハサルノ法ナリ

若シ被保人幸ニ年限中無事生存スレハ本社ヘ拂込タル掛金ハ悉皆契約人ノ損失タルヘシ故ニ保  
險掛金ハ殊ニ低廉ナリ

#### (丁) 養老保險

被保人五十歳、五十五歳、六十歳、六十五歳、七十歳、ノ内孰レカ隨意ノ受取年齢ヲ定メ丁  
號表ニ掲ケタル掛金ヲ拂込ミ其年齢ニ達スレハ契約面ノ金額ヲ受取りテ老後ノ餘生ヲ送ルノ資  
ト爲スノ法ナリ

若シ被保人其年限中ニ在テ死没シタルハ保險金受取人ニ契約面ノ金額ヲ渡シ其年限リニテ掛  
金ヲ爲スニ及バサル可シ

### 第三章 生命保險ノ契約

一 生命保險ノ契約ヲ結ハント欲スル者ハ生命保險申込證書用紙ニ氏名、年齢、職業、並ニ保險ノ



種類及ヒ金高等必要ノ箇條ヲ記入シ契約人及ヒ被保人並ニ二名ノ證人記名調印シテ本社又ハ支社若クハ代理店へ差出スヘシ

但シ親族ハ證人トナルヲ得ス

一 本社ハ申込證書ニ據リ醫師ノ體格検査ヲ經テ契約ヲ取結フ可シ若シ該申込證書ハ勿論醫師ヘノ陳述ニ詐偽或ハ隠蔽ノ廉アルルハ契約ハ無効ニ屬スルモノトス依テ他日被保人若クハ保險金受取人其他何人タリト雖モ本社ニ向テ保險金ヲ要求スルコトヲ得サルハ勿論本社ヨリ交付シタル保險證書ハ廢紙タルヘシ

一 保險申込證書ノ用紙ハ本支社若クハ代理店ニ就テ請求ス可シ其申込證書ノ書式ハ此規則末葉ニ添付セリ

一 本社又ハ支社若クハ代理店ニ於テハ毎週土曜及日曜ノ兩日被保人ヲ診査ス可シ若シ旅行セントスルカ又ハ旅寓滯在中等ノ人ニシテ診査定日外ニ契約セント欲スルルハ其旨申込ム可シ然ル時ハ定日ニ拘ハラス其日時ヲ定メ契約ヲ爲スヘシ

但シ本文診査定日ヲ變更スルルハ其都度廣告スヘシ

一 本支社又ハ代理店ニ來テ診査ヲ受クル者ハ診査料ヲ拂フニ及ハスト雖モ被保人ノ都合ニ依リ來診ヲ請求スル者ハ相當ノ診査料ヲ拂フヘシ

一 被保人ノ身體不健康ナリト認ムルルハ契約ヲ斷リ或ハ其望ニ依テハ幾分ノ掛金ヲ増加シテ保險ノ契約ヲ取結フコトアル可シ

一 本支社又ハ代理店ナキ地方ニ於テ多人數申合セ被保人タランコトヲ申込ムルハ社員ヲ派遣シ契約ヲナス可シ

一 本社ト保險契約人トノ契約ハ保險證書ニ記載スル月日ヨリ始マルモノトス

一 保險契約人ハ保險金受取人ヲ定メ置クヘシ但受取人ハ親戚朋友其他何人ニテモ差支ナシ

一 保險契約後掛金拂込ミ方及ヒ保險金受取人ヲ替ヘント欲スルルハ其旨ヲ本社ニ通知シテ保險證書ノ書換ヲ請求シ保險金高ノ多少ニ拘ハラス保險證書一枚ニ付書換料金五拾錢ヲ拂フ可シ

一 被保人ノ年齢ヲ算スルハ六ヶ月ヲ以テ分界ス例ヘハ二十年六ヶ月迄ハ二十年ト算シ二十年七ヶ月以上ハ二十一年ト算スルカ如シ

一 被保人ハ日本國內何レノ地ニ住居又ハ旅行スルモ妨ケナシ但轉住セシルハ其都度本社へ通知スヘシ

一 被保人外國へ赴クルハ發足前ニ其旨本社ニ通知スヘシ本社ハ時宜ニ依リ掛金ノ割増ヲ爲サシムル事アルベシ

一 陸海軍人、警察官及ヒ火藥製造、蒸氣氣罐取扱ヒ其他危險ノ業ニ從事シ又ハ軍艦、商船等ニ乗組ミ航海ヲ業トスル被保人ハ多少掛金ノ割増ヲ要ス可シ

但支那、朝鮮及ヒ亞細亞洲内ノ露西亞領ノ諸港ニ往復スルヲ業トスル者ハ前以テ其諸港ヲ本社ニ通知シ置クバ其都度通知スルニ及バス

一 被保人其業ヲ轉シテ陸海軍人、警察官トナリ又ハ火藥製造、蒸氣氣罐取扱ヒ及ヒ航海等其他危



險ノ業務ニ從事スルハ必ス其旨本社ニ通知シ掛金ノ割増ヲ爲ス可シ

#### 第四章 掛金拂込

- 一 保險掛金ハ保險証書ノ券面ニ從ヒ拂込ムヘキモノトス
- 一 保險掛金ハ毎年ノ始ニ前金ニテ拂込ムヘキモノトス(年ノ始トハ一月一日ヲ謂フニ非スシテ保險証書ニ記シタル月日ノ事ナリ例ヘハ最初保險ノ契約ヲ結ビタル日十月一日ナレハ十月一日ヲ以テ年ノ始トシ毎年其日迄ニ其年度ノ掛金ヲ拂フヘシ總テ本社ニテ一年ト云フハ最初約束ヲ結ビタル日ヨリ翌年ノ同月同日迄ヲ指スモノナリ)
- 一 掛金ハ前項ノ如ク一年分前金ニテ拂込ムヲ本則トスト雖モ契約人便利ノ爲メ半年或ハ三ヶ月或ハ毎月掛金ヲ拂フヲ得故ニ契約人其年ノ掛金皆済ニ至ラスシテ被保人死亡スレハ保險金ヲ渡ス時其中ヨリ掛金ノ不足ヲ引去ル可シ
- 一 掛金受取証書ニハ本社ノ社長支配人記名調印スト雖モ各地ノ支社或ハ代理店ニ於テ掛金受取ノ取扱ヲ爲シタル分ハ其支社或ハ代理店ノ印章ヲ捺捺スヘシ
- 一 掛金ハ期日迄ニ拂込ムヲ本則トスト雖モ若シ止ムヲ得サル事故ノ爲メ期日經過日數六十日迄ハ延滞掛金ニ對スル百分ノ二ノ利子ヲ附加シ拂込ミタルハ保險ノ契約ヲ繼續スルヲ得其日數六十一日ニ及ブハ保險契約ヲ解除セシモノト看做シ既ニ本社ヘ拂込ミタル金額ハ悉ク損失タル可シ

#### 第五章 解約並拂濟證書

- 一 尋常終身保險ナレハ滿三年以上有限掛金終身保險、養老保險ナレハ三分ノ一以上掛金ヲ拂込ミタル後契約人ノ都合ニ依リ解約ヲ要求セシキハ本社ハ保險ノ種類掛込ノ金高被保人ノ年齢等ヲ調査シ既ニ拂込タル掛金ノ三分ノ一二下ラサル金額ヲ割戻シ解約ヲナス可シ
- 一 定期保險ハ解約ノ時掛金ノ割戻ヲ爲サ、ルモノトス
- 一 保險ノ契約ヲ解ク時契約人ノ都合ニ依リ割戻金ヲ受取ラスシテ其金高限リニテ新タニ相當ノ保險金ヲ得ヘキ契約ヲ結ハント欲スレハ本社ハ拂濟保險証書ヲ渡ス可シ然ルハ後來掛金ヲ爲サスシテ被保人死亡又ハ滿期ニ至リ若干ノ保險金ヲ受取ルヲ得ヘシ

#### 第六章 自殺死刑

- 一 被保人自殺或ハ裁判所ノ宣告ニ依リ死刑ニ處セラレタルハ保險契約ハ無効ノモノタル可シ然レモ尋常終身保險ハ滿五年以上有限掛金終身保險養老保險ハ三分ノ一以上掛金ヲ拂込ミタル後ナレハ第五章第一項ニ準シ割戻ヲナスヘシ
- 一 定期保險ハ掛金ノ割戻ヲ爲サ、ルモノトス

#### 第七章 死亡及滿期報告並保險金交付

- 一 被保人死亡シタルハ其旨直チニ本社ヘ報告スヘシ本社ニ於テハ其報告ヲ得レハ直チニ死亡証書用紙ヲ送ルヘキニ付之レニ必要ノ簡條ヲ記入シ醫師及保險金受取人並ニ證人二名記名調印シテ本社ヘ送ル可シ本社ハ之レヲ受取タル後六十日內ニ(遠方ノ地ナレハ郵便日數ヲ除ク)保險証書ト引換ヘ保險金ヲ渡ス可シ



- 一 養老保險契約ノ被保人満期ニ達シタルハ其旨直チニ本社へ通知スヘシ本社ニ於テハ其通知ヲ得タル後六十日内ニ(遠方ノ地ナレハ郵便日數ヲ除ク)保險証書ト引換ヘ保險金ヲ渡スコシ
- 一 被保人死後拂渡スコキ保險金ハ全額一時ニ支拂フヲ本則トス然レモ受取人ノ望ミニヨリ本社ハ定期預リ金トナシ相當ノ利子ヲ附シ若干年間ニ支拂フ事アル可シ

## 第八章 掛 金 表

- 一 掛金表ハ總テ保險金百圓ニ付テノ割合ヲ示シタルモノナレハ保險金千圓ヲ得ルノ契約ヲ結フニハ掛金表ニ掲ケタル金高ニ、十倍ノ掛金ヲ拂ヒ五千圓ヲ得ルノ契約ヲ結フニハ五十倍ノ掛金ヲ拂フ可シ
- 一 保險金高ハ百圓未滿ノ端數ニアラサレハ何程ニテモ契約ヲ爲スヲ得ヘシト雖モ一人ノ被保人ニシテ各種合計五千圓ニ超過スルコトヲ得ス
- 一 掛金表ノ調製ハ生命保險事業ニ最モ大切ニシテ確實ナリト云フ點ニ於テ完全ナランコトヲ期シ慎重ニ慎重ヲ加ヘタリ然レモ向來ノ實驗ニ徴シ此掛金ニシテ萬一高キニ過キタルコトヲ發見シタルハ本社ハ尋常終身保險有限掛金終身保險養老保險ノ三種類ニ限り保險金額五百圓以上ニシテ七年以上本社ノ被保人タル被保人ニ對シ利金ノ一部分ヲ割戻スコトアルベシ
- 一 本社ハ八年毎ニ此掛金算定ノ根據ヲ精査シ前項ノ利金ヲ分配スル場合ニハ其分配金ヲ定メ之レヲ契約人へ明示シ本社ニ預リ置キ保險金拂渡ノ節共ニ支拂フヘシ又契約人ノ内萬一掛金ニ差支アルハ契約人ノ請求ニヨリ掛金ニ振替ヘ若クハ其幾分ヲ掛金中へ加フルコトアル可シ

## 第二節 事業方法書の變遷

第一回の事業方法書を完成す 明治二十二年九月二十日より實施された「有限 日本生命保險會社 保險規則」は、爾來定款、約款の改正に従ひ屢々部分的に修正變更が加へられた。即ち同三十二年新商法の實施、或は同四十四年の商法改正によつて定款、保險證券表面、普通保險約款等と共に改正が行はれた。

大正二年二月「新保險業法施行規則」が施行せられ、事業方法書に記載すべき事項が一定せられたので従來のものに大改正を加へ、新たに「事業方法書」として八月五日申請、爾來二ケ年間原文中、前後七回に亘り變更改正につき主務省と交渉し、同四年九月八日認可の指令に接した。かくして基本的な事業方法書を完成し、現在の事業方法書の母胎を創成するに至つた。この事業方法書を次に記載する。

### 事業方法書

第一 當會社ハ大日本帝國領土及關東州ニ於テ生命保險業ヲ營ムヲ以テ目的トス

當會社ニ於テ契約スル被保險者ハ其國籍又ハ人種ノ如何ヲ問ハス日本人及是ト同等若クハ同等以上ノ生活ヲ營ム者ニシテ年齢滿六十歳以下ノ者トス但被保險者ノ年齢ヲ算スルニハ六ヶ月ヲ以テ



分界トス例ヘハ二十年六月迄ハ二十歳ト算シ二十年七月以上ハ二十一歳ト算スルカ如シ  
當會社ニ於テ契約ヲ締結スル保險ノ種類左ノ如シ

一、尋常終身生命保險 此保險ハ保險契約者カ被保險者ノ終身間會社所定ノ保險料ヲ拂込ムトキハ被保險者何時死亡スルモ當會社ハ契約シタル保險金額ヲ保險金受取人ニ拂渡シ保險契約者ハ其年度限ニテ保險料ヲ拂込ムコトヲ要セサル法ナリ此種ノ保險ニ於テ契約ヲ締結スル被保險者ノ年齢ハ滿十五歳以上滿六十歳迄トス

二、有限掛金終身生命保險 此保險ハ保險契約者カ一年、五年、十年、十五年、二十年ノ内孰レカ隨意ノ保險料拂込期間ヲ定メテ會社所定ノ保險料ヲ拂込ムトキハ其期間ヲ過クレハ保險料ヲ拂込ムコトヲ要セスシテ被保險者ノ死亡シタルトキ當會社ハ契約シタル保險金額ヲ保險金受取人ニ拂渡ス法ナリ若シ保險料拂込期間中ニ被保險者死亡スルモ當會社ハ契約シタル保險金額ヲ拂渡シ保險契約者ハ其年度限ニテ保險料ヲ拂込ムコトヲ要セサルコト尋常終身生命保險ニ於ケルカ如シ此種ノ保險ニ於テ契約ヲ締結スル被保險者ノ年齢ハ滿十五歳以上滿六十歳迄トス

三、累加終身生命保險 此保險ハ保險契約者カ被保險者ノ終身間會社所定ノ保險料ヲ拂込ムトキハ被保險者カ長壽スルニ隨ヒ契約シタル保險金額毎年十四、三十圓、五十圓、百圓等一定金額宛累加シ被保險者死亡シタルトキ當會社ハ其ノ當時ノ増加保險金額ヲ保險金受取人ニ拂渡シ保險契約者ハ其年度限ニテ保險料ヲ拂込ムコトヲ要セサル法ナリ被保險者カ契約後一ケ年以内ニ死亡スルトキハ當會社ハ初年契約ノ保險金額ヲ拂渡シ二年目ヨリ滿一ケ年毎ニ累加保險金額ヲ増加スルモ

ノニシテ一年ニ滿タサル端數モ一年ニ算入スルモノトス此種ノ保險ニ於テ契約ヲ締結スル被保險者ノ年齢ハ滿十五歳以上滿六十歳迄トス

四、養老生命保險 此保險ハ保險契約者カ五十歳五十五歳六十歳六十五歳七十歳ノ内孰レカ隨意ニ保險金受取年齢ヲ定メ會社所定ノ保險料ヲ拂込ムトキハ被保險者カ其年齢ニ達シタルトキ當會社ハ契約シタル保險金額ヲ被保險者又ハ指定ノ受取人ニ拂渡ス法ナリ若シ被保險者カ保險金受取年齢ニ達セスシテ死亡スルトキハ當會社ハ契約シタル保險金額ヲ保險金受取人ニ拂渡シ保險契約者ハ其年度限ニテ保險料ヲ拂込ムコトヲ要セサルモノトス此種ノ保險ニ於テ契約ヲ締結スル被保險者ノ年齢ハ滿十五歳以上滿六十歳迄トス

五、短期掛金養老生命保險 此保險ハ保險契約者カ前記養老生命保險ニ於ケルカ如ク保險金受取年齢ヲ定メ又一年、三年、五年、七年、十年ノ内孰レカ隨意ニ保險料拂込期間ヲ定メテ會社所定ノ保險料ヲ拂込ムトキハ其期間ヲ過クレハ保險料ヲ拂込ムコトヲ要セスシテ被保險者カ保險金受取年齢ニ達シタルトキ當會社ハ契約シタル保險金額ヲ被保險者又ハ指定ノ受取人ニ拂渡ス法ナリ若シ被保險者カ保險金受取年齢ニ達セスシテ死亡スルトキハ當會社ハ契約シタル保險金額ヲ保險金受取人ニ拂渡スヘシ又保險料拂込期間中ニ被保險者死亡スルモ保險契約者ハ其年度限ニテ保險料ヲ拂込ムコトヲ要セサルモノトス此種ノ保險ニ於テ契約ヲ締結スル被保險者ノ年齢ハ滿十五歳以上滿六十歳迄トス

六、蓄資生命保險 此保險ハ保險契約者カ十年、十五年、二十年、二十五年、三十年ノ内孰レカ隨



意ニ保險契約期間ヲ定メ其期間中會社所定ノ保險料ヲ拂込ムトキハ保險契約満了ノ時ニ於テ當會社ハ契約シタル保險金額ヲ被保險者又ハ指定ノ受取人ニ拂渡ス法ナリ若シ被保險者カ保險契約期間満了以前ニ於テ死亡スルトキハ當會社ハ契約シタル保險金額ヲ保險金受取人ニ拂渡シ保險契約者ハ其年度限ニテ保險料ヲ拂込ムコトヲ要セサルモノトス此種ノ保險ニ於テ契約ヲ締結スル被保險者ノ年齢ハ滿十五歲以上滿三十九歲迄トス

七、短期掛金蓄資生命保險 此保險ハ保險契約者カ前記蓄資生命保險ニ於ケルカ如ク保險契約期間ヲ定メ又一年、五年、十年ノ内孰レカ隨意ニ保險料拂込期間ヲ定メテ會社所定ノ保險料ヲ拂込ムトキハ其期間ヲ過クレハ保險料ヲ拂込ムコトヲ要セスシテ保險契約期間満了ノ時ニ於テ當會社ハ契約シタル保險金額ヲ被保險者又ハ指定ノ受取人ニ拂渡ス法ナリ若シ被保險者カ保險契約期間満了以前ニ死亡スルトキハ當會社ハ契約シタル保險金額ヲ保險金受取人ニ拂渡スヘシ又保險料拂込期間中ニ被保險者死亡スルモ保險契約者ハ其年度限ニテ保險料ヲ拂込ムコトヲ要セサルモノトス此種ノ保險ニ於テ契約ヲ締結スル被保險者ノ年齢ハ滿十五歲以上滿三十九歲迄トス

八、兒童蓄資生命保險 此保險ハ保險契約者カ十五歲以上二十歲迄ノ間ニ於テ隨意ニ保險金受取年齢ヲ定メ會社所定ノ保險料ヲ拂込ムトキハ被保險者カ其年齢ニ達シタルトキハ當會社ハ契約シタル保險金額ヲ被保險者又ハ指定ノ受取人ニ拂渡ス法ナリ若シ被保險者カ保險金受取年齢ニ達セスシテ死亡スルトキハ當會社ハ既ニ拂込マレタル保險料ヲ保險契約者ニ拂戻スヘシ此種ノ保險ニ於テ契約ヲ締結スル被保險者ノ年齢ハ滿十五歲以下トス

九、現在新契約ヲ爲ササルモ以前ノ締結ニ係ル契約ノ尙現存スル保險種類左ノ如シ

(イ) 終身年金養老保險 此保險ハ保險契約者カ被保險者ノ年齢五十歲、五十五歲、六十歲、六十歲、七十歲ノ内孰レカ隨意ノ年齢ヲ豫定シ會社所定ノ保險料ヲ拂込ミ被保險者其年齢ニ達シタルトキハ其以後ハ保險料ヲ拂込ムコトヲ要セスシテ其年ヨリ被保險者ノ終身間毎年一回ツツ契約面ノ養老年金ヲ拂渡スヘキ法ナリ

若シ被保險者豫定年齢ニ達セスシテ死亡スルトキハ保險金受取人ニ契約面ノ保險金ヲ拂渡シ保險契約者ハ其年度限ニテ保險料ヲ拂込ムコトヲ要セサルヘシ  
又被保險者豫定年齢ヲ過キ死亡スルトキハ保險金受取人ニ契約面ノ保險金ヲ拂渡シ會社ハ其年度限ニテ養老年金ヲ廢スヘシ

(ロ) 定期年金養老保險 此保險ハ保險契約者カ前項ノ如ク被保險者ノ年齢ヲ豫定シ會社所定ノ保險料ヲ拂込ミ被保險者其年齢ニ達シタルトキハ其以後ハ保險料ヲ拂込ムコトヲ要セスシテ其年度ヨリ被保險者ノ生存中五年間毎年一回ツツ、契約面ノ養老年金ヲ拂渡スヘキモノナリ  
若シ被保險者豫定年齢ニ達セスシテ死亡スルトキハ保險金受取人ニ契約面ノ保險金ヲ拂渡シ保險契約者ハ其年度限ニテ保險料ヲ拂込ムコトヲ要セサルヘシ  
又被保險者豫定年齢ニ達シタル後五年間内ニ死亡スルトキハ保險金受取人ニ契約面ノ保險金ヲ拂渡シ會社ハ其年度限ニテ養老年金ヲ廢スヘシ

(ハ) 修學資金保險 此保險ハ保險契約者保險金受取人共ニ被保險者ニシテ保險契約者ハ保險金受



取人ノ年齢十五歳若クハ二十歳ノ内孰レカ随意ノ年齢ヲ豫定シ會社所定ノ保険料ヲ拂込ムトキハ其保險契約者死亡シ保險金受取人生存シタルトキニ限り修學資金ヲ拂渡スヘキ法ナリ  
保險契約者僅カニ一ケ年ノ拂込ヲナシタル後死亡スルトモ其年度限保險料ヲ拂込ムコトヲ要セスシテ保險金受取人豫定年齢ニ達シタルトキハ其年度ヨリ保險金受取人ノ生存中五年間毎年契約面ノ修學資金ヲ拂渡シ若シ其五年間内ニ於テ保險金受取人死亡シタルトキハ其年度限修學資金ヲ廢シ契約ハ消滅ニ屬スルモノトス

又保險金受取人ノ豫定年齢ニ達スルマテ保險契約者ヨリ保險料ノ拂込ヲ滿了シ其以後五年間内ニ於テ保險契約者死亡シタルトキハ其年度ヨリ残りノ年限間ニ於ケル修學資金ヲ拂渡スヘキモノトス若シ豫定年齢ニ達スル迄ニ保險金受取人死亡スルカ又ハ豫定年齢ニ達シタル後五年間保險契約者無事生存シタルトキハ保險契約ハ無効ニ屬スルモノトス但此場合ニ限り既ニ拂込ミタル保險料ノ三分ノ一ヲ償還スヘシ

(三) 結婚資金保險 此保險ハ前項ノ修學資金保險ニ於ケルカ如ク保險契約者保險金受取人共ニ被保險者ニシテ保險契約者ハ保險金受取人ノ年齢十五歳、十七歳、二十歳ノ内孰レカ随意ノ年齢ヲ豫定シ會社所定ノ保險料ヲ拂込ムトキハ其保險契約者死亡シ保險金受取人生存シタルトキニ限り結婚資金ヲ拂渡スヘキ法ナリ

保險契約者僅カニ一ケ年ノ拂込ヲナシタル後死亡スルトモ其年度限保險料ヲ拂込ムコトヲ要セスシテ保險金受取人豫定年齢ニ達シタルトキハ契約面ノ結婚資金ヲ拂渡スヘキモノトス

若シ豫定年齢ニ達スル迄ニ保險金受取人死亡スルカ又ハ豫定年齢ニ達シタルトキニ於テ保險契約者無事生存シタルトキハ保險契約ハ無効ニ屬スルモノトス但此場合ニ限り既ニ拂込タル保險料ノ三分ノ一ヲ償還スヘシ

一〇、營業ノ認可ヲ受ケアルモ現在新契約ヲ爲サス又以前締結セシ契約モ現存セサル保險種類左ノ如シ

(イ) 定期生命保險 此保險ハ一年、三年、五年、七年ノ内孰レカ随意ノ年限ヲ定メテ會社所定ノ保險料ヲ拂込ミ其年限中ニ被保險者死亡スルトキハ契約面ノ金額ヲ保險金受取人ニ拂渡シ尙契約期限内ニ殘餘アルモ其年度限ニテ保險料ヲ拂込ムコトヲ要セサル法ナリ

## 第二

甲、當會社支店ノ有スル權限左ノ如シ

- 一、募集 支店所屬ノ社員、醫員及代理店等ヲ使用シテ擔當區域内ノ募集ニ従事ス
- 二、契約ノ決定及締結 被保險者タルヘキ者ノ年齢及健康度ヲ標準トシテ定メタル一定ノ範圍内ニ於テハ本社ノ指揮ヲ俟タスシテ契約ノ決定及締結ヲ爲スコトヲ得ヘキモ右範圍外ノモノ及已往ニ當會社又ハ他會社ニ於テ再診若クハ謝絶ニ付セラレタルモノノ契約決定ニ就テハ其都度本社ノ指揮ヲ受クヘキモノトス
- 三、保險料其他保險契約ニ因ル金錢ノ收受 支店所在地ニ於ケル保險契約者ヨリ保險料其他保險契約ニ因ル金錢ヲ收受スルコトヲ得



- 四、代理店ノ新設、廢合、變更及囑託醫ノ囑託解囑 代理店ノ新設、廢合、變更及囑託醫ノ囑託解囑ニ就テハ其理由ヲ具シ社長ノ認可ヲ受ケタル上之レヲ實行スルコトヲ得
  - 五、代理店ノ監督及整理 其擔當區域内ノ各代理店ヲ監督シ若シ不整理ノ事實ヲ發見シタルトキハ本社ノ指揮ヲ受ケ之カ整理ヲ爲ス
  - 六、保險金及解約返戻金等ノ支拂 保險金及解約返戻金等保險契約ニ因ル支拂ハ本社ノ指揮命令ヲ受ケ之ヲ爲スコトヲ得
  - 七、支店費及募集費ノ支拂 俸給其他既定ノ費用ヲ支拂ヒ又支店所在地ノ募集ニ要スル費用ハ豫メ本社ヨリ委任セラレタル募集經費ノ範圍ニ於テ之カ支拂ヲ爲スコトヲ得レトモ其他ノ費用ハ金高拾圓以上ハ其都度本社ノ認可ヲ要ス
- 乙、當會社出張所ノ有スル權限左ノ如シ
- 一、募集 募集員、醫員及代理店等ヲ使用シテ擔當區域内ノ募集ニ從事ス
  - 二、契約ノ決定 被保險者タルヘキ者ノ年齢及健康度ヲ標準トシテ定メタル一定ノ範圍内ニ於テハ本社ノ指揮ヲ俟タスシテ契約ノ決定ヲ爲スコトヲ得ヘキモ右範圍外ノモノ及已往ニ當會社又ハ他會社ニ於テ再診若クハ謝絶ニ付セラレタルモノノ契約決定ニ就テハ其都度本社ノ指揮ヲ受クヘキモノトス
  - 三、代理店ノ監督、整理 其擔當區域ノ代理店ヲ監督シ若シ不整理ノ事實ヲ發見シタルトキハ本社ノ指揮命令ヲ受ケ之カ整理ヲ爲ス

- 四、出張所費及募集費ノ支拂 出張所費及出張所管内ノ募集ニ要スル費用ハ豫メ本社ヨリ委任セラレタル範圍ニ於テ之カ支拂ヲ爲スヲ本則トスレ共本社ノ認可ヲ受ケタルトキハ其一部ノ補助ヲ受クルコトヲ得
- 丙、當會社代理店ノ有スル權限左ノ如シ
- 一、募集及募集費 本社ヨリ委任セラレタル募集費ノ範圍ニ於テ募集ヲナス
  - 二、契約ノ締結 出張社員、醫員又ハ本社ニ契約ノ決定ヲ請ヒタル上契約ノ締結ヲナスコトヲ得
  - 三、保險料其他保險契約ニ因ル金銭ノ收受 其所管内ニ於ケル保險契約者ヨリ保險料其他保險契約ニ因ル金銭ノ收受ヲナスコトヲ得
  - 四、保險金 返戻金等ノ交付 本社ノ指揮命令ノ下ニ保險金又ハ返戻金等保險契約ニ因ル支拂金ノ交付ヲナスコトヲ得
- 第三 當會社ニ於テ契約ヲ締結スル保險金額ハ被保險者一人ニ對シ最低ハ壹百圓累加終身生命保險ハ初年契約高百拾圓最高ハ各種類ヲ合セテ參萬圓迄トス但年齡滿二十五歲以上五十五歲以下ノ者ニ限り各種類ヲ合セテ五萬圓迄契約スルコトアルヘシ
- 第四 當會社ニ於テ本書第六項記載生命保險申込書ヲ受付ケタルトキハ診査醫ヲシテ被保險者ノ體格診査ヲ爲サシメタル上契約ノ諾否ヲ決スヘシ但シ兒童蓄資生命保險ニアリテハ被保險者ノ體格診査ヲ行ハス



被保險者ノ身體不健康ナルカ既往症若クハ遺傳不良ナルカ又ハ其他ノ事情ニ依リ不適當ト認メタルトキハ契約ヲ謝絶シ又ハ更ニ後日ヲ期シテ再ヒ診査ヲ爲シ或ハ該被保險者ノ年齢ニ一年乃至七年ヲ加ヘテ得タル年齢ニ相當スル保險料ヲ徵收シテ締結スルコトアルヘシ但其年増シタル年齢カ前記第一ニ規定シタル契約年齢ノ範圍ヲ出テサルトキニ限ルモノトス

當會社ニ於テ契約ヲ承諾スヘキモノニ對シテハ其旨保險契約者ニ通知シ第一回保險料ノ拂込ヲ請求スヘシ

當會社ノ本店ニ於テ保險契約締結ニ關スル一切ノ書類及第一回保險料ヲ收納シタル旨ノ通知ヲ受取リタルトキハ遲滯ナク保險證券ヲ作成シ直接ニ若クハ支店出張所又ハ代理店ヲ經テ保險契約者ニ之ヲ交付スヘシ

保險料ノ拂込ニ付テハ拂込期日後六十日ヲ猶豫期間トス但拂込期日後三十日ヲ超ユルトキハ延滯

保險料ニ其百分ノ一ノ利子ヲ附加スルモノトス若シ此期間内ニ被保險者死亡シタルトキハ延滯保險料及利子ヲ保險金ヨリ控除スヘシ

保險料ヲ拂込マシテ前項ノ期間ヲ經過シタルトキハ保險契約ハ其效力ヲ失フ

保險料ノ不拂ニ因リ保險契約カ效力ヲ失ヒタル後十ヶ月以内ニ保險契約者及被保險者カ被保險者ノ身體ニ異常ナキコトヲ證明スル書類ヲ提出シテ契約ノ復活ヲ請求スルトキハ當會社ハ延滯保險料及猶豫期間後一ヶ月迄ハ之ニ對スル百分ノ二其以後ハ一ヶ月迄毎ニ百分ノ一ヲ加ヘタル利子ヲ領收シテ之ヲ承諾スヘシ但兒童蓄資生命保險ニ在リテハ保險契約失效後六ヶ月以内ニ於テ契約復

活ノ請求アルトキハ會社ハ延滯保險料及ヒ猶豫期間後一ヶ月迄ハ之ニ對スル百分ノ一其以後ハ一ヶ月迄毎ニ百分ノ一ヲ加ヘタル利子ヲ領收シテ之ヲ承諾スヘシ

第五 保險料ハ保險契約者ヲシテ會社ノ本支店又ハ代理店ノ内豫メ定メタル所ニ持參セシムルヲ本則トスレトモ取扱ノ便宜上本支店代理店等取扱店所ノ郵便振替貯金口座ニ拂込マシメ或ハ集金郵便ヲ以テ之ヲ收受シ又本支店所在地ニ在リテハ保險契約者ノ許ニ集金人ヲ派遣シ收金ヲ爲スコトアルヘシ

被保險者死亡シタルトキハ保險金ヲ受取ルヘキ者ハ遲滯ナク之ヲ當會社ニ通知シ且被保險者死亡後二ヶ月以内ニ左ノ書類ヲ提出スヘキモノトス但之ヲ提出スル能ハサル正當ノ事由アルトキハ此限ニ在ラス

一、醫師ノ死亡證明書又ハ檢案書

二、被保險者及保險金ヲ受取ルヘキモノノ戶籍謄本

當會社ハ前記書類ノ外特ニ必要ト認メタル書類ノ提出ヲ請求スルコトアルヘシ但被保險者カ支那人ニシテ日本帝國ノ領土外ニ於テ死亡シタルトキハ特約ニ基キ其地ニ在留スル日本帝國ノ免狀ヲ有スル醫師若クハ之ト同等以上ノ學歷ヲ有スル外國醫師ノ作成シタル死亡證明書並ニ日本帝國ノ公使又ハ領事ノ證明書ヲ提出セシム

保險契約ノ期間滿了シタルトキハ保險金ヲ受取ルヘキモノハ被保險者及自己ノ戶籍抄本ヲ提出スヘキモノトス



朝鮮人又ハ臺灣人ヲ被保險者トスル場合ニ於テ保險契約期間満了シ又被保險者死亡シタルトキハ  
特約ニ基キ普通保險約款ニ依リ提出スヘキ戸籍謄本又ハ戸籍抄本ニ代ヘテ相當官廳ノ證明アル書  
類ヲ提出セシム

當會社ハ前記ノ書類カ會社ノ本店ニ到達シタル後三十日以内兒童蓄資生命保險ニ在リテハ五日以  
内ニ保險金ヲ支拂フヘシ但當會社ニ於テ調査ノ爲メ特ニ時日ヲ要スル場合ハ此限ニアラス

保險契約ノ解除、失效又ハ會社カ保險金ヲ支拂フ責ニ任セサル場合ニ於テハ當會社ハ被保險者ノ  
契約年齡經過年數保險種類及保險金額ニ應シ明治三十四年九月十六日御認可ヲ受ケ現ニ實行シツ  
ツアル償還價格表兒童蓄資生命保險ニ在リテハ大正三年五月二十七日付申請ノ償還價格表ニ依リ  
返戻金ヲ支拂フヘシ但保險契約者カ故意ニテ被保險者ヲ死ニ致シタルトキハ此限ニ在ラス  
保險金及返戻金ハ會社ノ本店又ハ支店ニ於テ保險證券ト引換ニ之ヲ支拂フヘシ但希望ニ依リテハ  
代理店迄送金ノ手續ヲ爲スコトアルヘシ

第六 當會社ノ發行スル申込書様式及保險證券ノ様式ハ附錄甲、乙及附錄第一號第二號第三號第四  
號第五號第六號第七號第八號ノ如シ

附錄甲 生命保險申込書死亡保險ニ用ユルモノノ様式

同 乙 兒童蓄資生命保險申込書ノ様式

同 第一號 尋常終身生命保險證券

同 第二號 有限掛金終身生命保險證券

同 第三號 累加終身生命保險證券

同 第四號 養老生命保險證券

同 第五號 短期掛金養老生命保險證券

同 第六號 蓄資生命保險證券

同 第七號 短期掛金蓄資生命保險證券

同 第八號 兒童蓄資生命保險證券ノ表面様式

當會社保險證券ニ添付スル拂濟保險金額表ノ様式ハ附錄イノ如シ

第七 當會社ニ於テハ未タ再保險ヲ引受ケ又ハ再保險ニ付スルコトナシ

第八 被保險者ノ健康狀態遺傳已往症等カ會社ノ標準トセル普通危險ニ適合セサルトキハ該被保險  
者ノ年齢ニ一年乃至七年ヲ加ヘテ得タル年齢ニ相當スル保險料ヲ徵收シテ契約スルコトアルヘシ  
但其年増シタル年齢カ前記第一ニ規定シタル契約年齢ノ範圍ヲ出テサルトキニ限ルモノトス  
被保險者カ警察官監獄吏書記ヲ除ク火藥製造業、火藥取扱業、汽罐取扱業及航海業漁業等凡テ危  
險ナル作業ニ従事スルトキハ特別保險料ヲ請求シ又ハ保險金割引ノ契約ヲナスヘシ但保險金ノ割  
引ハ之ヲ舊保險約款ニ依リ契約シタル被保險者ニ適用シ其削減ノ範圍ヲ保險金額ノ百分ノ二十以  
内トス

被保險者カ從軍シ又ハ戰爭其他ノ變亂地ニ赴キ若クハ著シク不健康ナル地方ニ赴クトキハ會社所  
定ノ特別保險料ヲ請求スヘシ



第九 當會社ハ定款ノ規定ニ依リ大正二年末ヨリ起算シ五年毎ニ大決算ヲ行ヒ積立金ヲ除キタル利益金ノ内ヨリ其百分ノ五十以上ヲ保險金額一口五百圓以上累加終身生命保險ハ初年契約高百三十圓以上ニシテ滿四年以上契約ヲ繼續セル保險契約者ニ其保險料積立金ニ比例シテ配當スヘシ但兒童蓄資生命保險ノ保險契約者、被保險者及ヒ保險金ヲ受取ルヘキモノハ會社ノ利益分配ニ與ラサルモノトス

前項ノ配當金ハ之ヲ一時拂營業保險料ニ充當シ新ニ保險契約ヲ爲シタルモノトシ保險料拂濟保險證券ヲ以テ交付スルモノトス而シテ利益配當付各種保險ノ最高契約年齡以上ノ年齡ニ對スル附加保險料率ハ從來認可ヲ受ケ營業シ來レル當該保險種類ニ於ケルト同一ニシテ其ノ率ハ左ノ如シ

- 一時拂終身保險ニ在リテハ其純保險料ノ一割一分四厘
- 一時拂養老保險ニ在リテハ其純保險料ノ一割一分
- 一時拂蓄資生命保險ニ在リテハ其純保險料ノ一割

前項ノ保險料拂濟保險契約ハ保險契約者又ハ其三親等以内ノ親族中失職シ又ハ水火災ニ罹リ若クハ死亡シ爲メニ保險契約者ノ出捐ヲ要スルニ至リタル場合及ヒ其他會社カ保險契約者ノ已ムヲ得サル事由ニ出テタルコトヲ認メタル場合ニ於テ保險契約解除ノ請求アリタルトキハ解約返戻金ヲ交付スヘシ

前三項ノ規定ハ大正四年一月一日以前ニ締結セル保險契約ニモ之ヲ適用ス

當會社ニ於テ發行スル配當增加保險證券表面ノ様式ハ附錄第九號及第十號ノ如シ

被保險者ノ年齢ニ錯誤アリタルトキハ實際ノ年齢ニ基キ配當增加保險ノ保險金額ヲ更正シ養老保險ニ在リテハ保險期間ノ終期ヲモ更正スルモノトス

配當增加保險ノ契約者ヨリ請求アルトキハ何時ニテモ將來ニ向テ解約ノ申込ニ應スルモノトス但返戻金ニ關シテハ前記第三項ノ規定ニ依ル

配當增加保險契約ニ付キ會社カ保險金ヲ支拂フ責ニ任セサル場合ニ於テモ返戻金ヲ交付スヘシ原保險契約カ失效トナリタルトキ又ハ保險契約者ノ告知義務違反若クハ其請求ニ因リ解除トナリタル場合ニ於テモ配當增加保險契約ニハ何等ノ影響ヲ及ボサルモノトス

配當增加保險契約ニ對シテハ一切特別保險料ヲ徵收スルコトナクシテ戰爭變亂及ヒ其他ノ特別危險カ原因トナリテ死亡シタルトキニモ會社ハ保險金額支拂ノ責ニ任スヘシ

配當增加保險契約ニ對シテハ貸金ヲ爲サ、ルモノトス

配當增加保險契約ニ對シテハ利益配當ヲ爲サ、ルモノトス

配當增加保險償還價額及其算式ハ附錄「ロ」ノ如シ

第十 保險契約者ヨリ請求アルトキハ當會社ハ其保險契約ニ對シ償還價格ノ範圍内ニ於テ貸金ヲ爲スコトアルヘシ其利率ハ金融ノ繁閑金額ノ多寡等ニ依リ年一割以内ニ於テ時々適宜之ヲ定ム

辨濟期限ハ壹ケ年以内ニ於テ請求者ノ希望ニ任スルモ若シ當該保險契約ノ保險料ヲ延滞シ契約失效ニ歸シタルトキハ其當時ノ償還價格ヲ貸付元利金ニ振替ヘ殘余ハ之ヲ保險契約者ニ支拂フヘシ

第十一 第一回保險料拂込後滿三年以上保險契約ヲ繼續シタル後保險料ノ拂込ヲ停止シタルモノニ



對シテハ保險料拂込猶豫期間内ニ保險契約者ノ請求アルトキハ當會社ハ左ノ方法ニ依リ將來拂込ムヘキ保險料ヲ免除スヘシ但保險料拂込猶豫期間經過後ノ請求ニ係ルモノハ被保險者ノ體格診査ヲ爲シタル上左ノ規程ヲ適用スルコトアルヘシ

一、保險料ノ拂込ニ付期間ノ存スル保險種類ニ在リテハ全拂込期間ニ對スル經過年數ノ割合ヲ以テ算出シタル保險金額相當ノ保險料拂込證券ヲ交付スヘシ

二、保險料ノ拂込ニ付期間ノ存セサル保險種類ニ在リテハ該保險契約ニ對スル保險料積立金ヲ以テ一時拂込保險料ニ充當シタル保險金額相當ノ保險料拂込證券ヲ交付スヘシ

三、保險料拂込證券ノ交付ヲ希望セサル者ニ對シテハ該契約ニ對スル解約價格ヲ以テ一時拂定期純保險料ニ充當シ左ノ計算方法ニ依リ算出シタル期間ヲ限リ保險契約ノ效力ヲ延長スルコトアルヘシ

甲 終身生命保險ニ在リテハ保險料拂込停止ノ日ニ於ケル解約返戻金ヲ以テ原契約ノ保險金額ニ對スル一時拂定期生命保險料ニ充當シテ其延長期間ヲ計算スヘシ

乙 養老生命保險及蓄資生命保險ニ在リテハ先ツ終身生命保險ノ場合ニ於ケル前記ノ方法ニ依リ延長期間ヲ計算シ其期間カ原契約ノ滿期日以内ニ止マルトキハ該期間ヲ以テ延長期間トシ若シ滿期日ヲ超ユルトキハ之ヲ滿期日ニ止メ解約返戻金ノ殘額ヲ以テ原契約ト滿期日ヲ同クスル生存保險ノ保險料ニ充當シ滿期日ニ於テ之ニ相當スル保險金額ヲ交付スルコト、スヘシ前二項ノ延長期間又ハ生存保險期間ヲ計算スルニ當リ年數ニ端數ヲ生シタルトキハ月割ノ方法

ニ依リ月數ニ端數ヲ生シタルトキハ四捨五入トス

第十二 明治三十五年一月一日以前ニ締結シタル保險契約ノ解除失效又ハ會社カ保險金ヲ支拂フ責ニ任セサル場合ニ於テハ既ニ拂込ミタル保險料ノ三分ノ一ヲ下ラサル金額ヲ返戻スヘシ

(事業方法書附録は省略す)

### 事業方法書改正の變遷

かくしてこの母胎ともなつた事業方法書は、爾來次の如く三十餘回の變更改正を踏み重ね、現在に至つたのである。

第一回 大正五年三月一日變更 (大正五年二月九日主務省認可  
同五年三月一日臺灣總督府認可)

「當會社ハ大日本帝國領土及支那共和國ニ於テ生命保險業ヲ營ムヲ以テ目的トス」ト變更シ營業區域ヲ支那共和國ニマデ擴張ス

第二回 大正九年十二月十日變更 (大正九年十一月十五日主務省認可  
同九年十二月一日臺灣總督府認可)

增加保險契約充當準備金ヲ設定ス

第三回 大正十二年五月十日變更 (大正十二年三月一日主務省認可  
同十二年五月十日臺灣總督府認可)

租借地殖民地ヲ含ム通商航海條約締結國ノ領土内ニマデ營業區域ヲ擴張ス

第四回 大正十二年七月六日變更 (大正十二年五月二十一日主務省認可  
同十二年七月六日臺灣總督府認可)

增加保險證券面樣式ヲ變更ス



第五回 大正十三年一月一日變更 (大正十二年十二月二十八日主務省認可)

保險金額最高限度ヲ拾萬圓ニ引上グ

第六回 大正十四年一月一日變更 (大正十三年十二月十八日臺灣總督府認可)

保險料遞減生命保險ヲ設定ス

第七回 大正十四年一月一日變更 (大正十三年十二月二十六日臺灣總督府認可)

保險料遞減生命保險實施ニツキ豫メ認可ヲ得タル保險證券ノ表面様式ヲ更ニ一部變更ス

第八回 大正十四年十月二十三日變更 (大正十四年九月十日主務省認可)

各種保險證券ノ表面様式ヲ變更ス

第九回 昭和二年三月一日變更 (昭和二年一月二十二日主務省認可)

保險契約追加配當金 同準備金ヲ設定ス

第十回 昭和二年十月二十一日變更 (昭和二年八月二十九日主務省認可)

增加保險證券ノ表面様式ヲ變更ス

保險料遞減生命保險ニ對スル增加保險契約ノ一時拂保險料ノ計算ヲ追加ス  
增加保險契約保險料遞減生命保險償還價格表ヲ追加ス

第十一回 昭和三年六月一日變更(同年七月一日臺灣變更) (昭和三年五月二十六日主務省認可)

保險金額最高限度ヲ拾五萬圓ニ引上グ最低限度ヲ一口五百圓ニ引上グ

第十二回 昭和四年一月一日變更(同年一月二十四日臺灣變更) (昭和三年十二月二十四日臺灣總督府認可)

省認可

府認可

府認可

第十三回 昭和五年五月十六日變更(同年五月三十一日臺灣變更) (昭和五年五月三十一日臺灣總督府認可)

府認可

府認可

府認可

府認可

府認可

府認可

府認可

府認可

府認可



保險料簡易貸付制度ヲ設定ス

第十四回 昭和六年五月一日變更 (昭和六年四月四日主務省認可)

保險金額最高限度ヲ貳拾萬圓ニ引上グ

第十五回 昭和六年十月十九日變更 (昭和六年十月十九日主務省認可)

兒童蓄資並ニ保險料遞減生命保險ノ新契約ヲ停止ス

生命保險申込書ノ様式ヲ變更ス

保險證券ニ署名スベキ會社代表者ヲ取締役會長ト社長ノ連署捺印トス

第十六回 昭和七年三月二十六日變更 (昭和七年三月二十一日主務省認可)

保險料拂込期日變更方法ヲ追加ス

第十七回 昭和七年五月二十一日變更 (昭和七年四月十八日主務省認可)

生命保險申込書ノ様式ヲ變更ス

第十八回 昭和七年十月十日變更 (昭和七年九月十日主務省認可)

保險年金支拂特約條項ヲ設定ス

第十九回 昭和八年十月二十日變更 (昭和八年九月二十五日主務省認可)

增加保險證券ニ署名スベキ會社代表者ヲ取締役會長ト社長ノ連署捺印ト

延長保險ニ對スル增加保險契約保險證券ヲ制定ス

延長保險ニ對スル增加保險ノ償還價格表ヲ制定ス

團體特別取扱特約條項ヲ設定ス

第二十回 昭和九年十月二十七日變更 (昭和九年十月二十七日主務省認可)

團體特別取扱方法ヲ一部變更シ同申込書様式ヲ制定ス

第二十一回 昭和九年十二月十五日變更 (昭和九年十一月十六日主務省認可)

營業區域ヲ「日本帝國及ヒ滿洲國、中華民國ソノ他ノ外國」ト變更ス

保險契約追加配當金並ニ同準備金積立方法ヲ改正ス

第二十二回 昭和十年七月一日變更 (昭和十年六月二十五日主務省認可)

毎年利益配當附保險中ニ新種保險ヲ追加ス

第二十三回 昭和十年七月八日變更 (昭和十年七月八日主務省認可)

第一回保險料假領收證發行制度ヲ新設ス

出張所ノ權限ヲ擴張ス

第二十四回 昭和十一年五月十五日變更 (昭和十一年五月二十一日主務省認可)

協榮生命再保險株式會社ト標準下體生命保險契約取次協約ヲ締結ス



第二十五回 昭和十一年七月十一日變更 (昭和十一年七月六日臺灣總督府認可)

保險料簡易貸付ノ限度及其利息ノ計算方法ヲ改正ス

保險料拂込濟契約ノ利益配當金分配方法ヲ改正ス

第二十六回 昭和十一年十二月十一日變更 (昭和十一年九月十七日臺灣總督府認可)

協榮生命再保險株式會社ト標準下體生命保險契約ノ再保險協約ヲ締結シ同保險契約ヲ開始ス

第二十七回 昭和十二年七月二十七日變更 (昭和十二年七月二十七日臺灣總督府認可)

全文更改(章程附記、用語用字體裁統整)

滿洲生命保險株式會社ノ設立ニ伴ヒ滿洲國內ニ於ケル募集ニ制限ヲ受ク

保險證券、增加保險證券、保險年金支拂證書ノ各樣式ヲ變更ス

第二十八回 昭和十二年十月十三日變更 (昭和十二年九月二十一日臺灣總督府認可)

增加保險證券表面ノ樣式ヲ變更ス

第二十九回 昭和十二年十月十三日變更 (昭和十二年九月二十七日臺灣總督府認可)

毎年利益配當附蓄養生命保險及同短期掛金蓄養生命保險最低契約年齡十二歲以上トアルヲ十歲以上ニ引下グ

第三十回 昭和十三年五月十三日變更 (昭和十三年四月二十五日臺灣總督府認可)

毎年利益配當附保險證券表面ノ樣式ヲ變更ス

第三十一回 昭和十三年八月十七日變更 (昭和十三年八月十七日臺灣總督府認可)

團體特別取扱ニ屬スル保險契約者ノ最低限度三十名以上トアルヲ二十名以上ニ

引下グ

第三十二回 昭和十三年十月三十一日變更 (昭和十三年十月六日臺灣總督府認可)

團體特別取扱契約ヲナス團體ニ對スル認可制度廢止ニ伴フ變更

かくて第三十二回に亘つて改正を加へた結果、現行事業方法書は、章節分類整理され、一層内容形式ともに整備されるに至つた。



## 第五章 保険料及び責任準備金の算定

### 第一節 保険料及び責任準備金算出の基礎

藤澤氏第二表の作製方法 我が社創立の當時に於ては生命保険業に關する法令が公布されてゐなかつたので、保険料並に責任準備金算定の方法は、一に經營首腦者の自由裁量に放任されてゐた。従つて我が社の首腦者は曩に沿革篇に詳かに記したやうに、この點讚嘆に値する眞摯なる研究を重ねたのである。而も未だ保険學の黎明期ともいふべき當時のわが國のこと、その合理的科學的算定については、多大の困難に遭遇したのであるが、幾多辛苦の末漸く斯界の權威者東京帝國大學教授藤澤利喜太郎氏にわが國民を基本材料とした死亡生殘表の調製方を委囑して、茲に漸く希望通りのものが完成したのであつた。同教授が、我が社のために盡された努力は、單に藤澤氏第二表として世に知らるゝ一死亡生殘表の作製のみでなく、我が社を株式、相互兩會社の各長所を兼備する混合組織として、模範的會社たらしめんと熱烈なる念願の下に、自ら進んで保険料の算出その他生命保險數理に關係ある諸重要事項につき、その該博なる知識を傾け、懸命の指導に當られたのであつた。

今我が社の販賣してゐる保險種類に對する保險料並に責任準備金算出の基礎とした、藤澤氏第二表の作製方法を述べれば

- (一) 明治十九年十二月三十一日調日本帝國民籍戶口表及び明治二十年十二月三十一日內務省調査の死亡表を基礎として、これに種々なる數學的統計的操作を施し、茲に先づ年齢十歳を一〇〇〇人とせる一死亡生殘表を作製した。
  - (二) 次に明治十四年より明治十八年に至る五ケ年間の全國男女合計年齢別資料（第七日本帝國統計年鑑）により、一死亡生殘表を作製し、
  - (三) 又明治十九年前半期の材料（同上年鑑）により、夫々一死亡生殘表を作製した。
  - (四) 而して上述明治二十年の材料を用ひ作製した一表を、他の三表の三倍の價值あるものと看做し平均した一死亡生殘表を更に調製した。
- これを補整したものが即ち藤澤氏第二表である。
- 同表の材料は、藤澤氏第一表（同氏著「生命保險論」第七八頁の死亡生殘表）と同一であるが、第二表に於ては明治二十年の材料の取扱方が、第一表のそれよりも一段の工夫が凝されて居り、又平均法に於て第一表とは注目すべき相違がある。

責任準備金の名稱 責任準備金なる名稱は、明治三十一年八月保險業に對する監督法令として



公布された農商務省令第五號に始めて見出された。我が社がこの名稱を用ひたのは明治三十三年保險業法の公布の時に胚胎してゐるが、それ以前では、創業の明治二十二年度事業報告書に保險掛金全部が掲げられ、同二十三年度よりは「保險準備積立金」、同二十九年より「保險契約責任金」と記載されてゐる。又、法令にて責任準備金が保險料積立金と、未經過保險料とに分られたのは明治三十三年公布の保險業法施行規則を以て嚆矢とするが、未經過保險料なる名稱も明治三十三年度の我が社の事業報告書面に始めて現はれてゐる。それまでは、明治三十年以後「翌年へ繰込保險掛金」なる名稱の下に事業報告書に掲げられてゐた。  
**豫定死亡生殘表並に豫定利率** 以下左の保險種類についてこれに用ひた豫定死亡生殘表並に豫定利率に關し記述することとする。

- |              |              |
|--------------|--------------|
| 一、尋常終身生命保險   | 一、終身年金養老生命保險 |
| 一、有限掛金終身生命保險 | 一、定期年金養老生命保險 |
| 一、養老生命保險     | 一、修學資金生命保險   |
| 一、定期生命保險     | 一、結婚資金生命保險   |
| 一、短期掛金養老生命保險 | 一、蓄資生命保險     |
| 一、累加終身生命保險   | 一、短期掛金蓄資生命保險 |

- |                     |                     |
|---------------------|---------------------|
| 一、兒童蓄資生命保險          | 一、毎年利益配當附蓄資生命保險     |
| 一、保險料遞減生命保險         | 一、毎年利益配當附短期掛金蓄資生命保險 |
| 一、毎年利益配當附有限掛金終身生命保險 | 一、標準下體生命保險並再保險      |
| 一、毎年利益配當附養老生命保險     | 一、延長保險              |
| 一、毎年利益配當附短期掛金養老生命保險 | 一、保險年金支拂特約          |

右のうち創業當初設定した尋常終身、有限掛金終身、養老並に定期の四種の保險、次に設けた短期掛金養老並に累加終身の二種の保險、更に引續き制定した終身年金養老、定期年金養老、修學資金並に結婚資金の四種の保險に對しては、總て豫定死亡生殘表として藤澤氏第二表を用ひ、豫定利率は年四分を採用した。

右の種類は總て創業數年にして創設實施したものであるが、創業十數年後に設けた蓄資、短期掛金蓄資の兩種に對しても、前同様豫定死亡生殘表は藤澤氏第二表、豫定利率は年四分の率を用ひた。然し大正年代に入つて創設した兒童蓄資は、從來の種類と異なり生存保險であつたので、豫定死亡生殘表は内閣統計局第二生命表男子を用ひ、豫定利率は年五分と定め



大正十四年に保険料遞減生命保険が創設され、又昭和四年に毎年利益配當附保險五種が創設實施されたが、これ等に對しても總て従前同様に藤澤氏第二表並に年四分を採用した。尤も毎年利益配當附保險は、藤澤氏第二表に據る基數表の高年齢の部分に、只僅かながら修正が施され、從つて終身保險の純保險料が従前のものと少しく異なるものとなつた。

保險年金支拂特約は、死亡生殘表として内閣統計局第四生命表男子及び女子死亡率を各一割減じたるものを用ひ、豫定利率は年四分と定めた。又標準下體生命保險並に再保險に對しては、豫定死亡生殘表として商工省日本經驗生命表件數男子全總合表及びこの死亡率に或割増をなした五種の死亡表、並に藤澤氏第二表を用ひ、豫定利率は年四分と定めたのである。尙、既に明治四十五年設けられ、大正四年増補された延長保險の規定は、昭和五年五月大變更を加へたのであるが、この變更の計算に用ひた定期保險並に生存保險の豫定死亡率は、日本三會社生命表男子五年截斷總合表の死亡率に一割を附加したものと、豫定利率は年四分を用ひたのである。

**未經過保險料の計算** 未經過保險料の計算は、明治三十年度より事業報告書に掲げらるゝに至つた。明治三十年度より同三十二年度までの事業報告書は「翌年へ繰込保險掛金なる名稱の下に、現在の所謂未經過保險料に相當するものが算出計上されてゐたが、その算出方法は收

入すべき總保險掛金の半額より、總未收保險掛金並に總延滞保險掛金を控除し、その殘額全部を「翌年へ繰込保險掛金」とする方法によつてゐた。而して責任準備金の算出に當り、明治二十九年迄の保險契約は總て年始に於て、又明治三十年度よりは年度の中央に於て契約されたものと見做して、これを計算することとしたのである。その後未經過保險料は、蓄養生命保險のみにあつては收入保險料の四分の一、その他の種類に於ては月割平均によることとしたが、大正元年に至りこれを總て月割平均にすることに改めたのであつた。この月割平均の方法は、その後久しきに亘つて採用して來たのであるが、昭和十二年七月商工省の認可により營業保險料の二分の一を積立てることとなつた。これは、從來保險料積立金の計算上、契約日は年度の中央にあるものとして計算したため、これと未經過保險料の上記積立法とを相對し考へる時、責任準備金の計算方法としては不統一の感を免れず、これが連絡統一を圖らんとする趣旨からであつた。更に翌同十三年十月には、商工省の認可を受けこれに若干の修正を行つた。

**責任準備金の積立計算方法** 責任準備金乃至保險料積立金の積立計算方法は、我が社創業當初より現在に至るまで純保險料式算出法、即ち將來に於ける支拂保險金の現價合計から、將來收入すべき純保險料の現價合計を控除した金額全部を積立てる方法を採用して來たのである。



附加保険料は、當初の種類より現在のものに至るまで概して單純割掛式にして、純保険料に或一定の割合を掛けたものである。只兒童蓄資のみは純保険料の一定附加率に、保険金の一定附加率を加へたるものを用ひ、單純割掛式では無い。

年數回拂の營業保険料に對しては、半年掛は年掛營業保険料の四分増せるもの、二分の一、三月掛は七分増せるもの、四分の一、月掛は一割増せるもの、十二分の一の金額とした。

解約拂戻金 解約拂戻金は、創業當時より明治三十四年末までの契約に對しては、責任準備金から解約控除金として保険料積立金の或割合を除いた殘額、或はこれと共に或割引率並に經過年數を純保険料に乗じた金額をも除いた殘額となつてゐるが、明治三十五年一月一日より昭和五年五月十五日までの契約に對しては、保険料積立金の十分の二を除いた殘額、或はこれと共に保険金の或割合をも除いた殘額となつて、より寛大となつて來てゐる。更に昭和五年五月十六日以後の契約に對する概略の計算方式は前のものと相似てゐるが、保険金に對する割合は更に僅少となり、従つて殘額はより多額となつてゐる。そしてこの場合には、控除額の合計が保険金額の百分の五を超ゆる時、これをその百分の五に止めることゝしてゐる。かくして我が社の解約拂戻金は年を経ると共に寛容なるものとなつて來てゐるのである。

## 第二節 責任準備金の實際計算方法

### 責任準備金の算出方式

我が社に於て使用せられた初期の責任準備金計算表を見ると、創業の明治二十二年度はその責任準備金として保険掛金全額を計上したのでこれは問題外とし、翌二十三年度より種類別、經過年數別に各々の用紙へ到達年齢の順に保険金額の合計並にその各々に對する責任準備金或は保険料積立金を計算記入してゐる。従つて創業當初より一種の小群團計算方式を採つてゐたといふことが出来る。そのうち累加終身、終身年金養老、定期年金養老、修學資金並に結婚資金に對しては個別計算を行つてゐたが、明治四十二年十二月十日農商務省の認可を受け、尋常終身、有限掛金終身、養老並に短期掛金養老の四種に對して、カループ式大群團保険料積立金算出方式を採用した。従つて當時販賣してゐた種類のうちで右大群團方式を適用してゐなかつたのは累加終身、蓄資、短期掛金蓄資の三種であつた。がその後蓄資保険も契約の増加するに伴ひ、大正九年十一月九日農商務省の認可を受け右大群團方式を採用することゝなつた。然し大正十四年一月より實施の保険料遞減保険は小群團を以て計算し、又昭和五年實施の延長保險並に昭和七年實施の保險年金支拂特約は個別的に計算して來た。



以上の如く我が社は明治四十二年以來、主なる保險種類に對しグループ式大群團方式を適用して來たのであるが、統計機械の改良進歩に伴ひ、種々の點に於て小群團方式に據ることが便利となつたので、昭和十年十二月二十六日商工省の認可を受け、從來の大群團方式を小群團方式に変更採用することとし、翌十一年より實施の標準下體保險も亦小群團式を採つて計算した。

**實際計算方法** 次に事務方面より見ると、當初は帳簿を用ひてゐたが、明治四十一年よりカード式を採用した。がその時代は勿論手繰にて操作を行ふ極めて幼稚な非能率なもので、最も近代化された穿孔カードを用ひ、統計機械により操作を行ふこととなつたのは大正十四年のことであつた。機械は始めパワース式統計機を用ひたが、昭和六年よりホレリス式を併せ用ひた。又穿孔カードも當初四十五欄のものであつたが、同十一年よりホレリス式の八十欄のものを用ひ、諸統計機もこれに應じて漸次最新式のものを採用してきた。例へばアルファ集計機、乗算穿孔機等の高級なるものも率先これを使用し、ために諸統計並に責任準備金計算事務に劃期的變革をもたらすに至つたのである。

又初期の責任準備金計算表綴を見ると、同綴の扉に明治二十五年以降のもの總てに當時のアクチュアリー人見米次郎の確證が記されてゐる。以て如何に我が社の幹部が、監督法

規皆無の當時、殊に最近頗に重要視さるゝに至つた保險計理人の存在等に何等の考慮も拂はれなかつた時代に於てすら、既にこれ等數理的計算に眞摯なる良心的態度を持してゐたことが窺はれるのである。左に明治二十五年に於けるそれを紹介しよう。



明治二十五年結算契約之價總表

明治二十五年年度結算契約之價總表

此總表ノ合計保險金高五百貳拾六萬五千六百圓(但年金養老付屬死亡保險金六百九拾四圓加終身逐年累額千三百五拾圓ヲ差加)及契約之價合計高貳拾貳萬六千六百六圓六拾參錢ノ確實ナルヲ誓フモノナリ

明治二十六年一月十一日

日本生命保險株式會社主計部印

(印は當時の人見主計部長の印。題名並に社名以外は朱書)

第三節 戰時特別保險料及び戰時保險金削減



特別保険料 創業當時に於ける我が社の「保険規則」に、陸海軍々人その他危険職業に従事する被保人は、多少「掛金ノ割増」を要すべき旨を規定してゐたが、明治二十三年七月、これに代り陸海軍々人或は軍屬の被保人は、戦地に赴く際會社に通知を行ふのみにて足ることとすると共に、一方保険金の百分の十或は百分の八を受取人に支拂はざるも異議無き旨、差入書を出さしめ得ることとした。

明治二十七年八月一日宣戰の大詔が渙發され日清戰爭の幕が切つて落された時、我が社は同月十日戦地に赴く被保人は軍人軍屬たるを問はず掛金の一割増を領收することとした。又翌二十八年五月近衛師團が臺灣鎮撫に出征した時、同地渡航者に限り掛金の二割増を徴することとした。そして同年九月、日清戰爭に従軍した軍人にして無事歸朝したる者には、保険金の削減を行はざる旨を通知した。

その後「保険規則」により副申込書を徴し保険金削減を行ふことを多少修正したが、軍人に對する百分の十、軍屬に對する百分の八の率は依然踏襲された。而して明治三十三年の北清事變に際しても同様、副申込書を提出させることとした。

明治三十七年二月十日露國に對し宣戰の大詔が渙發された時、同月十三日副申込書準用の範圍が赤十字社所屬員、郵船、商船その他の船員、戦地に赴く従軍慰問僧、寫眞師、著述業

者その他にも擴大された。又同年三月、陸海軍々人及び軍屬は従軍すると否とを問はず、契約當初副申込書の差入無きものは總てその提出をなさしむべき旨、各外野機關に通知したのであつた。その後戰爭の進行すると共に豫測さるゝ危険の程度に従ひ、幾度か副申込書を提出せしむべき被保険者の範圍、保険金額等につき變更が加へられ、時には明治三十七年七月十一日より一ヶ月間、更に同年十月二十日より翌三十八年十月七日まで一部の人々に新契約を中止することもあつた。

明治三十七年十二月二十七日、被保険者より出征又は従軍の届出がある時は、未だ従前の副申込書の差入無きもの限り、保険金壹百圓に付七圓の割合にて戦時特別保険料を徴收すべき旨、各外野機關へ通知を發した記録も残つてゐる。次いで明治三十八年三月二十四日には、軍人軍屬その他の従軍者に非ずして商工業又は視察の目的を以て滿韓地方の或區域に赴く者に對しても、副申込書差入済のものを除き左の如き率で戦時特別保険料を領收することに定められた。

- |     |                           |      |              |
|-----|---------------------------|------|--------------|
| (イ) | 滞在期間六ヶ月以内及び其未定の者に對し       | 半年分  | 保険金百圓に付貳圓五拾錢 |
| (ロ) | 滞在期間三ヶ月以内                 | 三ヶ月分 | 壹圓五拾錢        |
| (ハ) | (イ)(ロ)に引續き三ヶ月以内及び其未定の者に對し | "    | 壹圓五拾錢        |



(二) (イ)(ロ)(ハ)に引続き六ヶ月以内及び其未定の者に對し半年分

貳圓五拾錢

明治三十八年十月七日軍人軍屬その他從軍者の新契約締結に關する諸制限を解除する旨、次いで同月二十日滿韓地方渡航者に對する戰時特別保險料或は差入書を廢止する旨、各外野機關に通知したのであつた。

この日露戰爭時に於ける保險金削減の權利は、戰局終結の後もなほ副申込書に準據し、契約の存続する限り留保せられてゐたのであるが、大正十四年度に至り我が社はこの權利を全然放棄し、これ等の人々に對する保險金の削減を一切行はぬことに改めた。

大正三年の青島戰役の際に於ては、約款に戰時特別保險料の請求規定あるに拘らず軍人軍屬を始め或はその以外の者よりも、全然これを徴收しない寛大な取扱ひを以て臨んだのである。

尙又、今次支那事變勃發以來、我が社被保險者にして應召出征するもの相當多數に上つてゐるが、これ等に對しても我が社は、同業各社の申合せにより、全然戰時特別保險料の徴收を行はず、寧ろ却つてその保險料拂込猶豫期間の伸長を實施し、以て保險報國の赤誠を披瀝してゐる次第である。

## 第六章 保險約款

### 第一節 創業時に於ける普通保險約款

保險規則に含まれた約款 我が社の普通保險約款は、明治三十三年七月一日保險業法が實施せらるゝまでは、創業當初に制定された「保險規則」に含まれてゐた。その一部は創業以來、保險證券の裏面に記載されてゐた。今、尋常終身保險の約款を一例として掲げよう。

- 一 本社ノ責任ハ其資本限リトス
- 一 保險申込證書ニ詐僞或ハ隱蔽ノ廉アルカ又ハ保險契約人及被保人ニ於テ此保險證書ニ記載シタル件ニ違背スル廉アルルハ該保險契約ハ無効タルベシ
- 一 保險金受取人ヲ替ヘント欲スルルハ此證書ノ書換ヲ本社ニ請求シ書換料トシテ金五拾錢ヲ拂フベシ
- 一 保險掛金ハ一箇年前金ニテ拂込ムヲ本則トス然レモ便利ノ爲メ半年或ハ三箇月又ハ毎月拂込ムヲ得故ニ一箇年分ノ掛金皆済ニ至ラズシテ被保人死亡スル時ハ保險金ヲ渡ス時其中ヨリ掛金ノ不足ヲ引去ル可シ
- 一 保險掛金ハ期日迄ニ拂込ムヲ本則トス然レモ期日經過日數六十日迄ハ延滞掛金ニ對スル百分ノ



- 二ノ利子ヲ附加シ拂込ムルハ保險ノ契約ヲ繼續スルヲ得其日數六十一日ニ及ブキハ保險契約ハ解除セシモノト看做シ此証書ハ無効ニ屬スベシ此場合ニ於テハ既ニ本社ヘ拂込ミタル掛金ハ悉ク損失タルベシ
- 一 三年以上保險掛金ヲ拂込ミタル後解約スル時ハ既ニ拂込ミタル掛金ノ三分ノ一ニ下ラザル金額ヲ割戻スベシ
- 一 被保人自殺又ハ裁判所ノ宣告ニ依リ死刑ニ處セラレタルキハ此契約ハ無効タルベシ然レモ五年以上拂込ミタル後ナレバ既ニ拂込ミタル掛金ノ三分ノ一ニ下ラザル金額ヲ割戻スベシ
- 一 被保人ハ日本國內何レノ地ニ住居又ハ旅行スルモ妨ゲナシ但シ轉住セシキハ其都度本社ヘ通知スベシ
- 一 被保人外國ヘ旅行スル時ハ發足前ニ其旨本社ヘ通知スベシ時宜ニ依リ掛金ノ割増ヲ爲サシムルヲアルベシ
- 一 被保人陸海軍人警察官トナリ又ハ蒸氣汽罐取扱ヒ火藥製造及航海等其他危險ノ事務ニ轉業スルキハ必ズ其旨本社ニ通知シ掛金ノ割増ヲ爲スベシ
- 一 被保人死亡シタルキハ死亡證書用紙ヲ受取り相當ノ記入及調印ヲ爲シ本社ヘ差出スベシ

## 第二節 保險約款の變遷

業法實施後の第一回改正保險約款 明治三十二年六月新商法實施の前年、即ち三十一年八月に發

布された農商務省令第五號により、既設會社もその普通保險約款を届出ることゝなつた。

そこで我が社は、前述の如く保險證券の裏面に記載されてゐたものを普通保險約款として届出たのである。翌年新商法並に「保險會社ニ關スル細則」が實施せられるに及び、普通保險約款の修正を行ひ、同三十二年十二月十一日認可を得た。然しながら、この時改定された保險約款は、幾多の努力が拂はれたにも拘らず、依然として舊殻を脱却する迄には至らなかつた。

然るに明治三十三年七月一日から保險業法が實施せらるゝに當り、保險約款に記載すべき事項が一定せられ、更に十月には生命保險會社協會の前身たる生命保險會社談話會により模範普通保險約款が發表せられた。茲に於て、我が社は約款改正に尋常一様ならざる工夫と懸命なる努力とを傾けた結果、明治三十四年九月十六日漸く認可を得た。これが即ち業法實施以來第一回の改正約款で、茲に現行普通保險約款の形態を具へた骨組みが組立てられたわけである。

次に當時の我が社普通保險約款を記載する。

### 約 款

第壹條 會社ノ責任ハ第壹回保險料ヲ領收シタルトキヨリ始マルモノトス



第貳條 保險料拂込期間ヲ定メタルトキト雖ドモ右期間中被保險者死亡シタルトキハ其年度後ノ保險料ハ之ヲ拂込ムコトヲ要セズ

第參條 保險料ハ第壹回保險料ヲ拂込ミタル日ヨリ起算シ每一箇年度分ヲ各其年度ノ始マルマデニ領收スルモノトス

會社ガ保險料ノ分割拂込ヲ承諾シタルトキト雖ドモ未ダ其年度ノ保險料全額ヲ拂込マズシテ被保險者死亡シタルトキハ保險金ノ内ヨリ未拂保險料ヲ控除スベシ

第四條 保險料ハ會社ノ本店支店出張所又ハ代理店ノ内豫メ定メタル所ニ拂込ムベキモノトス

第五條 保險料拂込期日後六拾日ヲ猶豫期間トス但期日後參拾日迄ハ延滞保險料ニ其百分ノ一、參拾日ヲ超ユレバ百分ノ二ノ利子ヲ付加スベキモノトス

第六條 被保險者ノ職業若クハ住所ニ異動ヲ生ジ又ハ第七條ノ場合ニ該當スルトキハ豫メ之ヲ會社ニ通知スベキモノトス

第七條 左ノ場合ニ於テハ會社ハ特別保險料ヲ請求シ又ハ保險金拂渡ノトキ其割引ヲナスコトヲ得

一 被保險者ガ著シク危險ナル職業ニ從事スルトキ

二 被保險者ガ臺灣澎湖千島諸島又ハ外國歐羅巴、北米合衆國ヲ除クニ旅行シ若クハ轉住スルトキ

三 被保險者ガ從軍シ又ハ戰爭其他ノ變亂地ニ赴クトキ但軍人軍屬ニシテ平時ニ在リテ特別保險料ヲ拂込ミ又ハ保險金割引契約書ヲ差出シタルトキハ此限ニ在ラズ

第八條 被保險者ガ死亡シタルトキハ保險金ヲ受取ルベキ者ハ直チニ之ヲ會社ニ通知シ被保險者ノ死亡後九拾日以内ニ左ノ書類ヲ提出スベキモノトス

一 死亡証明書

二 醫師ノ診斷書若クハ檢案書

三 被保險者及ビ保險金ヲ受取ルベキ者ノ戶籍謄本

會社ハ前項ノ書類ノ外其必要アリト認メタル書類ノ提出ヲ請求スルコトヲ得

第九條 保險契約期間ガ滿了シタルトキハ被保險者ハ左ノ書類ヲ提出スベキモノトス

一 満期通知書

二 被保險者ノ戶籍謄本

第十條 保險金ノ支拂ハ第八條又ハ第九條記載ノ完備シタル書類ガ會社ノ本店ニ到達シタル後參拾日ヲ超過セザルベシ但會社ニ於テ特ニ調査ヲ要スルモノアリト認メタルトキハ此限ニ在ラズ

第十壹條 被保險者ガ戰地ニ臨ミ又ハ沈没シタル船舶中ニ在リ其他死亡ノ原因タルベキ危難ニ遭遇シ其生死ノ分明ナラザル場合ニ於テ會社ガ死亡セリト認ムルトキハ保險金ヲ支拂フベシ

第十貳條 左ノ場合ニ於テハ保險契約ハ無効トス

一 保險契約者又ハ被保險者ガ保險申込ノ際重要ナル事實ヲ告ゲズ又ハ重要ナル事項ニ付キ不實ノ事ヲ告ゲタルトキ

二 保險申込ノ後第壹回保險料拂込以前又ハ契約復活請求ノ後其承諾以前ニ於テ被保險者ガ疾病



若クハ外傷ニ罹リタルモ之ヲ會社ニ通知セザリシトキ

三 保險申込書ニ記載シタル被保險者ノ年齢ニ錯誤アリタル場合ニ於テ實際ノ年齢ガ契約ノ當時  
會社ノ保險料表ニ掲ゲタル年齢ノ範圍外ナリシトキ

第拾參條 左ノ場合ニ於テハ保險契約ハ其効力ヲ失フ

一 保險料ヲ拂込マズシテ猶豫期間ヲ經過シタルトキ

二 被保險者ガ失踪ノ宣告ヲ受ケタルトキ

三 保險契約者又ハ被保險者ガ第七條ノ異動ヲ會社ニ通知セザリシトキ及ビ會社ガ特別保險料又

ハ保險金割引契約書ヲ請求シタル場合ニ於テ七日以内ニ其請求ヲ履行セザルトキ

第拾四條 左ノ場合ニ於テハ會社ハ保險金ヲ支拂フ責ニ任ゼズ

一 被保險者ガ自殺決闘其他ノ犯罪又ハ死刑ノ執行ニ因リ若クハ刑ノ執行中ニ死亡シタルトキ

二 保險契約者又ハ保險金ヲ受取ルベキ者ガ故意ニテ被保險者ヲ死ニ致シタルトキ

三 被保險者ガ戰爭其他ノ變亂ノ危険ニ因リテ死亡シタルトキ但豫メ特別保險料ヲ拂込み又ハ保

險金割引契約書ヲ差出シタルトキハ此限ニ在ラズ

四 保險金ヲ受取ルベキ者ガ被保險者ノ死亡後九拾日以内ニ第八條第一項ノ書類ヲ提出セザリシ

トキ但已テ得ザル事由ノ爲メ期間内ニ書類ヲ提出シ能ハザリシトキハ此限ニ在ラズ

第拾五條 保險申込書ニ記載シタル被保險者ノ年齢ニ錯誤アリタル場合ニ於テ第拾貳條第三號ニ該

當セザルモノハ左ノ方法ニ依リテ處分スルモノトス

一 錯誤ノ年齢ガ實際ノ年齢ヨリ多カリシトキハ會社ガ被保險者ノ身体ヲ診査シ年齢相當ト認メ  
タルトキニ限り保險料ヲ減少スベシ

二 錯誤ノ年齢ガ實際ノ年齢ヨリ少カリシトキハ保險料ノ不足額ニ一箇年百分ノ六ノ複利ヲ付加  
シテ領收スベシ保險金支拂ノ時期到達以前ニ此手續ヲナサザリシトキハ保險料不足額ノ割合ヲ  
以テ保險金額ヲ削減シ且保險金額ノ百分ノ五ヲ超過セザル金額ヲ控除スベシ

第拾六條 保險料不拂ニ依リ保險契約ノ効力ヲ失ヒタル後百貳拾日以内ニ會社ノ定メタル書式ニ依  
ル健康証明書ヲ提出シテ契約ノ復活ヲ請求スルトキハ會社ハ被保險者ノ身体ニ異狀ナシト認メタ  
ルトキニ限り保險契約ノ効力ヲ失ヒタル後六拾日迄ハ延滞保險料及ビ之ニ對スル其百分ノ四、六  
拾日ヲ超ユレバ延滞保險料及ビ之ニ對スル其百分ノ六ノ利子ヲ領收シテ之ヲ承諾スベシ

第拾七條 保險契約無効ノ場合ニ於テ保險契約者及ビ被保險者ガ善意ニシテ且重大ナル過失ナキト  
キハ已收保險料ヨリ費用ノ賠償トシテ其十分ノ二ト保險金額ノ百分ノ五ニ當ル金額ヲ控除シ其殘  
額ヲ拂戻スベシ

第拾八條 保險契約ノ解除失効又ハ會社ガ保險金ヲ支拂フ責ニ任ゼザル場合ニ於テハ責任準備金ヨ  
リ費用ノ賠償ニ充ル金額ヲ控除シ別紙償還價格表ニ例示シタル金額ヲ拂戻スベシ但第拾四條第二  
號ノ場合ハ此限ニ在ラズ

第拾九條 保險金及ビ拂戻金ハ會社ノ本店又ハ支店ニ於テ保險證券及ビ最後ノ保險料領收證引換ニ  
テ之ヲ支拂フモノトス



第貳拾條 保險契約者被保險者及ビ保險金ヲ受取ルベキ者ハ會社ノ利益分配ニ與ル權利ナキモノナ  
レドモ保險金額五百圓以上累加終身生命保險ハ初年契約高百參拾圓以上ニシテ滿七年以上契約ノ  
繼續セラレタルトキハ會社ハ明治貳拾貳年末ヨリ起算シ八年毎ニ會社損益ノ大決算ヲ行ヒ利益ア  
レバ其一部ヲ保險契約者ニ分配スルコトアルベシ

第貳拾壹條 保險證券ノ書換又ハ再交付ハ金參拾錢訂正ハ金拾五錢ノ手数料ヲ領收スルモノトス

第五回ノ改正 この普通保險約款實施以來その後數次ノ小改正を行つた。即ち

第二回ノ改正 明治三十五年二月二十五日認可

第三回ノ改正 明治三十九年六月二十一日認可

第四回ノ改正 明治四十一年八月十五日認可

その後明治四十四年法律第七十三號に依つて商法の改正が行はれたため、模範約款も亦同  
時に改正されたので、我が社の約款も亦これに準據して約款全文に亘つて大改正を斷行し  
同年十一月二十日申請、翌四十五年三月二十八日認可を得、四月一日よりこれを實施した。  
この第五回ノ改正約款を次に記載する。

### 保 險 約 款

第壹條 會社ノ保險契約上ノ責任ハ第壹回保險料ヲ領收シタル時ヨリ始マルモノトス

第貳條 保險料ハ契約期間中又ハ一定ノ保險料拂込期間中第壹回保險料ヲ拂込ミタル日ヨリ起算シ

毎壹箇年度分ヲ各其年度ノ始迄ニ拂込ムヘキモノトス但被保險者死亡シタルトキハ其次年度以後  
ノ保險料ハ之ヲ拂込ムコトヲ要セス

一 年度分ノ保險料ヲ分割シテ拂込ム場合ニ於テハ一定ノ各拂込期日マテニ其分割期間ノ保險料ヲ  
拂込ムヘシ但被保險者死亡シタルトキ其年度ノ保險料ニ未拂分アルトキハ保險金ヨリ之ヲ控除ス  
ヘシ

第參條 保險料ハ會社ノ本店支店出張所又ハ代理店ノ内豫メ指定シタル所ニ拂込ムヘキモノトス

第四條 保險料ノ拂込ニ付テハ拂込期日後六拾日ヲ猶豫期間トス但拂込期日後三拾日ヲ超ユルトキ  
ハ延滞保險料ニ其百分ノ一ノ利子ヲ付加スルモノトス若シ此ノ期間内ニ被保險者死亡シタルトキ  
ハ延滞保險料及ヒ利子ヲ保險金ヨリ控除スヘシ

保險料ヲ拂込マスシテ前項ノ期間ヲ經過シタルトキハ保險契約ハ其效力ヲ失フ

第五條 左ノ場合ニ於テハ保險契約者又ハ被保險者ハ豫メ之ヲ會社ニ通知シ且會社ノ定ムル所ノ特  
別保險料ヲ拂込ムヘキモノトス

- 一、被保險者カ著シク危險ナル作業ニ從事シ又ハ著シク危險ナル地方ニ赴クトキ
  - 二、被保險者カ從軍シ又ハ戰爭其他ノ變亂地ニ赴クトキ
- 會社カ前項ノ特別保險料ヲ請求シタル場合ニ於テ二週間以内ニ之ヲ拂込マサリシトキハ保險契約  
ハ其效力ヲ失フ

第六條 保險金ハ被保險者死亡シタルトキ又ハ保險期間滿了ノ日マテ生存シタルトキ之ヲ支拂フヘ



第七條 被保險者死亡シタルトキハ保險金ヲ受取ルヘキ者ハ遲滯ナク之ヲ會社ニ通知シ且被保險者死亡後貳ヶ月以内ニ左ノ書類ヲ提出スヘキモノトス但之ヲ提出スル能ハサル正當ノ事由アルトキハ此限ニ在ラス

一、醫師ノ死亡證明書又ハ檢案書

二、被保險者及ヒ保險金ヲ受取ルヘキ者ノ戶籍謄本

前項ノ醫師ノ死亡證明書ニハ會社ノ定メタル事項ヲ記載スヘシ但之ヲ記載スルコト能ハサル正當ノ事由アルトキハ此限ニ在ラス

會社ハ第一項ノ書類ノ外特ニ必要ト認メタル書類ノ提出ヲ請求スルコトヲ得

第八條 保險契約期間滿了シタルトキハ保險金ヲ受取ルヘキ者ハ被保險者及ヒ自己ノ戶籍抄本ヲ提出スヘキモノトス

第九條 會社ハ第七條又ハ第八條ノ書類カ會社ノ本店ニ到達シタル後三十日以内ニ保險金ヲ支拂フヘシ但會社ニ於テ調査ノ爲メ特ニ時日ヲ要スル場合ハ此限ニ在ラス

第十條 左ノ場合ニ於テハ會社ハ保險契約ヲ解除スルコトヲ得但契約後五年又ハ會社カ解除ノ原因ヲ知リタル時ヨリ壹ヶ月ヲ經過シタルトキハ此限ニ在ラス

一、保險契約者又ハ被保險者カ保險申込ノ際惡意又ハ重大ナル過失ニ因リ重要ナル事實ヲ告ケス又ハ重要ナル事項ニ付不實ノ事ヲ告ケタルトキ但會社カ其事實ヲ知リ又ハ過失ニヨリテ之ヲ知

ラサリシトキハ此限ニ在ラス

一、保險申込ノ後第壹回保險料拂込以前ニ被保險者ノ身體ニ異常ヲ生シタル場合ニ於テ之ヲ會社ニ通知セスシテ第壹回保險料ヲ拂込ミタルトキ

第十壹條 左ノ場合ニ於テハ會社ハ保險金ヲ支拂フ責ニ任セス

一、被保險者カ自殺決闘其他ノ犯罪又ハ死刑ノ執行ニ因リ若クハ壹年以上ノ禁錮又ハ懲役ニ處セラレ其刑ノ執行中又ハ其刑ノ執行停止中ニ死亡シタルトキ

二、被保險者カ失踪ノ宣告ヲ受ケタルトキ

三、保險金ヲ受取ルヘキ者カ故意ニテ被保險者ヲ死ニ致シタルトキ但其者カ保險金額ノ一部ヲ受取ルヘキ場合ニ於テハ會社ハ其殘額ヲ支拂フヘシ

四、保險契約者カ故意ニテ被保險者ヲ死ニ致シタルトキ

五、被保險者カ戰爭其他ノ變亂ニ因リ死亡シタルトキ但豫メ特別保險料ヲ拂込ミタルトキハ此限ニ在ラス

第十貳條 被保險者ノ生死分明ナラサル場合ニ於テ會社カ死亡セリト認メタルトキハ保險金ヲ支拂フヘシ

第十參條

保險申込書ニ記載シタル被保險者ノ年齢ニ錯誤アリタル場合ニ於テハ左ノ各號ニ依ル  
一、實際ノ年齢カ保險契約ノ當時會社ノ保險料表ノ範圍外ナリシトキハ保險契約ハ無効トシ既ニ拂込ミタル保險料ヲ保險契約者ニ拂戻スヘシ



二、錯誤ノ年齢カ實際ノ年齢ヨリ多カリシトキハ保險料ノ差額ヲ保險契約者ニ拂戻シ且將來拂込ムヘキ保險料アラハ之ヲ更正スヘシ

三、錯誤ノ年齢カ實際ノ年齢ヨリ少カリシトキハ保險料ノ不足額ニ壹箇年百分ノ六ノ複利ヲ付加シテ領收シ且將來ノ保險料ヲ更正スヘシ若シ保險金支拂ノ事由發生以前ニ此手續ヲ爲サザリシトキハ保險料不足額ノ割合ヲ以テ保險金ヲ削減スヘシ

第拾四條 保險料ノ不拂ニ因リ保險契約カ效力ヲ失ヒタル後拾ヶ月以内ニ保險契約者及ヒ被保險者カ被保險者ノ身體ニ異狀ナキコトヲ証明スル書類ヲ提出シテ契約ノ復活ヲ請求スルトキハ會社ハ延滞保險料及ヒ猶豫期間後壹ヶ月迄ハ之ニ對スル百分ノ二其ノ以後ハ壹ヶ月迄毎ニ百分ノ一ヲ加ヘタル利子ヲ領收シテ之ヲ承諾スヘシ

第拾條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第拾五條 保險契約ノ解除失效又ハ會社カ保險金ヲ支拂フ責ニ任セサル場合ニ於テハ會社ハ別紙償還價格表ニ例示シタル金額ヲ支拂フヘシ但第拾壹條第四號ノ場合ハ此限ニ在ラス

第拾六條 第壹回保險料拂込後滿三年以上保險契約ヲ繼續シタル後保險料ノ拂込ヲ停止シタルモノニ對シテハ第四條ノ保險料拂込猶豫期間内ニ保險契約者ノ請求アルトキハ會社ハ保險料拂濟保險證券ヲ交付シ又ハ第拾五條ノ償還價格ヲ以テ一時拂定期純保險料ニ充當シ一定ノ期間ヲ限り保險契約ノ效力ヲ延長スルコトアルヘシ

第拾七條 保險契約者ハ何時ニテモ將來ニ向テ保險契約ヲ解除シ保險金ヲ受取ルヘキ者ヲ指定又ハ

變更シ若クハ會社ノ同意ニヨリ保險種類ヲ變更スルノ權利ヲ有スルモノトス

第拾八條 保險契約者ノ請求アルトキハ會社ハ保險契約ニ對シ第拾五條ノ償還價格ノ範圍内ニ於テ貸金ヲ爲スコトアルヘシ

前項ノ貸金アル場合ニ於テ保險金又ハ拂戻金支拂ノ事由發生シタルトキハ會社ハ支拂フヘキ金額ノ内ヨリ貸金及ヒ利子ヲ控除シ其殘額ヲ支拂フヘシ

第拾九條 保險契約ニ因ル權利ノ讓渡保險金ヲ受取ルヘキモノノ指定又ハ變更アリタルトキハ被保險者ノ同意セル書面ヲ以テ之ヲ會社ニ通知シ保險証券ニ承認ノ裏書ヲ受クルコトヲ要ス

第貳拾條 保險金又ハ拂戻金ハ會社ノ本店又ハ支店ニ於テ保險証券ト引換ニ之ヲ支拂フヘシ但正當ノ事由アルトキハ保險証券ヲ提出スルニ及ハス

第貳拾壹條 保險契約者被保險者及ヒ保險金ヲ受取ルヘキ者ハ會社ノ利益分配ニ與カル權利ナキモ會社ハ明治二十二年末ヨリ起算シ八年毎ニ損益ノ大決算ヲ行ヒ若シ利益アラハ保險金一口五百圓以上(累加終身保險ハ初年契約高百參拾圓以上)ニシテ滿七年以上契約ヲ繼續セル保險契約者ニ其一部ヲ分配スルコトアルヘシ

第貳拾貳條 保險証券ノ書換又ハ再交付ハ金參拾錢訂正又ハ裏書ハ金拾五錢ノ手数料ヲ領收スヘシ

第十回大改正を實施す

この約款を制定の後、爾來數次の小改正があつた。

第六回の改正

大正三年十二月二十五日認可

第七回の改正

大正五年五月四日認可



第八回の改正

大正九年十一月五日認可

第九回の改正

昭和二年一月二十二日認可

昭和の時代に入るに及び、わが國の社會情勢と、我が社の充實せる經營基礎、内容とを睨み合せ、而も明治、大正の時代を辿つて來た經驗を組入れて最も妥當公正且つ有利寛大なる新保険約款の創案作製に着手した。これは昭和四年七月以來前後數十回に亘る研究討議の結果、やうやく完成し、つひに第十回の改正約款として昭和四年十一月十二日申請、爾後數回の追申の後翌五年五月八日認可指令に接したので、同月十六日より新約款の實施に力強く踏み出したのである。

新普通保険約款は、從來に比し形式の上からも見易く、理解し易きやうに留意せられ、又同一性質の規定、或は取扱方を同じくする規定を成るべく一所に集めるといふやうに出来るだけ系統づけた。その上總括的なる表題を附し、而も規定の配列方法は、保険契約の根本を爲す保険料拂込に關する規定及び保険金支拂に關する規定を先にし、これに次いで被保険者の境遇又は事情の變化に對する取扱規定を先にし、その次に保険契約者の境遇又は事情の變化に對する取扱規定を定め、最後に利益配當の規定を以て結ぶ組立てとしたところに一つの特徴があるわけである。次に表題をその順序に従つて擧ぐれば

- 一、 會社の責任開始期
- 二、 保険料の拂込、拂込の猶豫及び契約の失效
- 三、 保険契約の復活
- 四、 保険金の支拂及び其手續
- 五、 保険金を支拂はざる場合
- 六、 保険契約の無効、解除、減額、種類變更及び受取人の指定變更
- 七、 被保険者の業務、居所の變更及び旅行
- 八、 戰爭その他の變亂
- 九、 解約拂戻金
- 十、 保険料簡易貸付、拂濟保険證券及び延長保険
- 十一、 保険證券擔保貸付
- 十二、 年齢の計算及び錯誤
- 十三、 保険證券の裏書、書換及び再交付
- 十四、 利益配當

毎年利益配當附保険の普通保険約款も同時に改正せられたことは勿論であるが、最後の利



益配當の規定を除き他は全然同一である。

次に改正の要旨、特に従來に比し寛大化せられたと見るべき點を左に述べる事としよう。

一、保険料拂込の寛大化

保険料拂込猶豫期間を六十日としたことは何等變更をみない。然し拂込期日後三十日を超えたる部分に對し延滞利子を徴收した舊約款に對し、新約款では拂込猶豫期間内の利子を全免した。(第四條)

二、保険契約復活期間の延長及びその簡易化

保険契約の復活は、復活をなし得る期間が失效後十ヶ月であつた舊約款に對し、新約款はこれを二年に延長した。加之、失效後二ヶ月以内ならば醫師の診斷書を要せず、保険契約者及び被保険者の誓約書を以て復活することが出来るやうになつた。(第五條)

三、特別保険料免除

被保険者が危険なる職業に従事し、又は危険なる地方に赴く場合には特別保険料を徴する舊約款に對し、新約款に於てはこれを徴せざることとなつた。(第十六條)  
又被保険者が従軍し、又は戦争その他の變亂地に赴く場合にも、従前は特別保険料を徴することとなつて居り、且つこれを拂込まざる場合は契約は失效する旨規定されてゐたが、

新約款はこれを緩和し原則として特別保険料を徴しないこととした。唯危険が著しく増大して死亡者激増し、そのため會社の基礎を危くする如き場合は、特別保険料を徴し得る餘地を存してゐる。即ち戦争その他の變亂に際して全然特別保険料を免除することは、被保険團體を危険に導くといふ見地から全然無條件とすることを避けたのである。(第十七條)

四、保険金支拂の寛大化

保険金支拂に關しては、先づ従前は保険金支拂の期間が保険金の請求書が會社の本店に到達してから後三十日間となつてゐた舊約款に對し、新約款では一週間内に短縮した。(第九條) 又自殺の場合は保険金支拂の責任なき舊約款に對し、新約款では契約後又は契約復活後一年以上経過すれば自殺の場合でも保険金全額を支拂ふこととし、精神病による自殺であれば一年以内でも支拂ふこととした。(第十二條第一號) 又被保険者が犯罪又は死刑の執行により、若くは一年以上の禁錮又は懲役に處せられその刑の執行中、又はその刑の執行停止中に死亡したるときは保険金支拂の責任なき舊約款に對し、新約款ではこれを被保険者が犯罪、又は死刑の執行に因りて死亡したるときのみに限定した。(第十二條第二號) 次に失踪の宣告を受けた場合には保険金支拂の責に任じない舊約款に對し、新約款ではこの規定を除いた。



以上の如く保険金支拂につき種々寛大化が行はれたが、尙告知義務違反に對する契約解除權の行使期間についても、従前は契約後五年となつてゐたのを新約款ではこれを三年に短縮した。(第十四條第三項)

五、 保険料簡易貸付の方法

保険契約繼續困難な場合の便宜方法として、保険料積立金中より保険料を立替する保険料簡易貸付の方法(第十九條)を新約款に新たに設けることとなつた。

六、 年齢錯誤に因る契約無効の場合の救済

被保険者の實際年齢が契約の當時會社の保険料表の範圍外であつた場合は、總て契約を無効であると規定された舊約款に對し、新約款ではこれ等の場合に於ても全部を無効とはせず、被保険者が契約の當時に保険料表に掲げたる最低契約年齢に達してゐなくても錯誤の事實を發見した時、既に最低契約年齢に達してをれば、その年齢に達した日に於て契約したものと看做すこととして契約の無効から免れしめたのである。(第二十五條第一號但書)

七、 手数料の全廢

從來徴收することとなつてゐた保険證券の書換、再交付、訂正及び裏書の際の手數料は、新約款に於ては全部これを廢した。(第二十七條)

これ等寛大化せられたる條項は、前述の如く、全部その利益を既契約者にも均霑せしむることとした。尙昭和五年五月十六日、即ち新約款實施期日後の契約に對する解約拂戻金の金額は、それ以前の契約に對するものと算出方式を稍々異にし、極めて初期の解約に對する拂戻金は従前よりも金額が少なくなつたけれども、その以後は従前のものよりも有利となつた。

普通保險約款(第十回の改正)

會社ノ責任開始期

第一條 會社ノ保險契約上ノ責任ハ會社カ第一回保險料ヲ領收シタル時ニ始マル

保險料ノ拂込、拂込ノ猶豫及契約ノ失效

第二條 第二回以後ノ保險料ハ其拂込期間内被保險者ノ生存中毎年拂又ハ其分割拂ノ金額ヲ保險證券ニ記載シタル拂込期日マテニ拂込ムヘキモノトス但被保險者カ死亡シタル場合ニ於テ其保險年度ノ保險料ニ未拂分アルトキハ保險金ヨリ之ヲ控除スヘシ

第三條 保險料ハ會社ノ本店又ハ會社ノ指定シタル支店、出張所若クハ代理店ニ拂込ムヘキモノトス

第四條 第二回以後ノ保險料拂込ニ付テハ拂込期日後六十日ヲ猶豫期間トス若シ此期間内ニ被保險者死亡シタルトキハ延滞保險料ヲ保險金ヨリ控除スヘシ  
保險料ヲ拂込マスシテ前項ノ期間ヲ經過シタルトキハ保險契約ハ其效力ヲ失フ



保險契約ノ復活

第五條 保險契約者ハ前條第二項ニ依リ保險契約カ效力ヲ失ヒタル後二年内ニ被保險者ノ健康ニ異常ナキコトヲ證明スル醫師ノ診斷書ヲ提出シテ契約ノ復活ヲ請求スルコトヲ得但契約カ效力ヲ失ヒタル時ヨリ二箇月内ハ保險契約者及被保險者ノ誓約書ヲ以テ醫師ノ診斷書ニ代フルコトヲ得前項ノ場合ニ於テ會社カ契約ノ復活ヲ承諾シタルトキハ延滞保險料及年六分ノ割合ニ依ル利息ヲ領收スヘシ

第一條、第十三條及第十四條ノ規定ハ契約復活ノ場合ニ之ヲ準用ス

保險金ノ支拂及其手續

第六條 保險金ハ被保險者カ死亡シタルトキ又ハ保險期間滿了ノ日マテ生存シタルトキ之ヲ支拂フヘシ

第七條 保險契約者又ハ保險金ヲ受取ルヘキ者カ被保險者ノ死亡シタルコトヲ知リタルトキハ遅滞ナク之ヲ會社ノ本店、支店又ハ出張所ニ通知スヘキモノトス  
保險金ヲ受取ルヘキ者ハ被保險者ノ死亡シタルコトヲ知リタル日ヨリ六十日内ニ左記ノ書類ヲ提出シテ保險金ヲ請求スヘキモノトス但之ヲ提出スルコト能ハサル正當ノ事由アルトキハ此限ニ在ラス

- 一、醫師ノ死亡診斷書又ハ檢案書
- 二、被保險者ノ戶籍謄本又ハ抄本

會社ハ前項ノ書類ノ外特ニ必要ト認メタル書類ノ提出ヲ請求スルコトヲ得

第八條 被保險者カ保險期間滿了ノ日マテ生存シタルトキハ保險金ヲ受取ルヘキ者ハ被保險者ノ戶籍抄本ヲ提出シテ保險金ヲ請求スヘキモノトス

前條第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第九條 會社ハ前二條ノ書類カ會社ノ本店ニ到達シタル後一週間内ニ保險金ヲ支拂フヘシ但調査ノ爲メ特ニ時日ヲ要スル場合ハ此限ニ在ラス

第十條 被保險者ノ生死分明ナラサル場合ニ於テ會社カ死亡セリト認メタルトキハ保險金ヲ支拂フヘシ

第十一條 保險金ハ會社ノ本店又ハ支店ニ於テ保險證券ト引換ニ之ヲ支拂フヘシ但正當ノ事由アルトキハ保險證券ヲ提出スルコトヲ要セス

保險金ヲ支拂ハサル場合

第十二條 左ノ場合ニ於テハ會社ハ保險金ヲ支拂フ責ニ任セス

- 一、被保險者カ第一回保險料拂込ノ時又ハ保險契約復活ノ場合ニ於テハ延滞保險料拂込ノ時ヨリ一年内ニ自殺シタルトキ但精神病ニ因ル場合ハ此限ニ在ラス
- 二、被保險者カ犯罪又ハ死刑ノ執行ニ因リテ死亡シタルトキ
- 三、保險金ヲ受取ルヘキ者カ故意ニテ被保險者ヲ死ニ致シタルトキ但其者カ保險金ノ一部ヲ受取ルヘキ場合ニ於テハ會社ハ其殘額ヲ支拂フヘシ



四、保險契約者ガ故意ニテ被保險者ヲ死ニ致シタルトキ

保險契約ノ無効、解除、減額、種類變更及受取人ノ指定變更

第十三條 保險契約者又ハ被保險者ノ詐欺ニ因ル保險契約ハ無効トシ既ニ拂込ミタル保險料ハ之ヲ拂戻サス

第十四條 保險契約者又ハ被保險者カ保險契約申込ノ際惡意又ハ重大ナル過失ニ因リ重要ナル事實ヲ告ケス又ハ重要ナル事項ニ付キ不實ノ事ヲ告ケタルトキハ會社ハ契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得但會社カ其事實ヲ知り又ハ過失ニ因リテ之ヲ知ラサリシトキハ此限ニ在ラス

保險契約申込ノ後第一回保險料ヲ拂込以前ニ被保險者ノ健康ニ著シキ異常ヲ生シ其他重要ナル事項ニ付キ異動ヲ生シタル場合ニ於テ之ニ關シ會社ノ承認ヲ得スシテ第一回保險料ヲ拂込ミタルトキ亦前項ニ同シ

前二項ノ解除權ハ會社カ解除ノ原因ヲ知リタル時ヨリ一箇月間之ヲ行ハサルトキハ消滅ス第一回保險料拂込ノ時ヨリ三年ヲ經過シタルトキ亦同シ

第一項及第二項ニ依ル保險契約ノ解除ハ保險契約者ニ對スル通知ヲ以テ之ヲ爲ス但保險契約者又ハ其住所及居所カ不明ナルトキ其他之ニ對シテ通知ヲ爲スコト能ハサル場合ニ於テハ會社ハ保險金ヲ受取ルヘキ者ニ對シテ之ヲ爲スコトヲ得

第十五條 保險契約者ハ何時ニテモ將來ニ向テ保險契約ヲ解除シ、保險金ノ減額ヲ爲シ、會社ノ同意ヲ得テ保險種類ヲ變更シ又ハ保險金ヲ受取ルヘキ者ヲ指定若クハ變更スルコトヲ得

前項ノ保險金ノ減額ヲ爲シタル部分ニ付テハ契約ノ解除ヲ爲シタルモノト看做ス

被保險者ノ業務、居所ノ變更及旅行

第十六條 被保險者カ如何ナル職業ニ從事シ又ハ如何ナル場所ニ轉居若クハ旅行スルトキト雖モ會社ハ契約ノ解除又ハ特別保險料ノ請求ヲ爲スコトナク保險契約上ノ責ニ任ス

戰爭其他ノ變亂

第十七條 被保險者カ從軍シ又ハ戰爭其他ノ變亂地ニ赴カントスルトキハ保險契約者又ハ被保險者ハ遲滞ナク之ヲ會社ノ本店ニ通知スヘキモノトス

被保險者カ從軍シ又ハ戰爭其他ノ變亂地ニ赴キタル場合ニ於テ危險カ著シク増加スト認メタルトキハ會社ハ特別保險料ヲ請求スルコトヲ得

會社カ前項ニ依リ特別保險料ヲ請求シタルニ拘ラス二週間内ニ之ヲ拂込マサル場合又ハ保險契約者若クハ被保險者カ第一項ノ通知ヲ爲ササル爲メ會社カ前項ニ依ル特別保險料ヲ請求スルコト能ハサリシ場合ニ於テ被保險者カ戰爭其他ノ變亂地ニ於テ又ハ戰爭其他ノ變亂ニ因リテ死亡シタルトキハ會社ハ保險金支拂ノ責ニ任セサルモノトス

解約 拂戻金

第十八條 會社カ保險金ヲ支拂フ責ニ任セサル場合ニ於テハ會社ハ保險料拂込中ノ契約ニ在リテハ其拂込ミタル年月數ニ依リ、保險料拂込済ノ契約ニ在リテハ其經過シタル年月數ニ依リ計算シタル責任準備金ヲ保險契約者ニ拂戻スヘシ但第十二條第四號ノ場合ハ此限ニ在ラス



保險契約ノ解除又ハ失効ノ場合ニ於テハ會社ハ保險料拂込中ノ契約ニ在リテハ其拂込ミタル年月數ニ依リ、保險料拂込済ノ契約ニ在リテハ其經過シタル年月數ニ依リ計算シタル責任準備金ヨリ保險金額ノ百分ノ五ヲ超エサル金額ヲ控除シ其殘額ヲ保險契約者ニ拂戻スヘシ其拂戻金額ノ例別表ノ如シ

第十一條ノ規定ハ前二項ノ拂戻ニ付キ之ヲ準用ス

#### 保險料簡易貸付、拂済保險證券及延長保險

第十九條 保險契約ノ當時又ハ其繼續中ニ保險契約者ヨリ保險料簡易貸付ノ申出アリタル場合ニ於テ保險契約者カ第四條第一項ノ保險料拂込猶豫期間内ニ保險料ヲ拂込マサルトキハ第十八條第二項ニ定メタル拂戻金額カ拂込ムヘキ保險料及之ニ對スル次ノ保險料拂込猶豫期間滿了ノ日マテノ利息ヲ支辨スルニ足ル場合ニ限リ會社ハ保險契約者ニ對シテ貸付金ヲ爲シ保險料ノ拂込ニ充當ス

第二十三條又ハ前項ニ依ル貸付金アル場合ニ於テハ其金額及新ニ貸付クヘキ金額並ニ此貸付金總額ニ對スル次ノ保險料拂込猶豫期間滿了ノ日マテノ利息ノ合計額カ第十八條第二項ニ定メタル拂戻金額ノ範圍内ナルトキ亦前項ニ同シ但既ニ前項ニ依ル貸付金アルトキハ特ニ保險契約者ノ申出アリタル場合ニ限ル

前二項ニ依ル保險料簡易貸付金ニ對スル利息ハ年六分ノ複利ヲ以テ之ヲ計算ス

第四條第二項ノ規定ハ保險料簡易貸付ノ申出ニ基キ貸付ヲ爲シタル場合ニハ之ヲ適用セス

第二十條 保險契約者カ第一回保險料拂込後滿三年以上繼續シタル保險契約ニ付テ將來ノ保險料ヲ

拂込マス既ニ拂込ミタル保險料ニ對スル拂済保險證券ヲ請求スルトキハ會社ハ原保險ト同一種類ニシテ別表ニ掲ケタル割合ニ依リ計算シタル金額ヲ保險金トスル拂済保險證券ヲ交付スヘシ

第二十一條 保險契約者カ第一回保險料拂込後滿三年以上繼續シタル保險契約ニ付テ將來ノ保險料ヲ拂込マス既ニ拂込ミタル保險料ニ對スル延長保險ヲ請求スルトキハ會社ハ被保險者ノ健康ニ異常ナキモノト認メタル場合ニ限リ第十八條第二項ニ定メタル拂戻金額ヲ以テ原契約ト保險金額ヲ同シクスル定期保險ノ一時拂保險料ニ充當シ一定ノ期間ヲ限リ延長保險ヲ爲シ其期間内ニ於テ被保險者死亡シタルトキ保險金ヲ支拂フヘシ

前項ノ場合ニ於テ延長保險ノ期間カ原契約ノ期間ヲ超ユルトキハ之ヲ原契約ノ期間ニ止メ拂戻金ノ殘額ヲ以テ原契約ト期間ヲ同シクスル生存保險ノ一時拂保險料ニ充當シ被保險者カ期間滿了ノ日マテ生存シタルトキ其保險金額ヲ支拂フヘシ

第一項ニ依ル延長保險期間及第二項ニ依ル生存保險金額ノ例別表ノ如シ

第二十二條 前條ニ依ル延長保險及第二十條ニ依ル拂済保險證券ノ契約ニ對シテハ利益配當ヲ爲ササルモノトス

#### 保險證券擔保貸付

第二十三條 保險契約者ハ何時ニテモ保險證券ヲ擔保トシテ第十八條第二項ニ定メタル拂戻金額ノ範圍内ニ於テ會社ヨリ貸付金ヲ受クルコトヲ得

前項又ハ第十九條ニ依ル貸付金アル場合ニ於テ保險契約消滅ノ事由發生シタルトキハ其返済期限